

第五章 長島の教育



愛生学園の授業

(愛生自治会蔵)

長島の教育 長島の教育は、その置かれた状況が隔離施設内ということもあって、種々の配慮と対策のもとに進められていった。加えて、本人が感染者である場合と、入所者に同行して来たいいわゆる未感染者である場合とがあった。これらの状況に応じて、光明学園・愛生学園と未感染児童を対象とする愛生保育所・黎明学園が設置され、入所者が教師となるなどそれぞれにおいて独自の教育が行われた。しかし、何れも教育機関としては任意の機関であったため、卒業後の処遇には大きな問題が横たわっていた。

義務教育機関の任意性については、戦争末期に裳掛国民学校の分教場とすることにより制度上の解決は図られた。しかし、名実ともに義務教育機関として整えられるのは戦後をまたねばならなかった。

戦後の長島の教育で特筆されるものに、岡山県立邑久高等学校新良田教室の開校があった。病気の治癒及び社会復帰が可能となったことも加わり、全国唯一の施設として本教室の持つ意義は極めて大きいものであった。

本章では、戦前・戦後を通じて、長島の教育について各施設や教育内容等の実態をうかがうことが出来る資料を選別し、収録した。

長島に收容された子どもたちは寮での集団生活を送った。大岡信ほか編『ハンセン病文学全集』第十卷児童作品（二〇〇三年）などで紹介される子どもたちの文章には、たびたび寮父や寮母を「お保父とうさん」「お保母かあさん」と呼ぶ場面が登場する。そこには、家族的な集団生活をともに過ごすことで、少しでも子どもたちの寂しさを和らげ、ひとり立ちさせようとした寮父母たちの配慮が感じられる。

この子どもたちの存在は、入所者の暗くなりがちな生活の中で、一筋の光となる生きる力を与えるものでもあった。それは、各学園の終業式や卒業式等、ほとんどの行事に入所者が参加して行われたことにも表れている。

しかし、学業は終えてはいても、偏見や差別はそれぞれ形を変えて容赦なく立ちはだかった。彼らは、支える人々とともに、ある者は園に残り、ある者は社会に復帰し、それぞれの思いを胸に秘めて、「いま」を生きているのである。

愛生学園と光明学園 子どもたちは、当初入所者とともに生活を送っていた。しかし、愛生園では、「一般入所者の悪影響を断ち切る」ことを目的に、徐々に別居が進められた（資料三〇二）。入所者寮父母のもとで家族的集団生活を送る少年少女舎群と、学齢児童が通う愛生学園校舎が望ヶ丘地区に

増築されて、子どもたちの主要な活動の場となった。

愛生学園は一九三二年（昭和六）、学齡児童入所者二名に對して、礼拝堂の一部「がくや」を教室にし、園職員が交代で授業を行ったのが最初とされる。以後、カナリヤ舎の一室、望ヶ丘に移つて平安寮食堂、第三飾磨寮での授業を経て、一九四四年（昭和一九）に一教室が増築され国民学校としての愛生学園校舎が整つた。

授業は入所者教師が中心となつて進められ、最も多い七〇名の学齡児童がいた一九四一年頃には三名が園から任命されていた。治療でクラスの授業が不可能になったり、学習意欲に差があつたり、教師が三名で複式で授業に当たつたり等、種々の困難があつた。しかし、一部の者にはあつたが、生きる糧を見いだしたことは確かであつた。なかでも、大正時代に日本の教育界を席卷した綴方教育に関する記録が現在でも多数残つており、全国コンクールで入選し、NHKラジオ放送で朗読された作品もあつた。

また、光明園では、開設当初から入所者と分離した家族的集團生活を実施する方針が立てられた。一九三九年（昭和一四）に、少年少女舎「双葉寮」が建てられて、入所者寮父母と補佐役の入所者寮兄弟のもとで生活した。学齡児童が通う

光明学園は、開園当時から治療室の一室に設置されていたが、この双葉寮とともに併設されることになるのである（資料二九八）。

ところで、光明園では、前身の外島保養院時代の開院当初から子どもたちがおり、一九一七年（大正六）には同年の入所者四〇四名中、十五歳までの少年一〇名、少女四名がいたとの記録が残っている。こちらでも、入所者の中から教師が選ばれ、小学課程の国語や算数、歴史など、礼拝堂の一隅を当てて、教えられていた。その後、外島では大人が新聞を読めるようにと設けられた識字学級と小学、中学のクラスを設けた外島学園が一九三二年（昭和七）に新築されたバラック校舎で開校した。しかし、一九三四年（昭和九）九月二十一日、外島保養院は室戸台風に襲われたため、子どもたちに関する当時の記録も年報等に記されたわずかなものしか残っていない。

愛生保育所と黎明学園 政府によるハンセン病患者隔離政策の一端を担つて、一九三一年（昭和六）に、渋沢栄一を会長とする財団法人「癩予防協会」が設立された。長島にはその事業の一つとして、同年八月に、愛生相談所と愛生保育所が設置された（資料三〇八）。相談所は、疑似患者の診断、

患者やその家族の身上相談を行う中で入所を勧誘しようとしたものであった。

また、保育所は、入所者の子どもで、「現在は健康であるが、感染が想定される」、いわゆる未感染児童を予防的に収容して、発病の虞無しと判断されるまで保育するというものであった。翌一九三二年（昭和七）には、愛生園から相談所及び保育所の設置による収容開始を全国に周知するなどしている。したがって、保育所は国の隔離政策を強力に実行する補助機関であったともいえ、現在の保育園とは性格を全く異にしている。

愛生保育所の施設としては、主に乳幼児を収容する第一楓蔭寮と、学齡児童を収容する第二楓蔭寮が設けられた。一九四二年（昭和一七）の愛生園『年報』によると、三歳〜十六歳までの男子五九名、女子四八名の計一〇七名が在籍している。開所以来の在籍数は男子一〇五名、女子九三名の計一九八名であったから、九一名の退所者があった。その退所の内訳は、引き取られた者七一名、発病者は八名、死亡九名、その他三名であった。先に述べた目的から分かるように、感染していない愛生保育所の児童は、患者ではなく、一般の子どもたちと同じである。しかし、隔離政策の推進ともあいまっ

て、保育児童の家庭状況についても詳細に調べられた（資料三一〇）。

次に、このうち学齡児童の教育については、地元の裳掛小学校に通えなかったため、公立小学校に準じた教育を行う黎明学園が一九三三年（昭和八）六月に設置された。しかし、癩予防協会が経営した学校であったので、その後の進路などに影響が出ることは避けられなかった。一九四一年（昭和一六）の『年報』によると、退所者の進路について「男六名は、徒弟または職工として活社会に出で、女五名（内三名は有資格看護婦）は某私設社会事業団体及び満州国某国立病院に就職せり」とある。さらに、保育所では子どもたちが多い時には一〇〇名超で集団生活を行っていたので、種々の制約があった。加えて、各園内と愛生保育所は兄弟姉妹がいても行き来が出来なかったし、もちろん、中には発病する者もいた。これらのことについては、長島愛生園教育部編『望ヶ丘の子供たち』（一九四一年）に詳しいので、参照されたい。

国民学校への移行 十五年戦争期の国家総動員政策は、「無癩県運動」の強化徹底に伴い、ハンセン病療養所への収容人員の増加をもたらした。さらには戦況の悪化によって財政面、運営面等で援助を得るべく、連合府県で運営していた公立の

邑久光明園は国営に移管されることになった。

黎明学園では保育児童が感染の虞無しとして社会復帰する際に大きな問題が立ちはだかることとなった。つまり、黎明学園卒ではハンセン病と関係があることが分かってしまったため、社会に受け入れられなかったのである。保育児童や子どもたちの教育にかかわった人々は何とかこれを払拭したいと考えていた。そこで、経費は国が負担し、名義上は公立小学校分教場となるという形での決着が図られた。以後、両園の学齢児童の義務教育は、裳掛国民学校分教場として正式な義務教育機関で行われることとなったのである。すなわち、愛生保育所内に設置されていた黎明学園は、一九四三年（昭和一八）に裳掛国民学校第一分教場に、翌四四年には愛生学園が増築され裳掛国民学校第二分教場に、さらに四五年（昭和二〇）には光明学園が裳掛国民学校第三分教場に、認可されたのである。

これにより、正式な免許を持った教諭が県から派遣される形になったが、両園で開所以来行われてきた入所者補助教師制度もその後も存続された。

戦後の義務教育 しばらくは、戦後の混乱が続いたが、子どもたちに新しい時代の到来を告げたのが、学制改革による

新制中学校の分教場設置であった。戦争中に行われた小学校の各分教場設置にならって、裳掛中学校第一分教場、第三分教場が設置された。第一分教場は生徒七名に県の派遣教師東海フミを含む職員四名、第二分教場は生徒一六名に県の派遣教師魚返定夫他一名と入所者補助教師五名の職員七名であった。第三分教場は園職員と兼務した是友包子と入所者補助教師三名の、職員四名であった。

しかし、戦後のハンセン病に関係した子どもたちの運命に最も展望を開かせたのはやはり特效薬プロミンであろう。これによりハンセン病は治癒する病気となった。加えて、世相の戦後復興の積極的な動きにも触発されて、子どもたち自身の意欲にも、積極性が現れた。裳掛村当局からの援助もこの頃から活発になされるようになり、校長や指導主事の来園などが増えている。

次に、一九五二年（昭和二七）から第一分教場（黎明学園）の子どもたちは裳掛小・中学校本校に通学することとなった。この本校通学問題は、菊池恵楓園の竜田寮保育児童黒髪小学校通学問題が大きな問題となったが、愛生保育所の保育児童裳掛小学校通学はその二年前に実現していたのである（資料三三〇）。しかし、問題がなかった訳ではなかった。当時の

裳掛中学校の薄井安正校長は昭和三十年十一月三十日に開かれた保育児童社会復帰感謝会の際に、地元の反対を前に青年団の協力者と話し合い、合意形成に向けて努力したことを語っている。

さらに、児童福祉法の改正ともあいまって、ようやく保育児童を社会復帰させる動きが表面化していく。しかし、これも順風満帆だった訳ではない。例えば、地元岡山県中央児童相談所は中学校卒業後でなければ保育児童を受け入れない方針をとったため、青少年問題協議会中国・四国大会の場で愛生園職員と岡山県児童課職員が激しい論争を行っている（資料三三二）。また、愛生保育所から直接社会復帰することは、ハンセン病にかかっていることが分かかってしまい、引受先も家族・親族など縁故者でなければ容易ではなかった。その克服のため、大阪府には白鳥寮^{しらとり}という児童養護施設、東京都では認可されなかったが恵光寮を設置して、製図などの技術を補導所で身に付けて復帰していくという手法が取られた（資料三三五・三四五）。その他、愛生保育所から出身地の児童相談所を通して、各地の養護施設に引き取ってもらい、そこから社会復帰をするという方法がとられた。その場合も、養護施設長のみがハンセン病とのかかわりを把握しており、

他の職員には知らせていない場合がほとんどである。このように幾多の厚い壁に阻まれながらも、保育児童は社会復帰を遂げ、ついに一九五五年（昭和三〇）に、二五年の歴史を刻んだ愛生保育所は閉鎖されたのである。

第二分校と第三分校でも、戦後入所した子どもたちは軽症者であり、一時帰省が認められる例も多かった（資料三四一）。また、この頃になると直接、前在籍中学校に復帰する例も見られた（資料三四四）。学校生活では、第二分校と第三分校は頻繁に行き来しており、レクリエーションと称し、遠足を兼ねて野球や卓球を行っている（資料三四二）。修学旅行はなかったが、全学年での近海遊覧などが行われた（資料三四三）。子どもたちの社会復帰と入所する子どもがいなくなり、分校統合の動きなどもあった（資料三四七）。第三分校は一九六二年度（昭和三七）、第二分校は一九六七年度（昭和四二）にその役割を終えている。第三分校については、一九四六年（昭和二一）から入所者補助教師として閉校まで勤務した県豊子の「思い出のアルバム」が詳しい（資料三五二）。

新良田教室の設置 ハンセン病療養所内に新制高等学校設置を求める提案は光明園、愛生園双方から出ていたが、光明

園では一九五三年（昭和二八）に県立岡山操山高等学校通信教育部と提携して通信教育による高等学校教育をスタートさせた（資料三五四）。四三名が申し込んで開始されたが、その後の高等学校開設の動きの進展もあり、一九五六年（昭和三一）には「自然的に学習が中止した」ようである（『風と海のなか』）。

長島支部は、全国の療養所内に三ヶ所の高等学校を設けることを提案し（資料三五五）、これが軸となつて全患協でも審議がすすめられた。高校設立は、当初一九五五年（昭和三〇）四月の予定であつたが、教員の身分や人件費の取扱い等をはじめとする種々の審議のために大幅にずれ込んだ。八月三日に開設準備委員会を立ち上げて、一週間後に教員の採用試験を行い（資料三五七）、その二週間後に入学試験を全国で実施して（資料三五八）、九月十六日にとりあえず開校というかなり慌ただしい始まりであつた。しかし、第一回入試は定員三〇名に対し五四名が出願するという一・八倍の高倍率であつた。どの園でも自治会誌などに、新良田教室合格者を入所者総出で送り出す写真が収められている。また、開校式にあたっては当局から参列を禁止されたのを押し切つて、六園の入所者代表が来園している。ハンセン病療養所内

の最高学府として入所者の期待が高かつた事がうかがえる（資料三六〇）。

新良田教室の教育 予算不足や突貫工事などのため、設備など不十分な点多かつたが、生徒は新良田教室一期生として、希望に燃え、高い意識を持つて毎日の授業、部活動、生徒会活動等の高校生活を送つた様子が報告されている（資料三六一）。

高校生活は、社会復帰前の偏見・差別との戦いの場でもあつた。例えば、修学旅行については、昭和三十二年度国立療養所長会議で、「所外におけるレクレーション実施の場合の行先地は、らい予防法上の観点と患者の特殊性を考慮して選定し、都会地、名所旧跡、海水浴場等の多数公衆の集まる場所は絶対に避けること」と強い指示が出たため、厚生省はもちろん、概して各療養所長も消極的であつた。正式に修学旅行として実施できたのは、一九七五年（昭和五〇）になつてであつた。それまでは新入学生の「お召し列車」の帰りを利用して自分たちで計画をしたり、社会見学と称して、宿泊場所を他の療養所に限定して実施するなどしていた（資料三七一）。

希望にあふれてスタートを切つた新良田教室であつたが、

定員を超えて入学希望者があつたのは、一九五〇年（昭和三五）までであり、それ以降は対象となる入所者の減少により定員割れとなった。昭和四十年代にはいると日本復帰前の沖縄からの入学生が大半を占めるようになってきた。第十一期（第十五期（昭和四三年度）四七年度）の卒業生四五名の内、ほぼ半分の二二名が沖縄県出身者である（『新良田』閉校記念誌）。彼らは、里帰りするにもパスポートが必要であり、大学進学にも留学生扱いが必要など、ハンセン病という病に加えて、種々の制約があつた。それを乗り越えて新良田教室での学業に励んだのであつた（資料三七四）。

新良田教室の教員は当初白い予防着を着て授業し、生徒から提出された紙幣は消毒するなどしていた。さらに、生徒は職員室へは出入りが禁じられ、ベルを鳴らして教員を呼び出し、用件を伝えることになっていた。一九七二年（昭和四七）の生徒会のベル制についての全校生徒アンケート集計報告によれば、二七名中二一名が反対であり、偏見・差別の象徴としてとらえている生徒もいた（資料三七五）。『新良田』閉校記念誌によれば、一九七二年度（昭和四七）を中心に生徒会と学校側で話し合いがもたれ、翌七三年四月に、ベルが撤去された。また、職員室への出入りも、教職員の更衣室が

整備されたことによつて、自由となつたのであつた。

沖縄本土復帰後は、沖縄県からの入学生も数が減り、閉校は時間の問題となつた。そのような中でも「私の青春」（資料三八二）に見られるように毎日を懸命に過ごした生徒がいた。閉校の新聞報道（資料三八七）には、副題に「うれしい閉校」とあり、この言葉に新良田教室の果たした役割が凝縮されているといえよう。

なお、岡山県立邑久高等学校新良田教室に関しては、『新良田』閉校記念誌（一九八七年）の他、『近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻十（二〇〇六）にも詳しく収録されているので、合わせて参考にされたい。

第一節 戦前・戦中の教育

1 光明学園

二九六 外島保養院の教育〔抄〕

〔光明自治会蔵「第三区府県立外島保養院」年報〕昭和9年

四、教育及教養

本院ノ患者教育ノ目的ハ患者ヲシテ自己ヲ自覚セシメ中庸ヲ得タル人格ノ所有者タラシメ、長キニ渉ル団体的療養生活ヲ円満ニ営マシメ患者ノ悲観的観念ヲ除去センガタメ教育及ビ教養ニ苦心ヲ払ヘリ。

学齡児童及未就学青年男女ニ対シテハ外島学園小学部ニ入学セシム。而シテ本院職員ニシテ教養係ニ命ゼラレシ者ガ主トシテコレガ指導ニアタリ患者中人格学力共ニ優レタルモノヲシテ補助セシム。小学部ノ学风ハ一般患者ニ良好ナル影響ヲ与ヘ、大人一般患者ニ対シテモ大人夜間部ヲ設ケテ小学教育及成人教育ヲ施シソノ教養ニツトメツツアリ。而シテソノ教育内容ハ尋常高等小学ニ準ゼルモノヲ根幹トシ、コレニ文芸倫理ヲ加味シタルモノヲ教育課程トス。又水曜講座ト称シ毎週水曜日ニ一般患者ヲ礼拝堂ニ集メ社会的知名ノ学者、宗

教家ヲ招キテ成人講座ヲ開キ、又盲人ノミヲ集メテ修養講話ヲ開催シ、他而外島青年団、外島婦人会、宗教五団体等ノ善導ニ努力ノ結果本院患者ノ気風近来漸次良好トナレリ。詩歌・俳句等ニ於テモ著シク発達シツ、アリシモ、九月廿一日ノ風水害ニ依リ多クノ有能ナル患者ヲ亡ヒ、又六箇所ノ全国療養所ニ全患者ヲ委託スルノ止ムナキニ至リ教育及教養ヲ一時中止ノ止ムナキニ至リシモ、委託所長ノ御指導ニ依リ益々向上セン事ヲ念願シ居レリ。現在患者入所時ニ於ケル教育程度ヲ表示スレバ左ノ如シ。

現在患者教育程度別表（昭和九年未現在）

教育程度	男	女	計	教育程度	男	女	計
無教育ノ者	二六	一六	四二	同卒業程度ノ者	六〇	八	六八
多少文字ヲ知レル者	九	四	一三	中等学校程度ノ者	八	一	八
尋常小学程度ノ者	六八	二二	八九	同卒業程度ノ者	二	一	二
同卒業程度ノ者	一三四	二九	一六三				
高等小学程度ノ者	二三	一	二三	合計	三一九	七九	四〇八

二九七 光明学園開設時の教育〔抄〕

(光明園蔵『昭和十六年邑久光明園年報』昭和17年刊)

第四 患者の状態

六、教育

〔中略〕

(口) 光明学園

入園患者には約四十名の学齡児童あり、此等の者に対しては、国民学校令に準じ教育を施しつゝあり。而して教師は職員指導の下に患者中より教育に経験ある者を選び之が授業を担当せしむ。

二九八 卒業式の思い出

(楓編集委員会蔵『楓』第六巻第四号 昭和16年)

卒業式の僕の思ひ出

高二 K・A

光明学園は開園当時ある治療室の一室で勉強していた。其当時は生徒五、六人しか居なかつた。其の小さい教室で四ヶ月ばかり勉強した。それから大分してから、今の光明学園の開校式が執行された。又少年舎も今の双葉寮を開く事になり昭和十四年に此木尾に下りて来た。学園もそれから勉強が始まつた。始めは女の先生二人で勉強を教へて下さつた。その

つぎに今の矢野先生と條原先生となつたのである。其の中雨の降る日も、風の日も、病苦と戦いつゝ通学して勉学に励み、又おもしろく遊び、楽しく学んで来たが、此の度其なつかしい教室、机と別れなければならぬと思ふとなんだか心のこりがするやうに思ふ。又小さい弟妹にも別かれなければならぬと思ふと長い間楽しく暮し嬉しく遊び又共によるこんだりして来た事が頭の中に浮かぶように、長い間が偲ばれる。小さい弟妹達よ今後一層勉強に励まなくてはなりません、そして立派な人になつて下さい。

二九九 昭和十八年三月の双葉寮だより

(楓編集委員会蔵『楓』第八巻第二号 昭和18年)

双葉寮だより

雪、在りし日の少年の頃の絢模様も懐かしく、玻璃窓に浮くともなく消ゆるともなく降る雪。立春も間近いと言ふに何と冷たく、春はまだく、杳きの感をいまだかしめる今宵。

編輯氏の言葉により初めての試みとして双葉寮だよりを記す事となつたが、何分初めての事とて如何なる事を記せばよいのか見当さへもつかず、ともかくも思ひ浮ぶ寸感をそのまま書く事にする。

私達の双葉寮は開設以来こゝに五歳。どうやら片言ながらも言葉覚え、少しづつは物事の聞きわけも出来て来たといふところ。それだけに悪戯も上手、まだく腕白小僧といった幼年期であつて何かのことが完成には間があるが、寮父、寮母、寮兄、寮姉と、この四人に馴れ親しみこれらを囲んで寮児たちは実にまめやかに和やかに育つてゐる。

やがてこれからの寮児たちが、次々と巣立つて第一の国民として、病癒し者は御国の盾として、病癒ざる者は模範的な病者として「つれづれ」の御歌をいたゞき、遙か海を渡つて、南の国人に、病者に御国の尊さを、御稜威のもとに生かされる幸を伝える日が来るであらう。

開設第一年目は十八名であつた寮生も、第二年目には二十六名となり、かくして第三年目の春には此の中の一部十二名を第一回の巣立つ者として送り出し、第四年目の春は四十余名となつて、この年も亦袖を別つて十名を送り出したが、第五年目を迎へた今日では男児三十九名、女児二十一名の兄弟姉妹となつた。この春ももう十余名の弟妹たちをこの寮から送り出そうとしてゐる。

かくして年々十数名を送り出すとすれば、この園の青年たちはだんくこの寮を巣立つた者がその大半を占めるに至る

であらう。が数に於てのみでなく、すべての点に於てこの寮の出身者は代表的、模範的であつてほしいと思ふ。否、そうあつてくれねばならない。かく思ふ時に如何に自分達養育にあたる者の責任の重且大であるかがひしくと感ぜられる。

零足す零はいくら集めても零である。子供たちよ。去年よりは今年、今年よりは来年と、次々に一足す二、二足す三と向上して精神力ある生甲斐をいきくと感じての生涯を送る者となつてくれよ。

自然の約束は厳粛である。間もなく節分が来、今宵のやうな雪も消へて、建国二千六百年の紀元節を迎へ心を一層あらたにして雛の節句も来ることであらう。

暖気加はる日と共に私たちも努力しなければならない。雪の今宵の寸感を記して双葉寮だより第一回の責をふさぐこととする。

(二月近き雪の宵に。I記)

2 愛生学園

三〇〇 昭和七年の教育〔抄〕

（愛生園蔵「患者記録関係綴」昭和7年）

七 教育

入園者ノ教育程度ハ概シテ低級ニシテ其詳細ハ別表ノ示ス通りナリ。昭和七年中ノ教育施設ニ於テ特記スベキ事項ハ、愛生青年団ノ結成ト諸種ノ文芸団体ノ誕生ナリ。

愛生青年団ハ入園者中壯健ナル青少年ヲ以テ組織シ、修養・消防・自警ノ三部ヨリナリ、団則ニヨル諸種ノ事業ヲ遂行シツ、アルモ未ダ適當ナル指導者ヲ得ザル為、動モスレバ沈滞セントスルノ感アルハ遺憾ナリ。

文芸ニ於テハ長島短歌会・落ノ芽会・風雅会ノ諸団体公認サレ、夫々一般入園者ノ文芸趣味ノ普及ニ資スル処多大ニシテ、殊ニ不自由舎ニ於テ其傾向極メテ顕著ニシテ、寔ニ怡々トシテヨク生ヲ樂シムニ至リタルハ喜ブベシ。

愛生学園ニ於ケル学齡兒童ノ教育八年ト共ニ其内容ノ充実ヲ見、殊ニ本年度ニ於テハ入園者中教育ニ經驗アル専任者ヲ得タルニヨリ一層其感ヲ深フス

愛生図書館モ亦蔵書ノ数八年ト共ニ増加シ、本年末ニ於テ

ハヨク単行本一、一〇〇冊、雑誌四、〇〇〇冊ヲ数フルニ到リ、読書趣味ノ普及ニ貢献スルノミナラズ諸種ノ文芸団体ノ事務所トシテヨリ其機能ヲ發揮セリ

現在入園者教育程度調査表

教育程度	入園者数		備考
	男	女	
無教育ノモノ	二五	二六	五一
多少文字ヲ知レルモノ	一〇	七	一七
尋常小学科程度ノモノ	九四	三四	一二八
同上卒業程度ノモノ	一三三	三三	一六六
高等小学科程度ノモノ	二〇	一	二一
同上卒業程度ノモノ	七六	一四	九〇
中学科程度ノモノ	八	〇	八
同上卒業程度ノモノ	一一	六	一七
専門学校以上ノ程度ノモノ	二	〇	二
合計	三七九	一二一	五〇〇

三〇一 三年目の愛生学園

（愛生園神谷書庫蔵『青年愛生』第二号（愛生附録）昭和8年）

入園兒童の教育に就いて

私達の愛生学園は、小学校在学中に又はそれ迄の幼年期に薄倖にも療養生活を余義なく〔義〕されました児童の伸びんとする、若葉にも等しい生長力を枯死させぬ様、その目的に開校しましたのが昭和六年九月で今年で三年目、歩み出したばかりの幼な児なのです。

現在児童の数は尋一から尋五まで全部で十四名その中男子が十一名、女子が三名就学してゐます。

教育法も社会の学校に比して何等遜色なきやうにと懸命努力してゐるので御座います。(尚この外に初等科程を卒へた〔少〕小年に夜学の中等教育を施して居りますが、私は自分の受持である初等科に就いて述べさしていただきます)

昔から健全なる精神は健全なる肉体に宿ると云はれてゐる位ですから定めし身に病を宿し、父母の膝下を離れてゐる児童の感情も歪められて居ることゝ一寸想像されるのですが、事實はその危惧を裏切つて子供達は皆朗らかで元氣であります。家庭的の悩みも、苦しかった過去も打忘れて、この楽天地を第二の故郷として自由に手足を伸ばしてハネ廻つてゐる〔子〕小供達の顔は何時も晴々としてゐます。自然美と人情美の和気藹々とした雰囲気に生活してゐると自然に気持ものびくするのでせう。勉強することが自分達の大切な仕事だと思ひ

込んで真面目に勉強してゐる彼等……少しづつ大きくなり少しづつ賢くなる若芽……

御身達も幸福であらう！それを見る私はどんなに嬉しいことでしょう。

智力の進歩の程度がやゝ後れ気味に見受けられ〔る欠〕のは、身体〔る欠〕の具合で思ふ存分に勉強の出来ぬことも有りませうし、又人数も少なく、年令も病状にも相違が有りまして勤勉の拍車であると云はれてゐる競争心に欠けてゐるからではないかと思はれます。全生病院の学校を出た人で今中堅となつて活動してゐる方達の話聞かしてみたり、生長して園の指導者になれる人を、更に社会に出しても敢て人後に落ちぬ人物を養生したいと(自分の微力を恥じ乍ら)腐心してゐるのではあります……

〔子〕小供の心程純真なものはありません。この美しい無邪気な童心を健やかに伸ばすのには一大家族の大人の自分達は共に児童の人格を尊重して、各人が教育すると云ふ氣持になつて接して戴きたいと存じます。

教育は単に学校だけでなく、家庭教育と相俟つて初めて好結果をみるのですが、周囲の大人がその心掛けで居て下さつたらと、つくづく思ひます。子供は「誰々さんがこんなこと

を言った」と良い事も悪い事も意識しないで口にすることがありますが、模倣性と記憶力の強いのが幼少年期の特徴なので、こうした共同生活では児童の行為は殊に環境に依つて影響されることを考へてやつて、慈雨ともなり肥料ともなつて若芽を生長せしめたいと思ひます。

児童の生活に取つて遺憾なのは児童期の生活を大人に依つて蹂躪されることです。大人の社会で、大人の思想で、大人の意志で起居動作する事です。よくある事です、子供らしく育てる事が望ましいのです。児童の生活は、子供らしい感情で、子供らしい意志で動く、充分個性の伸びる子供の社会を形造つてやりたいと思ひます。

幼年期から青年期へ更に青年期から大人への過程を経ずに一足飛びに大人の世界へ引き込まれ純真な性格を培はずに変なませた人間になるのを恐れるので御座います。体育、智育、徳育に潤ひのある情操教育に留意することが児童教育の大きな一分野ではないでせうか……と考へてゐます。

智識欲に燃へて居る児童は見るもの、聞くもの、動物につき、機械につき、何でも目新しいものには疑問を抱いて質問をしますが、何かにつけ大人から得る所別、やがて生涯の智識の根柢をつかせてありますなら、旁として有為の実を結ば

しめる様、愛生園が温室であり、自分達は信賴の出来る父となり、母ともなりたいと思ひます。枚数が尽きましたので天使の健やかな生長を祈りつゝ筆を置きます。(六、二四、愛生学園にて)

三〇二 少年少女の保護

(愛生園蔵「舎長会議事録」昭和8年)

昭和八年八月七日

園長〔自署〕 庶務課長Ⓐ 主任Ⓐ

医务課長Ⓐ 分館通知済Ⓐ

舎長会議事録

日時 昭和八年八月七日午前九時

出席者 園長、四谷事務官、田尻医官、古満書記、山田書

記、井上書記、東原書記、青山看護長、宮川囑託、

岡崎囑託、喜多尾指導員

議事

〔中略〕

一、少年少女ノ保護ニ関スル件 Aカナリヤ舎長 説明

(1) 少年少女ノ経済状態ヲ縷々説明シ、貧困者ト同様一

定額ノ救済金ヲ支給サレ度シ。

- (四) 少年少女ニ対シ被服ヲ特別ニ支給サレ度シ。
- (ハ) 少年ノ教育ニ関シテ悪影響ヲ及スヲ以テ青年ト少年トヲ別居セシメラレ度シ
- (ニ) 将来少年舎ハ普通舎ト相当相距リタル地域ニ建設サレン事ヲ望ム
- (ホ) 慈岡寮主任ノ手当ヲ増額サレン事ヲ望ム
(即チ現在一円ヲ一円五十銭ニ増額サレ度シ)

右ニ対シテハ夫々研究考慮ノ上、適当ナル措置ヲナスベキヲ園長ヨリ回答サル

〔後略〕

三〇三 「一人一題」にみる子どもたちの声

(愛生園蔵「患者記録票(一人一題 最近の愛生園)」昭和9年)

M・H

ぼくわこの長島がだんだんさかえて、しまいにわ千人も二千人もなつて長島は一つの町になるやうに、ぼくら少年だんわ大いにかつやくをして、おおくの人おむかへようとおもつて大いにはたらこうとおもつています。

最近の愛生園わ平和であるが、平和でないのは病気である。楽しいのわ林間学校で学ぶのである。もすこし先生がしつかりして、一生けんめいにおしへてもらいたい

三〇四 愛生学園教師の履歴

(愛生園蔵「患者人事関係書」昭和16年)

履歴書

一、本籍 沖縄県宮古郡 □ 町字 □ □ 番地

O・S

大正拾貳年貳月廿日生

- 一、昭和五年 □ 尋常小学校入学ス
- 一、昭和拾壹年参月廿七日同校卒業ス
- 一、昭和拾壹年四月六日那覇市立商業学校入学ス
- 一、昭和拾五年五月廿六日同校中退退学ス
- 一、昭和拾五年六月廿日愛生園入園ス

賞罰無シ

右相違無之候也

昭和拾六年壹月廿八日

O・S (拇印)

光田健輔殿

三〇五 望ヶ丘に子どもたちが来たとき

(長島愛生園教育部編『望ヶ丘の子供たち』昭和16年刊)

〔一〕 運命の旅路

〔まへがき〕 長島にやつて来た少年少女達が一番最初に書く綴方は、本園に入院する時の感想です。汽車に乗るのは嬉しいが巡査さんに連れられたりして、特別の貸切車で淋しい旅です。長島は岡山市から南行すること九里で、此の間は病院の大型自動車に乗って行きます。虫明と云ふのは昔から有名な漁港ですが、此処で自動車を下りて、病院のポンポン船に乗り二十分位で長島の棧橋に着きます。

此の長島は東西一里半位の細長い島で瀬戸内海の沿海近く横はつてゐます。昭和五年に開所された我国最初の国立癩療養所であり、千五百人以上の癩を病む人が故郷を遠く離れて此の島に棲んでゐるのです。彼等は恐ろしい病原菌を体内に持つてゐますので、自分の家族や社会の人に伝染させない様に此の島の寂しい生活を耐え忍んでゐます。此の黴菌は幼児に伝染し易いのです。近頃愛生園の事がよく世間に知られて段々と子供の病者の入院が増加して来ました。園では彼等の

為に子供達だけ住む家を設け、故郷の父母に代つて世話をする寮父寮母を置いてゐます。又国民学校の教育を授づくる為に愛生学園が設けられて、病者中の有識者が先生となつて、身体は病むとは云へ精神は健全である様に、いろいろ苦心して勉強させてくれるのです。

病者の船が棧橋に着くと、医官を始め多くの看護婦さんや同病者の人が出迎に出ます。そして収容所と呼ばれてゐる特別の家に二、三日居て、此処で医官達の診察を受け、体に他の異つた伝染病を持つてゐるかどうかをしらべられます。身に異常のない者はそれぐの住宅へ移されますが、子供達は山の向ふの斜面に在る「望ヶ丘」の寮舎からお保母〔かあ〕さんと友達を迎に来てくれます。

「望ヶ丘」には、香港寮、山陽高女寮、平安寮、報恩寮、白兔寮（之等は皆民間有志の寄附によつて出来たもの）等に分れ住み、目下此の「望ヶ丘」の人員は大体百人位です。

3 愛生保育所・黎明学園

三〇六 癩児收容所設立の提案

(岡山市立中央図書館蔵光田文庫)

「癩児收容所設立趣意及び下書類」(大正5年)

癩児收容所設立趣意に就て

敬愛する所長光田^(健)原輔殿

我国の貧病者に対する救済上の諸施設中、特に意を用ひられたる癩病者の收容救助設備は、小生輩第三者の自由なる觀察によるも、他の救済施設に比して甚だ完備に近きものに存ぜられ、寔に感謝に堪えざる義に有之候。然ども世界最大の癩病国とし又文明国として、其設備に於て其数に於て、猶悠久の前途を要し候義、幾多の欠陥のある中、院内出生の嬰兒に対する保育上の設備並に将来に於ける計画に至りてハ、未だ何等救済上の意義に徹せるものあるなく、他の設備に比してさへ至大の遜色あるは蔽ふべからざる事実と存ぜられ、癩病者の根本的救済に焦慮せるものをして、等しく憂慮にたえざらしむるものあるは、誠に遺憾に存じ候。

然ど、これは全く院の施設に伴ふてあるべき筈の補助救済機関の無之か為にして、若し嬰兒保育に対する特種^(殊)の機関存する

に至らば、此点の解決及び安定ハ事甚だ容易なるにはあらざるかと思惟仕り候。小生は外島保養院内に基督教を宣伝する茲に五年有半。傍ら癩児の救済処分につき種々熟考の上、遂に全国の各癩病院を歴訪し、更に医界の大家の意見を聞き、其結果として三年以前、一度此問題の解決を保育所設置によりて理想的に解決せんものと既に具体的計画をたて、当に実行の期に迫れるに、時恰も欧州大戦の勃発するあり、為に資金調達の道を失し、止むなく中途にて挫折仕候。以来今日に至るまで、こは不断の懸念に有之候ひしが、此程熟々惟みるに、前年の計画の其余りに物質的援助に重きをおき、遂に為さざるべからざる事をも為し能はざるに至らしめしを深く悔悟仕り、此度ハ縦し無援にして孤立するも断乎として初志の貫徹に猛進仕るべき覚悟に御座候。

扱、何故に癩児保育所の設置に志し候か、這は賢明なる所長にありては小生輩の言を俟ずして既に万々了知の事と拝察仕り候も、猶小生の観ずる所、又積年の心事を率直に披瀝仕り候へバ

第一 施設上

既に院内に男女数百の患者ある所、如何に男女関係の厳然するものありと雖も、本性の欲求と愛情の一致を禁圧する、到

底不可能の事たる明瞭にして、必ずや一年一人若しくハ二人の嬰兒出生の悲劇をみる、決して怪しむに足らざる義と愚考仕り候、然らバかくして生るゝ幼児に対してハ救済設備を要し、而も単に一般癩患者と取扱ふか如き消極的施設の不可にして、積極的救済設備ありて、嬰兒の一生涯に個人的にして、又社会的なる安定と救済の途なかるべからざる義と存じられ候。然るに現今多くの状況ハ概してかゝる救済機関の存せざる為、単なる消極的仕方なしの姑息的方法にてハ、将来に対する何等確固たる計画さへも無之、只一時的に始末をなすあるのみにて、一面嬰兒個人の将来に恐るべき憂慮を抱かしめ、一面社会に対し慥かに徳義上の欠陥生ずるあり。こは道德上決して看過すべからざる大問題と確信仕り候。

第二 医学上よりみたる嬰兒

小生輩の医学上に対する門外漢が厚かましくも斯る義を口上するハ、甚だ礼なき次第に候が、多少見聞する所あり、敢て愚見を陳述仕るべく候。

癩菌が母体の胎盤を通過し幼児の血液中に存在するは、我外島保養院院長菅井博士の御研究によりても確固たる事実にして、此点よりせば、嬰兒ハすでに感染せるものと見做し得べく、従つて生れながらの癩患者と相定^想さるゝ次第に候が、而

も博士の言明によれば、胎児中の癩菌の生死如何ハ明かならず、或ハ死菌にして何等嬰兒を害するものなきやも知れず。

又よし多少の生菌血液中に存するも、嬰兒の免疫効を奏して健全に生を全うするやも計られず。現にかゝる者の存するは明なりと、然らバ癩患者の子女にしてのち癩患となるものありてハ、体内生活中に於て遺伝せる素質及び癩菌の存在に加えて、成育中に於て直接（例ハ哺乳接触等）感染の結果なるや、又単に成育時に於ける感染の結果なるや、乃伝染か遺伝か其兩者いづれかに就てハ、医学上の研究に加えて、完全なる保育上の設備に於ける実験上の事実の提供ありてのみ、始めて問題ハ闡明さるゝ筈のものなりと、這ハ北里研究所の秦医学博士の小生に対する御意見とも略一致し、両博士及び熊本・東京の有志の切に癩児保育所設置の希望ある所以にして、蓋し比事たる何人にも已に了知さる定説と存じ候。猶印度四十八個の癩病院監督者にして、我国斯界にも縁故浅からざる博士ベリー氏来遊の際、氏の印度に経営せる癩児収容ホームの成績を聞きしに、既に年を閲すること二十有七年、数十の子女は互ハ結婚して家庭を有するに至りしが、未だ一人の異状あるをみずとて、切に癩児収容所の必要なるを縷陳せらるゝあり。

果して斯の如くんバ、縦し嬰兒の血液中多少の生菌ありとす
るも、そは其後の養育の佳良に伴ひて撲滅し、健康者として
の生涯を保持せしむる事の必ずしも空想ならざるを感ずるも
のに御座候。

更に翻つて想ふに、根本的なる癩病絶滅策は根治法の医学的
発見にあらざる限り、現今の如き一小部分罹病者の收容、隔
離のみにてハ、到底約十万の患者を有する日本国の救済断じ
て覚束なく、若し我等が希望する如く嬰兒隔離保育が成功し、
完全に彼等の成育を保護して、悉くならずとも百中七、八十
パーセントの可能性を有すること、医学上の定見と、加ふる
に実験上の確固たる事実あるに至らバ、茲に始めて医学的治
療によらざる撲滅策の根本的に樹立さるゝ事と愚考仕り候。

以上、二ツの理由は単に道徳上若しくハ医学上の問題に候が、
更に癩病院管理の実際上の困難に至りてハ、到底此儘現状に
放任するを許さるゝもの多々有之、予め今より保育所の建設
さるゝありて、一ツハ直接現今の窮状を救ひ、更に遠大なる
救済策の確立する事無んバ、必ずや悔を永遠に遺す事に非ず
やと存じ候。

右の次第にて、小生ハ可憐なる癩児を思ふ至情止まんとする
も止む能はず、蹶然従来の職を抛ち一家を挙げて悉く此事業

に献げ、一ツハ以つて御院の御便宜に供え、一ツハもつて癩
児の幸福を図りたく、幸に今田院長・医長菅井博士の自ら進
んで監督者の位置にたゝれ、亦エ・デ・ヘル氏顧問となり、
俱に協力して或ハ内に或は外に援助され候あり。

若し併せて所長の御賛同を忝うし、所長を理事に御推戴申上
ぐるを得、また御院に於て将来生るべき嬰兒の保育上の御委
託ハ、凡て当園に蒙り得て、出来得る限り完備せる保育院た
らしめ候へバ、幸甚たゞに小生に止まらず、広く癩病者救済
上の一大問題の具体的救済に資する事大なるものと存じ候へ
バ、茲に規定上の書を添えて偏に御高見を仰ぐ次第に有之候。
希八吾等の微衷を御諒察の上、御賛助に預り度、如斯くに
御座候也。 謹言

大正五年九月廿九日

計画者 福田荒太郎

施設上の計画

一、保育所を大阪^{〔郊〕}外箕面の勝地に建設し、保育所名は「緑
樹園」と命名す

一、保育所には福田夫婦及保母数人在住、主任^{〔師〕}医士として里
村医学士の好意を以つて普通疾病の治療に当らる

一、牛乳の供給は外島保養院長の斡旋に依り、大阪牛乳組合より廉価に購入すべし

一、家屋費の一部、経営費の一部は、顧問へール氏を通し将来博士ベリー氏の寄附を仰ぐ

一、児童の衣類等は、一際世の同情者よりの寄附を受くべし

一、漸次世上の寄附を募集して、基本金及び設備を整ふ

右は、小生の単なる計画予定に候が、已に交渉纏まりしものもあり、又未だ纏らざるものも有之候へど、十分なる確信有之候

既に療養所内外児童成育してある児童の收容保育も、各療養所長の御希望によりては別種の設備をなして養育の事に当るべく候

癩児收容所規定

一、嬰兒は、両親の一人若くは二人共癩病患者たらざるべからず。

一、嬰兒ハ、予め分娩前当園に御通知あり、分娩と共に嚴重なる消毒を以って直に隔離し收容の手續を了する事。

一、嬰兒の両親若しくハ母の写真一葉は、必ず両親の戸籍謄本と共に送らるゝを要す。

一、嬰兒ハ、六才に至るまで養育費として月額五円を療養所に於て負担せらる事。

一、経営上の一切の責任は、園の監督者たる今田外島保養院長及び経営者たる福田園長にあり。

一、医学上の監督及び報告は、園の監督者たる菅井博士当らる。

一、收容の旅費は療養所に於て支弁さるゝ事。

以上

三〇七 保育児童の記録〔抄〕

(愛生園蔵「保育所及患者相談所書類」昭和15年)

〔表紙〕

昭和十三年 昭和十四年	事業成績報告書
財団法人癩予防協会	

五、児童ノ分離保育

昭和十三年度ニ於ケル本会ヨリ保育料ヲ支出シ、地方長官

二委託シテ分離保育中ノ児童八、昭和十四年一月十四日現在ニ於テ

福岡 六 鹿児島 一 香川 二 大分 三

計 十二名ナリ

昭和十四年度ニ於ケル本会ヨリ保育料ヲ支出シ、地方長官ニ委託シテ分離保育中ノ児童八、昭和十五年三月十三日現在ニ於テ

福岡 六 香川 二 大分 三 鹿児島 一

大阪 一 静岡 二

計 十五名ナリ

〔中略〕

八、児童保育所

(1) 児童保育所ニ於ケル十三年度末ニ於ケル各保育所ニ

於ケル児童数左ノ如シ

長島 六一名、栗生 五五名、星塚 四〇名、

宮古 八名、北部 一五名、大島 四九名、

九州 三五名

計 二六三名

(2) 同十四年度末ニ於ケル各保育所ニ於ケル児童数左ノ如シ

長島 七三名、栗生 五四名、星塚 三五名、
宮古 六名、北部 一五名、大島 五三名、

九州 三四名

計 二七〇名

(3) 昭和十三年十月二十日、二十一日ノ両日保生会館ニ於テ児童保育所保母会議ヲ開催セリ、第一日目ハ各種ノ協議ヲ遂ゲ第二日目ハ大宮御所ニ参上シタル

上、市内児童保護施設ヲ見学セリ

九、小学校ノ経営

現在保育所附設ノ各小学校ニ通学中ノ十三年度末ニ於ケル児童数八一五九名ナリ、ナホ十四年度末ニ於ケル児童数八二一八名ナリ

三〇八 相談所・保育所の収容開始

(愛生園蔵「相談所重要書」昭和7年)

昭和七年八月二十四日起案

昭和〃年〃月二十五日施行 第一二五号

園長[㊟] 庶務課長[㊟] 係長 主任[㊟]

案

第一二五号

昭和 年 月 日

園 長

各府県知事（但シ香川、熊本、
青森ノ各県ヲ除ク）宛

患者相談所及保育所収容開始ノ件

財団法人癩予防協会ノ事業トシテ、本園構内ニ患者相談所及
保育所建築中ノ処此ノ程工事落成、左記条件ノ下ニ患者及未
感児童ノ収容開始候条、入所希望者御勧誘相煩度、此段及照
会候也

記

一 相談所入所ニ就テハ

(イ) 入所料一ヶ月拾五円（食費、治療費等一切ヲ含ム）ヲ

可成一ヶ年分百八拾円前納スルコト

(ロ) 入所中ノ食料其ノ他慰安娯樂等ハ、本園入園患者ト同

一ノ処遇ヲ与フ

二 保育所入所ニ就テハ

癩患者ノ子ニシテ未ダ病毒ニ感染セザル十三歳未満ノ

救護者ナキモノ 但無料

三〇九 相談所・保育所収容への回答

（愛生園蔵「相談所重要書」昭和7年）

昭和七年十月十三日起案

昭和七年十月十五日施行 第一二五号

園長〔自署〕 庶務課長[㊟] 主任[㊟]

案

第 号

昭和 年 月 日

園長

兵庫警察部衛生課長宛

癩患者相談所及保育所収容ニ関スル件

本月十日衛収秘第四一〇号ノ二ヲ以テ御照会相成候標記ノ

件、左記ノ通及回答候也

記

一、相談所ニ入所スル者西大寺駅迄来車ノ際ハ、同駅迄本園

ノ自動車ヲ配車ス

二、(イ)、保育所ノ入所ハ救護者附添ノ上来園スルヲ原則トス

ルモ、救護者等ナキ為送致不可能ノ児童ニ付テハ、

事情ニ依リ本園職員出張ノ上収容ス

(ロ)、入所児童ノ鉄道運賃等ハ救護者ノ負担ヲ原則トスル

モ、救護者ニ於テ其資力ナキトキハ本園ニ於テ支給ス、但シ附添人ニ付テハ支給ノ限ニ無之

三、「救護者ナキモノ」トハ「癩予防上適當ナル救護者ナキモノ」ノ謂ニシテ、從テ必ズシモ救護者ノ資力ノ有無ヲ論ゼズ、環境ニ依リ児童ニ対スル病毒伝染ノ危険ヲ防止スル上ニ於テ、十分ナラザル救護者ノ場合ニ於テハ所謂「救護者ナキモノ」ト見做シ、入所セシメ得ルモノト了知セラレタシ

三一〇 保育児童の家庭調査

(愛生園蔵「保育所関係書類」昭和12年)

高発第一、二一四号

回 報

昭和十二年四月五日

吉備郡 □ 町長 O・M 印

国立癩療養所長島愛生園長

光 田 健 輔 殿

保育児童ノ家庭ニ関スル件

四月二日付長発第八九号ヲ以テ照会相成候標記ノ件、左記ノ通り及回報候也

記

一 保育者及家族ノ生活状態

〔朱線〕 保育者K・Hハ老衰甚シク自活モ稍困難ニ向ヒツ、アリ

一 保育者及家族ノ資産状態

〔朱線〕 資産等ナシ

一 其他参考事項

保育者K・Hハ日蓮宗ノ千ヶ寺トシテ近郷へ修行ナシ居レリ

K・Aハ方面委員黒□弥□氏ノ取扱ニテ当町小学校三年

生成績稍良好ナリ

〔朱線〕 尚部落等ニ於テ差別ノ待遇等全クナシ

以 上

三一 児童分離保育に関する調査依頼

(愛生園蔵「保育所関係書類」昭和12年)

残暑御見舞申上候

〔朱書〕 (児童分離保育ニ関スル件)

陳者兼ねて御委嘱申上候児童分離保育に關し、左記事項参考に承り度候に就ては、御多用中誠に御迷惑の儀とは存じ候へども、御調査の上御回答被下度此段御依頼申上候 右御依頼まで

敬 具

追而乍勝手九月未日頃までに御回報被下候はゞ幸甚の到に
御座候

八月二十五日

財団法人癩予防協会

書記 多田貞久^印

児童保育所

藤田さとえ 殿

記

一、癩発病児童ニ関スル調

1、生年月日

2、保育開始時ノ年令

3、発病時ノ年令^[朱書]

4、保育開始時ヨリ発病ニ到ル迄ノ期間

5、分離保育以前ノ状況

イ 患者タル親又ハ家族トノ同居期間

ロ 患者タル父、若クハ母ノ哺育期間

ハ 其他特ニ発病ニ重大ナル関係アリト認めラル、事項

二、現在保育中ノ児童ニ関スル調

1、生年月日

2、保育開始時ノ年令

3、患者タル父、若クハ母ノ哺育期間

4、保育開始以前ノ患者タル親又ハ家族トノ同居期間

5、健康状態（一般的ノ）

6、保育者ノ被保育者保育廃止後ニ対スル認識

7、其他参考トナルベキ事項

三、委託保育中ノ児童ニ関スル調

1、生年月日

2、保育開始時ノ年令

3、患者タル父、若クハ母ノ哺育期間

4、保育開始以前ノ患者タル親又ハ家族トノ同居期間

5、委託先

6、現在健康状態（一般的ノ）

7、現在保育者ニ児童ヲ委託セル際ニ於ケル保育費ノ額及

支出方法、児童ノ将来ニ対スル責任者癩発病セル際ノ

処置、健康診断ノ結果其ノ他参考トナルベキ事項

8、委託先ニ於ケル職業輔導ノ有無及ビ有ル場合ハ其ノ種

類 以上

三二二 保育児童家族の救護

(愛生園蔵「患者雑件書」昭和16年)

起案昭和十六年七月三十一日

施行七月三十一日(印)

長島愛生園収第四八六号

所長(印) 主事(印) 書記(印)
園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

案

岡山県警察部長宛

園長

癩患者家族救護ニ関スル件

本月二十八日衛第六、三三七号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件了承、三人ノ児童全部本園構内ニ設置セラレタル愛生保育所ノ保育児童トシテ収容可致候条、日時御予報ノ上来園方御取計相成度及回報候也

追而実母Yニ対シテハ、比際貴県ニ於テ癩予防法第六條ニ依ル救護法適用ノ上、同法施行規則第五條第二号項ニ該当スル者トシテ、生活費ノ補給方御取計相成度及御頼候也
特ニ申添候
(備考)

◎ 癩予防法施行規則

第五條 癩予防法第六條ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クベキモ

ノハ左ノ各号ノ一二該当スルモノニ限ル

- 一、 従業ヲ禁止セラレタル者
- 二、 従業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル当時、本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

回覧

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

衛第六、三三七号

昭和十六年七月二十八日

岡山県警察部長(印)

長島愛生園長殿

癩患者家族救護ニ関スル件

本籍 鹿児島県出水郡□□村□□□
住所 岡山市上伊福□□□□□

I・I

明治三十三年一月十八日生

右者癩患者トシテ昭和十四年七月一日貴園へ収容、爾来療養中ニ有之候方、本人家族ハ妻Y(当四拾壹年)、長女S(当拾叁年)、長男M(当拾年)、次男Y(当八年)ノ四人暮ニシテ、患者入園後ハ三人ノ子供ニ対シ貴園内未感染児童保育所ヨリ一人宛五円ノ保育費ヲ受ケツツ、妻Yノ女手一ツニテ日傭業

二從事シ、辛フジテ一家ノ生計ヲ樹テ居候処、近時Y儀神經痛ニ犯サレ日傭業ハ勿論自己一身ノ事モ出来兼ネル狀況トナリタルヲ以テ、之ヲ救護方所轄岡山西警察署ヲ通ジ申請シ来候二付、実情調査候処事情寔ニ憐憫ニ堪エザルモノ有之候ニ就テハ、右三名ノ子供ヲ格別ノ御詮議ヲ以テ貴園未感染児童保育所へ収容被下候様御配意賜度、此段得貴意候也

三二三 昭和十六年の愛生保育所

(長島愛生園教育部編『望ヶ丘の子供たち』昭和16年刊)

〔十二〕 保育児の日記帳から

〔まへがき〕 本園の保育所は元来癩予防協会の経営するもので、三人の保姆と二人の教師が居り児童数は男二四人、女二五人、合計四九人、最低年齢が二歳で最高が十六歳であります。小学校の名を黎明学園と称へ、〔第一分校となるのは昭和十八年四月〕対岸の裳掛国民学校の分校となつて居り、児童数は三二人であります。高等小学を卒業すると大体として社会に出す様になつてゐますので、男子は諸種の徒弟として、女子は看護婦として社会に送つてゐます。

此処の職員は全部女であり、主任保姆の藤本氏(通称おかあさん)は中々の女傑で、子供対手に二、三町歩もあらうと

云ふ裏山の開墾地に農園を経営したり、養鶏、その他の生産的努力をなし、貧弱な予算でも、児童は丸々と太り、立派な衣服を着せてあります。二人の女先生の中年長の大町先生は明石海人の御世話をなさつた人で、賀川先生の癩小説「東雲はまたたく」の主人公です。若い木下先生は遠い北国から信仰に燃えて此の事業に奉仕してゐられる人です。全部キリスト教的生活をやつてゐますが、毎朝の国旗掲揚、その他国家観念の涵養にも努力してゐます。

当所に世話した子供の数は、昭和六年の開所以来通計一〇〇人近くになりますが、時に癩を発病するものがありまして、その数は六人に達してゐる事は悲しい事です。之は日本の未感児童は生れたら直に親から離れたものでなく、大部分が四、五年間親達と一緒に暮らしたものであるからです。

三三四 医官からみた愛生保育所の意義

(長島愛生園教育部編『望ヶ丘の子供たち』昭和16年刊)

子供と癩

田尻 敢

近来に至つて益々促進されて来た問題に癩の問題がある。〔収〕患者を療養所に内容する事は明治四十二年から〔始〕始められて現

在まで凡そ三十年になる。初め二十年間は云はば準備時代と云ふべきであつて、公立の療養所五ヶ所を設け大正時代の終りには全国の癩患者の五分之一を收容したのであつた。これが初めに期待した様にどうやら患者の減少が目立つて来、日本の癩患者の数も大凡一万五千円外と見当がついたので、昭和の時代に入つてからいよく本格的に癩患者の絶滅を期し力を入れやうと云ふ事になり、国立の療養所長島愛生園が昭和五年に出来たのである。その後、次々に他の国立の療養所が出来、今では一万人の收容も完成せんとするに至つた。

收容に力を竭す様になればいろいろの問題がおこつて来て癩予防法の改正となつたが、その他に未感児童の対策が行はれて来たのである。未感児童と云ふのは外国語の直訳であまり感じのよい語ではない。これは癩患者の子供で未だ感染してゐない子供と云ふ意味であるが、近頃では一般に保育児童と呼ばれてゐる。

癩に罹りやすいのは大体三歳以下で、大きくなるに従つて次第に抵抗力を増して来るのであるが、癩に感染する時期と症状が現はれる時期は異なるのが当然で、この間が潜伏期と称ばれてゐる。癩は特に潜伏期が長く十年、十五年に及ぶ例も少くない。所が発病と云つても斑紋やら知覚麻痺やらは本人

にも親にも気付かないか、或は気が附いても気にかけない位の軽いものが、所謂潜伏期に時として現はれ、間もなく消褪する事がある。この発作が何回も繰り返すが気にかけないでゐる内に春機発動期頃や産後等に急に大きな衝激となつて斑紋等が現はれ初めて発病と見作される事が多い。

この様な親から癩菌の襲撃をうけて感染の危険のある子供を保護せんとする計画は、癩予防上最も大切な事業の一つである事は言を待たない。即ち保育児童を療養所附近に設けられた保育所に收容し、親と隔離すると共に、医師、看護婦、保母の監督の下におき発病を予防すると共に癩の早期発見にとめる。

現在我国の療養所内に於ては子供が絶対に生れないのであるから、保育所に来る子供は少くとも二・三年以上と長きは十年も病親と接触し病菌の攻撃に曝されて来たものである。それ故に保育所からは低率ではあるが不幸にも発病する子がある事は止むを得ないのである。これらの発病した子供は今迄発見された病者の中、最も早期の病症に属するものである事は言を俟たない所であるが、この事は子供等にとつても医師にとつても不幸中の幸であつて保育所から発病した子供は治療によつて非常によい成績を挙げてゐるのである。

発病しない保育児は十年位観察して何等の病症も現はれなければ、実社会に生計をたて、御国の為に働くべき将来を有するもので、社会人の癩に対するより一層の理解と同情とを期待するものである。現在でも実社会に出て働いてゐる保育所出身の者も相当あるのである。

さて病氣になつた子供は保育所から直ちに療養所へ収容して治療を初めるのであるが、非常に早期に発見されたものであるから経過はよく、治癒に向ふ者が多い事は誠に注意すべき事であつて、予防事業が盛んになるに従つて保育所の必要が益々強く認識されて来、その効果にも見るべきものがある。今後我国で癩の為に行はれる事業は最早そう長くは必要がないであらうが、最も注意しなければならないのは子供を癩から隔離する事であつて、それには保育所を大いに活用せしめねばならぬのである。

三一五 黎明学園教室拡張の予算要求

(愛生園蔵「保育所及患者相談所書類」昭和15年)

起案昭和十五年七月五日

長島愛生園第二〇三号

園長(印) 庶務課長(印) 主任(印)

(欄外朱書)
「施行月日 五月二十日
発二〇三号 トスルコト」

案

園 長

財団法人癩予防協会理事長宛

未感児童教室拡張費等予算要求二関スル件

本園構内設置セル未感児童保育所ノ学齡児童ハ現在四拾名ノ多数ニ上リ候処、之ガ教室タル黎明学園ハ建坪三十四坪二過ギズ、二個教室ノ設ケアルモ児童ノ学級ハ各学級二亘ルヲ以テ教育上支障不尠、依テ該教室ノ拡張及附属倉庫設置ハ緊急己ムベカラザル趣ヲ以テ、別紙予算書ノ通拡張ヲ施シ度旨愛生保育所長ヨリ申出有之候条、右予算配賦方格別ノ御詮議相煩度、此段申進候也

黎明学園附属倉庫新築工事費予算調書

種別	数量	単価	金額	備考
地均費	一〇立坪	五〇円	五〇〇	
建物新築費	六坪	九〇円	五四〇	
計			五九〇	

未感児童教室拡張費予算調書

種別	数量	単価	金額	備考
地均費	四〇立坪	五 円	二〇〇 円	電気排水設備共 電卓黒板、机、 腰掛其ノ他備品
建物拡張費	一四五坪	一八〇	二、六一〇	
設備費	一式	〇〇	五〇〇	
計			三、三一〇	
			〇〇	

三二六 昭和十六年の愛生保育所の概況〔抄〕

(愛生図書館蔵『昭和十六年年報』昭和17年刊)

財団法人 癩予防協会 愛生保育所の概況

一、概況〔略〕

二、保育児童の状態

保育児童は、概して身体虚弱なるを以て、栄養、運動及睡眠には特に注意し、鋭意其の健康増進に留意する所あり、漸次相当の成果を収め、栄養、発育共に普通健康児に比し、何等の遜色を見ざる状態に到れり。

開所当時に於ける学齡児童は僅に二名に過ぎず。教育設備甚だ不十分なりしも、其の数の増加に伴ひ、一層教育施設完備の必要を痛感し、昭和八年六月一日に至りて、黎明学園の

開校を見、更に翌九年度に於ては、同学園に一教室の増築を施せり。昭和十六年末就学児童は、男十九名、女十五名、合計三十四名なり。

本学園の主義は勤労教育に重きを置き、授業は午前を学科に午後を家事、手工芸、農業等の実習に充て、労働による健康増進を図り、勤労に対する興味と関心とを涵養し、併せてその生産に依り、保育所経済の節約に寄与せしめつゝあり。又黎明少年団なるものを組織し、団体的訓練を施し、健全なる人格の養成を期し、将来社会人として立つ日の素地を培ふことに努めつゝあり。

本所開設以来退所せる者の内、男六名は、徒弟又は職工として、活社会に出で、女五名(内三名は有資格看護婦)は某私施設社会事業団体及び満洲国某国立病院に就職せり。

三二七 終戦時の黎明学園

(愛生園蔵「学校日誌 黎明学園」昭和20年)

初等科	印検	昭和二十年 八月十五日(水)	象気	取扱者印
高等科	晴		温度	係
小計合計				看護
通計				直日
注意				直宿

初等科					高等科				
席欠	籍在	籍在	籍在	籍在	席欠	籍在	籍在	籍在	籍在
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
	2	2	2	2		2	5	2	5
	3	1	3	1		2	1	2	1
	4	4	4	4		4	6	4	6
	3	4	3	4					
	4	0	4	0					
	2	4	2	4					
	18	15	18	15					
0	33		小計合計		0	10		小計合計	
			通計		0	43		通計	

校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
記	記	記	記	記	記	記	記	記	記
全学校授業	正午よりかしこくも	陛下の玉音を拝聴す	発される。	大詔渙	全学校授業	正午より礼拝堂に於て園長先生の訓辞を受く	職員は十時より会議室に於て園長・事務官の訓辞を受く	全学年授業なし	

三二八 黎明学園の裳掛国民学校分教場認可陳情書
 (愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和18年)

施行 一月二十三日
 起案 昭和十八年一月二十日
 長島愛生園発六〇号
 園長(印) 庶務課長(印) 医務課長 主任(印)

案

〔朱書〕
 昭和十八年四月十五日長島分教場設置認可

4 国民学校への移行

校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務	校務
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
記	記	記	記	記	記	記	記	記	記
九時より礼拝堂に於て園長先生の訓辞を受く	職員は十時より会議室に於て園長・事務官の訓辞を受く	全学年授業なし			九時より礼拝堂に於て園長先生の訓辞を受く	職員は十時より会議室に於て園長・事務官の訓辞を受く	全学年授業なし		

分教場設置ニ関スル陳情書

本園並邑久光明園入園患者ノ子弟中、未感染児童ヲ分離シテ養護スル為、本園内ニ愛生保育所ヲ併置シ、其ノ学齡期ニ在ル者ニ対シテハ特殊事情ヲ考慮シ、昭和八年六月一日地元裳掛村長並ニ裳掛〔朱書〕「尋常高等小」学校長ノ諒解ヲ得テ、園内ニ黎明学園ヲ開設シ、以テ小学校令ニ準拠シテ初等教育ヲ施シ、学年末ニハ受験ノ上進級セシメ、裳掛国民学校長ヨリ修了證書ヲ授与セラレ、事实上裳掛国民学校分教室ト同様ノ取扱ヲ受ケ、既ニ男子六名、女子七名、計十三名ノ卒業生ヲ社会ニ送り、内男子六名ハ徒弟又ハ工員トナリ、女子七名中二名ハ看護婦ニ、一名ハ工場員、四名ハ社会事業団体ニ夫々就職シツ、アル現状ニ有之候モ、右ハ当園開設当初患者定員四〇〇名ニ対スル施設ニシテ、学齡児童モ僅ニ二、三名ニ過ギザリシモ、現在ニ於テハ、当園並ニ光明園ヲ合シテ約三、〇〇〇名ノ患者ノ子弟ヲ収容スル為、逐年増加ノ傾向ニ在リ、現ニ男子二三名、女子一四名、計三七名ノ生徒ヲ有スルニ至リタルヲ以テ、此ノ際裳掛国民学校分教場トシテ県ヨリ適當ナル職員ノ任命ヲ仰ギ、名実共ニ教育ノ完璧ヲ期シ度候条、可然御取計相成度、關係当局ノ同意ヲ得テ此段及陳情候也

追テ、香川県木田郡庵治村所在大島青松園ニ於テモ、未感

染児童保育所附属学校ニ対シ、昨年末第二国民学校トシテ

設立認可ヲ受ケタル事例有之候ニツキ、御参考迄申添候

昭和十八年一月 日

岡山県邑久郡裳掛村

国立癩療養所長長島愛生園長

愛生保育所長 光田健輔

岡山県知事 橋本清吉殿

三一九 裳掛村長賛成の意見

（愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和18年）

意見書

国立療養所長島愛生園並ニ邑久光明園入園患者ノ子弟ニシテ、殊ニ学齡期児童ノ保育教養ニ関シテハ、夙ニ当事者ノ関心ヲ払ヒツ、アル所ニシテ、之レガ施設ノ重要性ハ、之レヲ社会文化ノ上ヨリ観ルモ、将又聖戦下皇民鍊成ノ国家方針ヨリスルモ、叨ニ看過スヘカラサルコトニ属ス、今回愛生園長陳情ニ係ル長島分教場設置申請ノ問題ハ、最モ適切妥当ナル企画ニシテ、本村トシテモ之レガ施設ノ実現ニ付テハ全面的ノ協力ヲ吝マサルモノニ有之候得ハ、特ニ右意見書提出候也

昭和十八年一月二十一日

岡山県知事 橋本清吉殿
 邑久郡裳掛村長 金塚健太郎
 裳掛国民学校長 大河原 繁 印

三三〇 分教場設立につき説明書類

(愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和18年)

〔欄外朱書〕
 「写 図面八別途送付ス」

黎明学園分教場設立陳情ニ基ク邑久上道地方事務所川崎
 視學員照会ニ係ル大河原裳掛国民学校長ヨリノ携行要項

一、児童総数 三七名
 内訳

種	初一	初二	初三	初四	初五	初六	高一	高二
男	四	一	三	五	二	三	三	三
女	一	一	二	二	二	三	二	一

二、学級編成(現行) 状況

- 1、初一、二年生ヲ以テ編成スル「愛教室」ニ於テ金子教師之ヲ担任ス
- 2、初三、四年生ヲ以テ編成スル「誠教室」ニ於テ大野教師之ヲ担任ス

3、初五、六、高一及高二ヲ以テ「望教室」ヲ編成シ木村教師之ヲ担任ス

三、職員調

氏名	生年月日	最終卒業学校名	資格有無	給料	就任年月日	備考
K・M	大正二、七、三一	青森県女子師範学校 専攻科卒	有	現 五八昭和九、一〇、三一		
O・E	明治二五、六、二〇	私立仙台尚綱女学校		六〇昭和七、一一、三〇		愛生保育所保育課勤務ヲ命ス
K・Y	大正五、二、七	新潟県長岡女子師範 学校中途退		三九 昭和五、一一、六		

四、予算(十七年度)

給料	旅費	住宅料	賞与	教育諸費	備考
一、八八四円			一、〇六六円	一五〇円	教育諸費ハ備品、消耗品、印判、通信費等ヲ見込ム

五、学園創設年月日

昭和八年六月一日

六、其ノ他

昭和六年八月一日愛生保育所ヲ開設シタルヲ濫觴トス

七、貴園ノ希望要件等

現在三名ノ教師ヲ其ノ儘県ニ於テ御任命相成度

自昭和十四年度 愛生保育所、黎明学園
 至昭和十六年度 教育費決算調其ノ他

一、教育費配賦予算 各年度壹百五拾円也

種目	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	同上三ヶ年支出平均額
教育費支出額	一、一〇六円・一〇一〇	七五七円・八三〇	一、三四三円・七一〇	一、〇六九・一八〇

備考 配賦予算ニ比シ支出額ノ多キハ、各費用ヨリ流用セシ

二由ル

(別項参照)

参照

一、愛生保育所費決算一覧

種別	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	三ヶ年支出平均額
愛生保育所費	一一、〇〇五円・九八〇	一五、五五五円・九六〇	一九、七〇七円・二九〇	一五、七四六円・三七〇

二、愛生保育所予算費目表

經常予算

款項 目

愛生保育所 俸給・需用品費・教育費・被服費・賄費・雑費・修繕費

三三二 分教場化に関する打ち合わせ

(愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和18年)

復命書

昭和十八年二月十三日、邑久上道地方事務所ニ於ケル分教場設置ニ関スル打合左記ノ通りニ候条、此段及復命候也

記

一、参会者

地方事務所学務課長 保江 正義
 視学官 川崎 栄治
 裳掛村長代理助役 松本五代松
 裳掛国民学校長 大河原 繁
 愛生園庶務課長 斉藤伊佐美

二、長島愛生園内愛生保育所並ニ附属黎明学園ハ、財団法人
 癩予防協会ノ委託事業ニツキ、今回裳掛国民学校分教場ト
 スルニ付キ、黎明学園敷地並ニ建物ハ寄附セズ、又夕教育
 費モ裳掛村ニ負担セシメザル事トシ、従来ノ黎明学園其ノ
 儘ノ経営方針ニ依ル事トシ、単ニ名儀ヲ裳掛国民学校長島
 分教場トスル事

三、癩患者ノ子弟ハ、身体虚弱、精神亦夕薄弱ナルモノ多キ
 ヲ以テ、養護学級ニ準シ、学問ヨリモ実習ニ重点ヲ置キ、
 午前学課午後野外実習トスル事

尚ホ、現在ノ人員ハ極メテ少キモ三学級編成トスル事

四、現職員ヲ其ノ儘県ニ於テ任命スル事

但シ、俸給内規ニヨリ減額セラレタル者ニ対シテハ、保育所保母トシテ手当ヲ支給スル事ヲ黙認スル事

現職員ニ欠員ヲ生ジ補充スル際ハ、長島愛生園長ノ推薦ニヨリ、校長之ヲ内申スル事

五、県ノ指示、命令事項ハ裳掛校長ヨリ通達スル事、報告類ハ之ヲ提出スル事

六、裳掛校長ハ一週一回分教場ニ出席、訓話又ハ授業スル事
校長ニ対スル手当支給ヲ黙認スル事

七、分教場職員ハ裳掛校ノ職員會議ニ出席スルハ任意トスル事

八、県ノ希望トシテ二学級トシ、職員二名トスル様ニトノ事ナルモ、長島愛生園トシテハ現在ノ儘ヲ希望シ、川崎視學員ヨリ特ニ県ヘ長島ノ希望ニヨリ折衝スル事トス

昭和十八年二月十五日

以上

長島愛生園庶務課長

事務官 齊藤伊佐美[㊟]

長島愛生園長 光田健輔殿

三三二 第二分教場設置に関する陳情

(愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和18年)

施行 十一月十五日

起案 昭和十八年十一月十三日

長島愛生園発第七七一号

園長[㊟] 庶務課長[㊟] 主任[㊟]

裳掛国民学校第二分教場設置二関スル件

標記ノ件ニ関シテハ、屢次村当局及邑久上道地方事務所並県神祇教学課ト齊藤事務官トノ間ニ交渉ヲ為シタル結果、設立機運醸成セラレタルヲ以テ、別案ノ通提出相成可然哉

案

^{〔朱書〕}
「別紙之通」

裳掛国民学校第二分教場設置二関スル件^{陳情}

本園ニ於テハ、入園者ノ收容ヲ開始シタル昭六和六年四月ヨリ、是等入園者中ノ学齡児童ニ対シ、国民学校令ニ準拠スル教育ヲ授クル為、愛生学園ヲ創立、爾来拾数年ノ星霜ヲ閲シ今日ニ至レリ

右学園ハ、学齡期ニ達シタル入園者ヲ除キテハ、概ネ一般社会ノ国民学校在学中発病シタル児童ヲ收容スルモノニシテ、

現在児童総数六〇名ヲ算スルニ至レリ
 而シテ、之等児童ハ早期收容ニ係ルモノナルヲ以テ、比較的
 治癒ノ成績良好ニシテ、治癒退園シテ軍需工場ニ或ハ農村ニ
 働クモノアリ、現ニ本年モ入園児童中全治退園シテ、一名ハ
 福岡県下、一名ハ静岡県下ノ国民学校ニ転学シタルモノアリ
 タルモ、当所ノ在来ノ学園ハ正規ノ国民学校ナラサルヲ以テ
 種々ノ不便アリ、又入園児童ノ高学年ニ趨クニ随ヒ、此ノ種
 無資格学校ナルヲ悲観シ、絶望ノ極自暴自棄ニ陥リ、其ノ向
 上心ヲ挫折シ、教学ノ成果ヲ低下セシムルモノアルハ、洵ニ
 憂フヘキコト、被存候、加之社会ノ国民学校就学児童中罹患
 児童トシテ顰蹙セラル、モノアリテモ、前陳ノ如キ無資格学
 校ナル為、其ノ就学ヲ終ラサル限り父兄ハ遽力ニ手放スヲ肯
 セサル実情ニ在ルモノアリテ、早期收容ノ機ヲ失シ、学校衛
 生上由々敷問題タルヲ免レス、彼是ノ事情ニ鑑ミ、此ノ際裳
 掛国民学校第二分教場ト致度候条、関係当局ノ同意ヲ得テ此
 段陳情候也

昭和十八年十一月十三日

岡山県邑久郡裳掛村

国立癩療養所長長島愛生園長

愛生学園長 光田健輔

岡山県知事 橋本清吉殿

〔後略〕

三三三 第二分教場設置に関する意見書

（愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和18年）

意見書

昭和十八年十一月十三日付ヲ以テ、愛生園長ヨリ陳情ニ係ル
 裳掛国民学校第二分教場設置ニ関スル件、妥当ト相認め、本
 村ニ於テモ何等ノ異議無之、別紙村会議決書ノ通り同意候条、
 御認可相成可然、右意見書提出候也

昭和十八年十一月十三日

裳掛村長

金塚健太郎

裳掛国民学校長

大河原 繁

岡山県知事 橋本清吉殿

三三四 分教場増設認可申請書

（愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和18年）

国民学校分教場増設認可申請書

本村国民学校分教場増設致度候条、御認可相成度、此段及申
 請候也

昭和拾八年拾壹月拾五日

岡山県邑久郡裳掛村長 金塚健太郎

岡山県知事 橋本清吉殿

〔後筆〕
昭和十九年四月二十一日村役場及地方事務所ヨリ□□通達

二基キ提出控

〔朱書〕

昭和十九年三月三十一日付、長島分教場学級増加認可発令、

昭和十九年五月五日裳掛村ヨリ通達アリ

別記

一、申請ノ事由

長島愛生園ニ於テハ、本村国民学校分教場設置認可陳情アリタル結果、昭和十八年三月下旬、之ヲ認可相受、目下銳意授業中ニ有之候、然ルニ近時入園患者ノ激增ニ伴ヒ、就学児童数モ亦著シク増加ノ傾向ニアリテ、之ヲ施設ノ改善ハ現下児童ノ教育上一日モ忽諸ニスヘカラサルモノアリ、既設愛生学園ヲ此ノ際特ニ分教場ニ拡大相成度旨、園当事者ノ要望モアリ、事情至極尤ト存セラレ、茲ニ村会ノ決議ヲ得、名実共ニ同園児童ノ教育ノ完璧ヲ期セムトス

二、村略図 別紙之通

(イ)市町村名 裳掛村

(D)大字名 虫明

(H)部落名及戸数

鍛冶谷 三八 中倉 二一 下寺 四九

間口 三〇 知尾 三五 新町 五一

田辺里 六〇 瀬溝 五五 浜 一一四

瀬戸 一〇三 黒井白谷 一二 布浜 二二三

上町 七〇 愛生 四一 光明 三二

(ニ)鉄道、道路、山川、現在学校ノ位置、通学区域ノ境界、

各部落散在情況ハ別紙函面記載ノ通

三、指定ヲ受ケントスル校地

大字虫明長島六千五百参拾九番地内 敷地二千三十坪

建物八十坪三三三

四、指定ヲ受ケントスル校地ノ図面 陳情書添付函面ノ通

五、当該分教場ニ入学セシムヘキ学年別男女別児童数 陳情書ニ添付ス

書ニ添付ス

六、校地ノ買収寄附等ノ別 寄附

七、校地使用ノ別 陳情書添付函面ノ通

八、水質及湧水情況

昭和十八年三月認可済ニ係ルモノト同様、愛生園上水道ヲ使用ス

計	二一	一七	三八		
青年科	三五	一八	五三	H・K	
合計	七三	四二	一一五		
	一月二十八日現在入園者比率			此ノ外職員入園者中学識アル者ヲ専科講師トシテ委嘱ス	
	男子	一、九	一、二	三	
	女子	六	一、九	二	
					女六%

二、授業日数並ニ皆勤者数

青年科	第一学期		第二学期		皆勤者	
	女	男	女	男	第一学期	第二学期
	六	十八	百	二十三	一	六
	六十	時限	百	三十三	〇	一一
高等科	七八		八二		一九	
初等科	七八		八二		一四	

三、沿革

1、学園創設

昭和六年三月二十七日、本園ニ最初ノ患者

収容ノ際、Hナル少年一名アリタルニヨリ、

該少年ノ為力ナリヤ舎ノ一室ヲ教室トシテ

学園ヲ開設シ爾來患者数ノ増加ニツレ、昭

2、

望ヶ丘少年少女地帯ノ充実

和八年望ヶ丘一帯ヲ少年少女地帯トシ、二

教室ノ学園モ建築セラレ、漸次内容ヲ充実。

3、青年科増設

十八年四月八日、望ヶ丘錬成道場規定ヲ

制定、青年科ヲ増設。

4、三教室増築工事 三井報恩会ノ寄附ニヨリ、三教室増

築工事モ殆ド完成セントシツ、アリ。

四、児童ノ生活

朝五時半ノ起床、国旗掲揚ヨリ夜就床消灯迄、保姆、舎長(寮父)教師ノ監督指導ノ下ニ厳正ナル日課ニヨリ行動シ、頗ル明朗ナル生活ヲナシツ、アリ。

以上

三三七 愛生学園認可祝賀式

(愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和19年)

施行 四月二十日

起案 昭和十九年四月十九日

園長(印) 庶務課長(印) 医務課長(印) 主任(印)

長島愛生園発第二一八号

(欄外朱書) 長島分教場学級増加トシテ認可

昭和十九年三月三十一日

愛生学園増築落成式並認可祝賀式ニ関スル件

標記式典ヲ左記ニ依リ挙行致度候ニ付、左案ニ依リ招待状發送相成可然哉

記

五月五日（金）午後一時ヨリ 現場ニ於テ落成式並祝賀式

案

拜啓 愈々御多祥の段、慶祝に堪えず候、陳者本園内愛生学園に於ては三井報恩会の御寄附にて予而より増築工事中の処、今般落成仕候、然る処別途岡山県当局に対し国民学校資格賦与申請中のもの、今回認可指令に接し候に就而は、之が落成式並認可祝賀式を左記により質素に挙行致度候条、御繁用中恐縮とは存候へ共、御貴臨の栄を得度、此段御案内申上候

追而準備の都合有之候条、御出席の有無折返し御回報相煩

度、併而申添候

敬具

昭和十九年四月

園長名

別紙宛殿

記

一、日時 五月五日午後一時より 愛生学園に於て

一、式次第 省略

〔欄外〕
〔式次ハ往復ハガキ使用ニ付省略〕

第二節 戦後の義務教育

1 裳掛小中学校第一分校

三三八 愛生保育所教養会の事業概要

（愛生園蔵「新制諸規程等級」昭和23年）

愛生保育所教養会事業概要

教養会々則第四条参照

一、教養機関の設備及保護事業

本会は、事務所を岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六千五百参拾九番地国立療養所長島愛生園内に置き、事務所も愛生園構内に在つて、住宅、農耕地等愛生園より借用している。而して之れが建物棟数は、児童住宅、学園作業場等七棟、建坪三二七坪四三〇で、農耕地は一町五反である。

従来愛生保育所は財団法人癩予防協会の経営に属していたが、昭和二十二年四月一日以降国に移管せられたのである。保育児童の将来に関しては、細心の注意を怠ることの出来ない特殊性を有する為、之れが保護に關しても、係員は感化、教養に腐心する処である。現在保姆・助手六名、教師たる地方教官三名が直接担任している。

児童数は、男四名・女四名、計八名である

二、宗教の普及及び学芸の奨励

長島愛生園に入園中の癩患者を父母に持つ未感染児童を収容保育する愛生保育所事業の別働隊ではあるが、前項記述の如く其九九%迄は特殊性を有する児童なるが故に、之れが教養についても常時看過を許さない状態である。長島愛生園患者への宗教普及に來園した僧侶、牧師の講演に列せしむるは勿論のこと、常住坐臥の間においても信仰を得せしめている。教育に関しても、所内黎明学園は昭和十九年三月三十一日を以て国民学校令に依る本村国民学校分教場として認可せられ、爾來一段の進歩をなし、文芸品、工芸品の展覧会等開催し教養を昂めている。

三、農業其の他の産業の経営

児童中高学年に達したる者及青年期の者は、愛生園より借用したる農耕地一町余を指導者の指導の下に自発的に耕作し、蔬菜、果樹等を栽培し、其の生産は直接児童に分配し、或は愛生園に売却する等教育的に指導をなし、畜産、工芸にも別表（動物調書）の如く動物を飼育し、牛乳、鶏卵等自ら其の恵に浴している。

四、其他本会の目的達成上必要と認むる事項

厚生、慰安としてラヂオ、楽器、ピンポン、野球其の他随時慰安旅行等をなし、心意暢達を図っている。

尚、本会は将来性を有し相当の財団たらしむる事は最も緊要にして、近く財団法人の認可を受け、其の組織を鞏固ならしめたい意図である。

三二九 長島のお友達を訪ねて

〔山陽小学生新聞〕昭和23年10月17日

みんなやきゆうす野球が好き 園内えんないほんで本もつくる

十月十四日、岡山軍政部のごこういで、山陽小学生新聞記者は、県の児童課長の本田さんと吉田さん、保険課の江田さん、それに軍政部通訳の方も一しよに、邑久郡裳掛村（もかけそん）長島の愛生園にいるよい子たちをたずねました。い下はその手記です。

未感染児童

船をおりて周囲四里といわれる長島を左にまがると、第一、第二楓蔭寮（ふういんりよう）があります。ここには全部で七十四人の子供たちが楽しく遊んだり勉強したりしています。ここにいるお友達は、お父さんや、お母さんが、患者（かんどや）で、子供は全ぜん病氣にかかつていないのです。

ちようど勉強時間中だったので、ちよつと、のぞいてみました。最初の教室では音楽を、オルガンに合わせて、歌っているところでした。次の教室は、算数の時間で、わり算のお願いを、お姉さんのような先生が、ひとりずつ、ていねいに教えていられました。最後の部屋では、魚返(うがえり)先生がちようどフラナガン神父の少年の町を、社会科で教えていられました。軍政部から来られた、バンドール軍曹さんは、これを聞かれて、大そう喜んでいられました。

ちようど、そこへ、この小学校を出て、いま愛生園でいろいろと働いていられる、安田 一(はじめ)さんと、金山きみ子さんという二人の方にあいましたので、いろいろときいてみました。

『この愛生園には、げんざい十数人働いています。その中には、看護婦になろうと、一しようけんめに勉強している人や、事むの勉強をしている人もあります。みんな、この愛生園を第二の故郷と思い、ふつうの世の中のように、けがれのない別天地のようなこの愛生園が一番好きです。』

〔後略〕

三三〇 保育児童の本校通学に関する覚書

(愛生園蔵「例規綴」昭和27年)

覚書

一、通学生は毎月一回健康精密検査を行い、成績表を校長へ提出の事

一、通学生は入園者との隔離を特に嚴重にする事

一、特殊性行癖のある者は除くこと

一、入学児童生徒数は事前に学校管理者を折衝すること〔と〕

一、教育上支障ある場合は(長島愛生園長と協議の上)学校管理者に於て分校への転入を命ずる事か出来る

一、保護責任者は愛生園長とする事

右の条項両者に於て承認の上、愛生園保育児童、生徒の本校への通学を認むるものとす。

昭和二十七年五月 日

裳掛中学校並に
裳掛小学校管理村長

長 島 愛 生 園 長

〔後筆〕
昭和二十七年五月九日午前九時

村長、小、中学校長三名、本覚書持参来園、折衝の上朱線括弧の部分挿入にて妥決した

五月十一日横田医官回覧

三三一 岡山県における保育児童の社会復帰

(愛生園神谷書庫蔵「楓蔭録(保育児童と社会復帰) 施設
児童の人間形成について」昭和28年)

岡中児第七一六号

昭和二十八年六月五日

岡山県中央児童相談所長 本多ちゑ

財団法人楓蔭会理事長 光田健輔殿

児童措置について

六月一日附御照会があつた貴児童福祉施設入所措置児童については、中学卒業後の児童を入所せしめる趣旨にあるので、今後定員に余裕があつても、中、小学在学の児童を入所させることについては、県へ対し厚生省から了解の指示がない限り、その措置ができないから御了承願いたく右回答します。

楓収第七三号

昭和二十八年六月十三日

財団法人楓蔭会理事長 光田健輔

岡山県中央児童相談所長殿

児童措置について

六月一日附標記申請に対しては、六月五日附岡中児第七一六

号を以て既に御回示があつたのでありますが、今回岡山県知事宛別紙写様の請願を致しましたので、改めて御再議に預りたく御願申上げます。

昭和二十八年 月 日

財団法人楓蔭会理事長 光田健輔

岡山県知事 三木行治殿

児童措置に関する件

今回、本会に於て保育児童を、児童福祉法により措置方、岡山県中央児童相談所に対し申請致しましたところ、別紙写の通り中学卒業後の児童に限定するとの趣旨により、これが措置の拒否をせられたのでありますが、大要、左記事由により、再議を得て従来通り措置を継続せられます様、御願申上げる次第であります。

記

保育児童とは、らい患者の子弟であつて、一定期間、らい患者と同居し、らいの感染、発病を見る虞れのあるもので、大体、数年の観察を要するものであつて、右の観察期間を経過し発病の虞れなき児童は、当然、社会に復帰させなければならぬものであります。

この社会復帰に当つて、従来の経緯に鑑みれば、らいに對する社会的嫌悪感より之れを引取り、養護するもの極めて稀であつて、その身上を極秘にして辛うじて、復帰させている実情であります。かゝる実情から、さきに、財団法人楓蔭会を設立し保育児童の身上の秘密を保全する方途を講じ、養護施設として岡山県より認可せられ、或る程度の成功を収め、今日に到つてゐる次第であります。

右の成績により続いて大阪に支部を設け、同様、大阪府より認可を得て児童の社会復帰に寄与してゐるのであります。又、目下、東京都にも支部設置の準備中であります。従つて岡山県に於てかゝる保育児童の措置が停止される場合、本事業の一頓挫を免れませんので、従来通りの措置を続けて頂く様お願い致します。

尚、中学校卒業生云々の問題に就ては、楓蔭会設立に當つて本会井上理事が、その当時最も困難を感じてゐた中学卒業生の措置に關し、例示的に説明したもので、従つて、定款にもその様な対象を限定する文言もなく、岡山県よりの認可指令にも何等その様な条件は、附帯してなかつたことを、参考までに附け加えます。

三三二 社会復帰に對する岡山県児童課の発言

(愛生園神谷書庫蔵「楓蔭録(保育児童と社会復帰)施設
児童の人間形成について」昭和28年カ)

青少年問題協議会中国・四国地区大会の班別討議の

第三班(齒科医師会館にて)に於ける岡山県児童課、

森主事の発言内容。

十月二十九日午前十一時三十分頃、第三班議長(山口県岸本民生部長)の許可を得て、村田保護司(愛生園職員)がなした参加者一同に對する懇請(児童の保護が強調される今日、その児童福祉の盲点的存在として、らい、未感染児が全国で数百人も在る。

施設の性質上、こどもでは、施設名を申せないが、仮にF財団とするが、そのF施設にも七十有余の児童が極少の人々による保育の下に在る。この児童たちの為にも、社会資源は開拓されねばならない。この意味で、私は一般の養護施設の方々の援助の手を求めて止まない)に對して、第三班協議員一人から「何故、県児童課などが援助しないのか」と質問があり、村田が「県児童課より養護施設の措置の休止命令すら出ているので、困つてゐる」と答へたのについて岡山県民生労働部婦人児童課、森主事は、甚だ興奮した句調で次の如く発

言した。

「県児童課の一人として私は申上げる。我々が、愛生園の楓蔭寮に対して措置の休止を命じたのは楓蔭寮が、養護施設として適当でない、中学生以上の児童を収容するのであればよいが、それよりも小さい児童に対しては、らいに感染している心配がある。らいは伝染病だが未だ不治である。そして潜伏期間が長い故、児童たちが感染していないとは断言できないし、又、感染していないことを証明する科学的根拠は現在の医学では薄弱であるから、児童課としては、大きな児童以上でなくては困ると考へているので休止命令を出した」と。

村田は反対発言を求めたが、時間がなくてそのまま、班別協議会は終了したが、終了後、森主事は、村田の席まで来て、「どうも済まなかつた」と、繰返し陳謝の意を表した。

参加者の中より、岡山保護観察所稲田所長、愛媛県立教護院近藤院長などが、森主事の発言を評して「全国的な問題を、県内の事とのみ解した児童課員の発言はおかしい」、「養護施設は年令的に差別しない」等々と、個人的な激励があつた。

三三三 通学に関する法務省・文部省・厚生省の見解

(愛生園神谷書庫蔵「楓蔭録(保育児童と社会復帰)施設
児童の人間形成について」昭和29年)

らい親族児童の通学に関する法務省・文部省・厚生省との打合せ会

一、日時 昭和二十九年二月十六日

一、場所 厚生省医務局次長室

一、出席者 法務省人権擁護局第二課長 検事 齋藤 巖

法務事務官 土屋正信

文部省初等中等教育局初等教育課長

大島文義

同 初等中等教育局保健課長補佐 佐藤孫二

厚生省医務局長 曾田長宗

同 医務局次長 高田浩運

厚生省国立療養所課長 斎藤俊保

同 技官 曾根正陽

国立療養所菊池恵楓園長 宮崎松記

打合決定事項

一、厚生省としては、らい療養所附設の保育所に収容中の児童につき周到な健康管理を行っているので、らいを他に感

染させる虞はないと認める。

二、文部省としては、らいを他に感染させるおそれのない健康な児童である限り、一般の児童と区別することなく就学させるべきであると考ええる。

三、法務省としては、厚生・文部両者の見解によって判断すれば、保育児童は一般の学校に通学させるべきものと思料する。

三三四 養護施設拡張費の募金趣意書

(愛生園神谷書庫蔵「楓蔭録(保育児童と社会復帰)施設

児童の人間形成について」昭和29年)

養護施設拡張費募金趣意書

現在一般社会に於いて病気の為、長期間病院療養所に入院若しくは入所して療養をしなければならぬ者が沢山あります。かような場合、其の子弟を親戚縁者が引取つてその生活又は教育上の援護をする者があれば問題はないのであります。が、この様な者の無い場合、ましてこの病気がらいであつた場合その子弟の多くは一般の児童養護施設にさえ引取つても出来ないみじめな思いをさせられているのであります。かゝる事態は保健衛生の面からみても由々しき問題であると言わ

ざるを得ません。

本会はこのに着目してこの様な児童を引取り保護育成して、将来経済的に自立させるための指導と援助を与え、病人が安心して療養出来る様、力をつくして居ります。現在楓蔭会は東京都及び大阪市の二カ所に支部を設け、各十名内外を養護し職業補導を行い好成績を納めた経験から、この種施設を拡張してかゝる児童の社会的自立を促進したいと考えますので、この際一般社会有志に訴えて、これが必要経費を募金したいと存じますので、何卒特別の御配慮賜ります様お願申上げ次第であります。

昭和二十九年三月

岡山県邑久郡裳掛村

長島愛生園内

社会福祉法人 楓蔭会

三三五 白鳥寮拡張経費補助金交付申請

(愛生園蔵「社会福祉法人 楓蔭会支部施設拡充関係書」昭和29年)

楓蔭第一三五号

昭和二十九年十一月二十三日

社会福祉法人楓蔭会理事長 光田健輔印

大阪府知事殿

養護施設拡張経費補助金交付方申請について。

標記に就いて、社会福祉法人大阪支部白鳥寮を別紙理由により拡張致したいと思しますので、何卒補助金の御交付方御配慮賜わり度く御願ひ申し上げます。

一、社会福祉法人楓蔭会大阪支部白鳥寮拡張理由書

現在全国の国立（癩）療養所に附置されてある保育所には、癩未感染児童所謂保育児童と呼ばれている児童が約三百程おります。これ等の児童は、何れも特殊な環境に於いて保育されている児童である為、一般社会に於いて養育されている児童に比較して、精神的、教育的凡ゆる面に於いて劣つてゐる事は如何ながら認めざるを得ません。これに加えてこれ等の児童が、各療養所附設の保育所に於いて観察期間を終了すれば、（現在愛生保育所に於いては、児童が成長して来た個々の周囲の客観情勢を考慮して、二年内^{〔丙〕}至五年間綿密な健康管理を行った後社会復帰をさしている）社会復帰をさすのであります。これが又まことに容易ならざる問題であり、癩の家族であるという故を以つて、里親、職親、養護施設と何れ

の道を選ぶとしても、快く迎えてくれるのは極めてすくないのであります。これが為にはどおしても社会復帰をする前段階として特別の保護指導が必要であります。これ等児童を^{〔象〕}対照とした養護施設を設けているのは、社会福祉法人楓蔭会のみでありまして、速にかゝる児童を^{〔象〕}対照としたアフターケヤ的施設を充実拡張し、既に観察期間を終了して尚療養所附設保育所に在所している児童を転出せしめ、社会復帰の円滑化をはからなくてはなりません。

今般白鳥寮の拡張の意図はこゝにあるのでありまして、これに対して何卒積極的な御理解と御協力を御願ひする次第であります。

二、社会福祉法人楓蔭会、大阪支部白鳥寮拡張経費概算書

1	坪数	医務室	三、五坪
		保育室（二室）	六坪
		保育室（二室）	一五坪
		サンルーム廊下、便所	一四、一二五坪
2	経費	計	三八坪六二五

一金壹百参拾五万一千八百七拾五円也。

三三六 愛生保育所二十五年略史

(愛生図書館蔵「愛生保育所二十五年略史」昭和30年頃 原本横書)

愛生保育所二五年略史

— 児童の社会復帰問題を中心として —

i らい患者の携伴児童を対象とする保育所の成立とその性格

a 明治四〇年公布された法律第一一号によって明治四二年全国を五区にわけて五聯合府県立らい療養所が開所されたが、当初解決を要すべき問題中所内出生児の処理といふ問題があった。これを育児院等の施設に送っても保母が嫌つて自然冷淡になり、夭折するものが多い。又患家に引渡すとしても仲々引取らない。又出生後間もなく死亡したもの五〇%の多きに達したので、かゝる悲惨を防止するため大正五年以来らい患者に優生手術が実施せられて以来療養所内の出生児童は漸次減少して、近年に至つては極めて稀な現象となり、各療養所を通じ殆んど皆無となった。

b 所内出生児の問題は上記のような形で処理されたが、次の課題は携伴児童の問題である。らい患者が療養所に入所する場合、父がらいであつて、母が健康な場合は父のみの入所は概ね円滑に行はれてきたが、母がらいであ

る場合は、その子の養育問題が解決せられない場合が多く、已むなくその子をつれて入所することがある。

c 昭和六年長島愛生園開園後間もなく一婦人らい患者が生後二ヶ月の女兒を連れて入所したが、らいが伝染性疾患であり、しかも幼児期が感染し易い時期とされていることを考えれば、これを速に母親と分離することが望ましいといふので、一篤志看護婦は卒先これを引取り、勤務の余暇をさいて、これが養育に当つた。かゝる携伴児童の問題は其の後も頻発したので、所内の遊休施設を利用して、財団法人らい予防協会が昭和六年八月一日これら健康児童の分離保育を目的として愛生保育所を開所したのである。これが立論の趣旨としては、これらの児童は一応らい感染を想定し得られるので、当分の間専門家の観察に委することが最も親切な方法であるので、之れを健康地帯に分離し、大体発病の虞れなしと認められる迄保育するといふのである。然しながら本事業はらい予防法といふ公衆衛生法規に基いて為された事業でなく財団法人らい予防協会が任意に為した社会福祉事業と見るのが妥当であらう。

d かゝる保育所はその後各療養所に附置せられ八ヶ所を

数えるに至り、その保育児童数は八ヶ所を通じて終戦時三五〇人の多きに達したが、財団法人らい予防協会はその経費の負担に堪えなくなったので、昭和二一年度よりこの保育事業は国に移管せられ、療養所の一環として経営せられることゝなった。

e かく国の経営に委せられたとは云え、児童保育費予算の計上を見たに過ぎない状態であつて、児童福祉法による最低基準の如き何等顧みられなかつた。

しかも保育児童中には乳児、幼児、学令児を含み精神薄弱児、不良児、病弱児等があつて、児童福祉法による分類中乳児院、虚弱児施設、養護施設、教護院、精神薄弱児施設等を兼ねたものと解され得る。かくの如くらしい家族といふ社会的条件の故に各種各様の児童をらしい療養所の一隅に集めて保育することの意味は、公衆衛生上の要請よりも、寧ろらい家族を特殊視する社会的通念を重視するものと云はざるを得ない。従つてこの問題は速に解明されなければならぬ性質のものであつた。

f 保育児童といふ名称について一言ふれておきたい。当初外国語 *Untainted Children* の訳語未感染児童といふ語を用いたが近年保育児童と通称するようになった。

た。

ii 愛生保育所二五年の歴史

1 昭和六年八月一日 財団法人らい予防協会の事業として愛生保育所楓蔭寮（建坪四三坪七五）開所、当初保育児童九名

2 昭和八年五月二七日 保育児童の義務教育実施の為裳掛小学校第一分校〔第一分校となるのは昭和十八年四月〕たる黎明学園（建坪六一坪六〇）開校

3 昭和九年一月二四日 第二楓蔭寮（建坪二二五坪七四）竣工

4 昭和二一年四月一日 経営を国に移管

5 昭和二二年四月一日 入所児童援護の目的を以て任意団体教養会設立

6 昭和二三年三月二四日 黎明学園に裳掛中学校第一分校を併置

7 昭和二三年一月一日 楓蔭幼稚園（建坪二五坪〇〇）開園

8 昭和二四年一月二二日 教養会改組財団法人楓蔭会設立

- 9 昭和二四年一二月五日 財団法人楓蔭会岡山県知事より認可
- 10 昭和二五年三月一六日 財団法人楓蔭会より出願の児童福祉法による養護施設として楓蔭寮は定員二〇名を以て岡山県知事より認可
- 11 昭和二五年四月一日 楓蔭寮は児童七名の養護開始
- 12 昭和二五年一二月四日 財団法人楓蔭会大阪支部白鳥寮開所式挙行
- 13 昭和二六年四月六日 白鳥寮は児童福祉法による養護施設として大阪府知事より認可（定員一〇名）
- 14 昭和二七年四月一日 保育児童中小学校、中学校新入学生本校通学開始
- 15 昭和二八年八月二〇日 財団法人楓蔭会東京支部恵光寮開所式挙行
- 16 昭和二九年三月一七日 財団法人楓蔭会は社会福祉法人楓蔭会に組織変更 厚生大臣より認可
- 17 昭和三〇年一月一〇日 大阪支部白鳥寮施設拡充（定員二〇名）大阪府知事より認可
- 18 昭和三〇年一〇月二一日 大阪支部白鳥寮施設拡張（

三八坪六二五）落成記念感謝会

- 19 昭和三〇年一月一六日 保育児童の完全社会復帰完成により愛生保育所閉鎖

20 昭和三〇年一月三〇日 社会復帰完成記念感謝会

iii 保育児童社会復帰促進の経緯

a 保育児童が義務教育を了えて成長の暁は何等かの形で社会的自立をはからなければならぬ、又成長期に達しなくても扶養義務者が引取る場合等には保育児童は一般家庭乃至社会に帰ってゆかねばならぬ。これを社会復帰と呼ぶことにする。この社会復帰は昭和六年の開所より昭和二四年迄一九年間は作成的には社会復帰は促進されなかつた時期に属し、昭和二五年より昭和三〇年に到る六年間は促進期に属するので保育児童の異動をこの両期にわけて観察すると次の如くなる。

保育児童の異動

入所	昭和六年〜 昭和二四年	昭和二五年〜 昭和三〇年	計
	一九八	四四	二四二

計	引渡	就職	里親	職親	転出	社会復帰	発病	死亡
一一七	四七	一九	二	三	二三 (内二五名は敬愛園の疎開児童)	九四	一〇	一三
一二五	二七	一	八	二	八二	一二〇	三	二
二四二	七四	二〇	一〇	五	一〇五	二二四	一三	一五

b こゝに前期に於ける社会復帰について述べて見たい。

先づ転出二三名の内訳は栗生楽泉園保育所一名、星塚敬愛園保育所（戦時疎開児童の復帰）一八名、国頭愛楽園保育所三名、多磨全生園保育所一名計二三名で、これは同種保育所への移送に過ぎないのであつて社会復帰とは云い難い。次に職親三名は退職した保姆が菓子商を初めた際、見習職人として退所したものであり、里親二名の内一名は保姆の生家に、他の一名はらい予防事業関係者の家庭に引取られたもので一般の職親、里親とは云い難

い。又就職一九名の内訳は長島愛生園職員となつたもの一名六〇%を占めている。一般は八名四〇%となつているが、その多くは親類縁故先であると聞いている。引渡四七名は勿論その扶養義務者即ちらい家族への引渡しである。かく観察して見来れば前期に於ける社会復帰はらい家族の特殊扱いといふ枠の中の操作に過ぎないと謂はねばならぬ。

c らいの家族なるが故に特殊の取扱いを受けなければならぬといふ事態は速に改善されなければならない。

更に根本的な問題として万一保育所がらい家族の特殊扱いといふ社会的現実に出発しているとすればその存在理由についても再検討されなければならない。

かゝる見地からのみでなく愛生保育所が島嶼といふ閉鎖社会に存在する為、そのホスピタリスムの傾向は一般養護施設に比し更に著しきものがあるので、これが是正のためにも計画的な社会復帰促進に乗り出したのは昭和二五年である。社会復帰の完全完成を見たのは昭和三〇年一月一六日であるから六年の年月を要した訳である。

d この社会復帰促進に当り各種各様の障害に遭遇した

が、要するにらいに對する社会的嫌悪感の問題につきるのであるが聊か具体的に記しておきたい。

(1) 一般養護施設に措置する場合

(イ) 施設長が幸に理解があり受入を承認しても保母その他職員がらい家族であることがわかれば冷眼視する恐れがあるといふので眞実は施設長のみ留めねばならなかつた。

(ロ) 出身県の養護施設に帰せばらいの秘密保持が困難であるとの懸念があつた

(ハ) 韓国並に朝鮮出身児童を快く受け入れる施設は極めて稀であつた

(ニ) 措置を拒否された理は概ね下記の如くであるがその根底にはらいの特殊扱いといふ問題が横わつて^{〔た欠〕}いるのである。

△発病の虞がある

△本省の指示がない

△予算がない

△定員がない

△児童課、相談所、施設の見解不統一に起因するもの

和歌山県衛生部予防課 西技師殿

△現住所が他府県にあるものを措置するは法規違反である

△周囲の賛成が得られない

本籍

朝鮮慶尚南道蔚山郡 以下不詳

(2) 里親、職親、就職の場合

(イ) 数年乃至一〇数年の長きに涉り療養所の一隅に起居した多くの児童に社会的不適応が見られるので新生活に順応できない事例があつた。

e かゝる困難一つ一つ克服した関係者の努力、わけでも関係入園者の理解に對して敬意を表すると共に、この社会復帰促進に当り、特に協力と支援を賜はつた大阪府、滋賀県、愛知県、三重県、福井県、兵庫県、岡山県、広島県、島根県、鳥取県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県等の児童福祉関係者に対し謹んで謝意を表する。

三三七 社会復帰後の身元及び家族照会

(和歌山県蔵「はんぜん氏病関係綴」昭和34年)

昭和三十四年八月十一日

国立療養所長島愛生園

分館主任 小林 脇

死亡患者の身許及び家族について(照会)

入所直前住所 和歌山県海南市 以下不詳

氏名 S・H

入園年月日 昭和二十三年四月二十七日

死亡 " 同年八月三日

当時の家族記録 夫 行方不明

長男 S・E

次男・長女 氏名記録なし

○次女 S・S (当時八才、同日本園保育所)

右患者の次女Sは、本園保育児として保育中、昭和二十九年、名古屋市福祉施設へ転入、中学卒業後、愛知県丹羽郡□村□(現住所)にて女工をなしているが、最近大要次の如き依頼をなしてきた。

一、私の母は日本人で父は朝鮮人と聞いておりますが、本当でしょうか。

一、現在の家の人が将来結婚する場合に、朝鮮籍(外人登録証あり)だと困ると思うから、養女にしてあげたいと云われた。

一、しかし身許がはっきりしないから、役場では手続きが困難だとのことです。

和歌山県の前住んでいた住所が知りたい。

生れは京都と聞いている様な気がする。

以上の問合せに対し、当時の患者記録は上記のようなものであり、保育児記録も同様なものであって、母親(患者)の死亡と共に本人と兄姉との連絡は全然ない。斯様な事情から本人今後のため何等かの手掛りを掴んでやりたいと考えますので、御繁忙中誠に恐縮に存じますが、左記事項について御調査下さいますようお願い申し上げます。

記

一、患者の送致記録があれば、入所直前の住所及び家族の氏名その他について

二、兄二人、姉一人の住所等について海南市役所(S・Eのみでも)に極秘裡の御照会を配意願いたいと存じます。

三、その他関係事項

昭和三十四年八月二十六日

和歌山県衛生部予防課

技師 西 栄一

国立療養所長島愛生園

分館長 小林 脇殿

死亡患者の身許及び家族について(回答)

八月十一日附照会のありました患者家族のS・S氏について、調査の結果、現在亡くなった患者の親類の者が本県有田市に居住して居り、本人の父親兄弟共現在京都市に在住していることが判明、電話連絡がつき種々事情を話しましたところ、母親は日本人でなく朝鮮人であり、本人は日本人の家に養女として引取られると云ふことも書かれてありますが、親兄弟が現在事業に成功し、相当な暮しをして居る状況でもあり、母親と共に死亡したとばかり思っていた丈に、元気に生存していると云ふ事実には驚きすると云ふ状況でありますので、御照会の中になりました様に、養女として先方に入籍した方がいゝか、又現存している肉親や兄弟に引取られた方が幸福かの点について、送致いたしました本県としましても相当考へさせられる点もありますので、此の件の処理については私に一任願へないでしょうか、お伺いいたします。

なお、本人の住所は愛知県丹羽郡□村□となつて居りますが、□村□誰々方となつて居るのではないのでしょうか。手紙で聞き合せていた事もありますので、此の点も併せ至急御返事いたゞきたいと存じます。

右取急ぎ御照会の御回答まで。

2 裳掛小中学校第二分校

三三八 裳掛中学校分教場設置に関する陳情

(愛生園蔵「学校設立関係書類」昭和22年)

裳掛中学校分教場設置に関する陳情書

本園入園患者の子弟中、未感染児童を分離して養護する為、本園内に愛生保育所を併置し、其の学齢期に在る者に対しては、特殊の事情を考慮し、昭和八年六月一日、地元裳掛村長並に裳掛尋常高等小学校長の諒解を得て、園内に黎明学園を開設し、小学校令に準拠せる初等教育を施行中のところ、昭和十九年四月、裳掛小学校第一分教場として正式に認可するに到りたり、又一方、入園患者中学齡児童に対しては、園内少年小女舎(少)の近くに昭和六年四月開設せる愛生学園に於て小学校舎に準拠せる教育を施行中のところ、小学校の分は、昭和十九年四月、裳掛小学校の第二分教場として認可するに到りたり。然るに本年、裳掛新制中学設立するに及び、従来取残されたる上級生徒の教育をも、此際裳掛中学第一第二分教場として包含御認可得たく、此段及陳情候也

昭和二十二年十月十日

国立療養所長島愛生園長 光田健輔

岡山県知事 西岡^(広)吉殿

黎明学園（第一分教場）概況

一、児童数（新制中学入学スベキ該当者）

男 女 計

中学一年 二 二

二年 三 二 五

計 三 四 七

外二小学校児童 男一四 女一〇名

二、従来高等科二年卒業児童数

昭和十一年以降 男一九 女一五 計三四

三、職員

氏名	生年月日	最終学校名卒業	給料	就任年月日	担任
T・H	大正六年二月三日	青森県女子師範学校		昭和二〇年五月一〇日	
O・T	昭和二年五月二七日	岡山県邑久高女専攻科		" 二二年一月八日	
O・E	明治二五年六月二〇日	仙台市尚綱女学校		" 七年一月	
O・Y	" 三三年一〇月	裳掛小学校		" 二二年二月	農業

四、授業状況学科時間数

一週二六―三四時間

学年別	国語	社会	数学	理科	音楽	体操	美術	英語	自由研究	農業

小一、二、三	七	四	五	二	二	三	二			
小四、五	六	四	五	二	二	三	二		四	二
小六	五	四	四	二	二	三	二	二	四	二
中一、二	五	五	四	三	二	三	二	二	四	四

五、黎明学園 環境図

六、黎明学園 校舎図

〔五、六添付なし〕

愛生学園（第二分教場）

一、新制中学二編入スベキ該当児童数

	一年	二年	三年	計
男	七	一	四	一二
女	一	二	二	四
計	七	三	六	一六（但昭和二十二年九月二十三日現在）

外二小学校児童数

二、高等二年卒業児童総計

昭和十一年以降 男八六 女五六 計一三二^(四)

三、職員

健康者教師二名（一名八既二裳掛中学講師トシテ任命サ

ル、内一名英語科講師）

入園者教師五名 入園者中教育アル者ヲ教師トシテ任命ス
四、目下ノ授業状況

教室五教室中、小学二教室、中学三教室使用

一週間ノ学科目時間数(午前三時間、午後二時間)

学年別	国語	算数	理科	地理	作文	習字	図画	英語	文法	工作	農業	唱歌	体操	裁縫
小学一、二、四年	八	六	一	一	二	一	二	一	一	三	一	一	一	一
小学五年	三	四	二	三	二	一	二	二	一	三	二	一	一	二
中学一年	三	三	二	二	二	一	二	四	三	二	二	一	一	一
中学二年	三	三	二	二	二	一	二	四	三	二	二	一	一	二
中学三年	二	五	三	一	二	一	二	四	一	二	二	一	一	二

五、愛生学園 環境図

六、愛生学園 校舎図

〔五、六添付なし〕

三三九 島の夕映

(愛生園神谷書庫蔵「昭和26年度裳掛中学校分校愛生学園卒業生

卒業生記念号『島の夕映』昭和27年)

島の夕映

H・T

(岡山県児童生徒作文コンクール入選作品)

夕映の空にポプラの木が突立っている。時々吹いてくる風
にその葉が揺れて一ひら二ひら落ちていく。何かを求めている

るように何かをささやいているように落ちていく。そのポプラの木の下で、小学生の小さい子供がなわ跳びして遊んでいる。何の屈託もない声が聞える。向うの山肌が夕映して絵のように美しい。私はやがて暮れようとする島の一角で、小さい子供等を眺め乍ら、ふとその子供等のように幼かつた頃を思い出した。

「足が痛いよう」

ふと眼をさますと右足にはげしい痛みを感じる。凍りついたような月が、木枯の吹きすさぶ庭の木立の間からガラス越しに見える。枯枝のざわめきがガラスの向うに聞える。定期的に来る神経痛にそこをうめき動いた。口がもつれだして声が出なくなつた。父を起そうとしても父の部屋まで廊下をへだてているので起すだけの気力がない。がまんしても痛みからうめき声になる。

苦痛で一ぱいの頭に、時々ちらちらと昼間の出来事が走馬灯のように走り去る。勉強をすまして、踏みかためられた雪の道を、かんじきをはいて家に帰つた。手袋をはめていない私の手は赤くひびがきれているので風があたると痛い。深田の伯父さんに一年入学のお祝に山口から送ってもらつたスキーが私の帰りを待つている。この間までころんではかりい

だが、今はなれて上級生の人達と一緒にすべれるのが友達の居ない僕にはとても楽しかった。

スキーをはき、玄関のガラス戸をステツキでこじあけて出ると、こたつに入つて暖まつたばかりの私を一度に冷してしまつた。わらぶきの屋根につららが長く太く風呂の窓まで続いている。直ぐ前のつららに私の顔がひんまがつて見える。風が粉雪をともなつて吹きつけて来る。帽子をかぶつていない私の頭に顔に背すじにようしやなく吹きあたる。山手に一押しして滑つて行つた。首巻がひるがえつて寒い。

寺の鐘が夕焼の雪景色にこだまする頃、遊び疲れた私は、凍りかけた雪の道をすぼすぼはまりながら帰つて来た。昼間滑つた白線をふりかえりくく日の短いのを惜しみながらも、死んだような山の陰から、点々と火のともつてゐる野へ通りぬけて帰つて来た。そして明日もスロープをくだる計画をたてて床についたのだつた。

その日から、数日して私は癩病だと宣告されたのである。小学三年の新学期だつた。けれども癩の悲しみを知らない私は、驚きも悲しみもしなかつた。あの夜足に神経痛が来たのが癩の潜伏期から発病にうつる最初の症状だつたのだ。癩とわかつてからお父さんは私を部屋にとじこもらせていた。遊

びざかりの年頃を友達は一人も居なかつた。世間を知らない私は善悪がはつきりしなかつた。この島へ来てからもよく間違をおこした。大きな人にも叱られた。

年が大きくなると共に私は癩の苦しみを知つた。然し療養所に入り成長すると共に、癩でなければ感ずることの出来ないものを感じることを知つた。健康者には感じる事の出来ないものを感じる事が出来ると思うようになった。精神的に成長していく一つの修練ではないのだろうかと思うようになり、病気に負けないで、真の人間として生きて行かなければならないと私は思うようになった。

夕映の空の下で、一、二、三、四、と屈託のない明美ちゃんや光江ちゃんの声が未だ続いている。

三四〇 愛生学園の生徒会新聞〔抄〕

(愛生園神谷書庫蔵「愛生少年新聞」昭和27年)

先生に抗議する

中三 M・S

私が先生に抗議するなんて生意気かもしれないませんが……K先生は話がともうまく、むつかしい事でもうまくわかりやすく教えて下さるので少しもあきが来ず、その話には私たちは夢中になつてきています。だから私たちは喜んでいますが、

一つ思いだすと腹の立つくやしい事があるのです。それは高校生の社会科の授業中に「今の中学三年は教えるのにはりあいが無いが高校生の授業はやりがいがあがる・・・」と云うような事を言われたそうである。こんなことを高校生の前で言われ中三ははじをかいたようなものです。私たちの組の悪いことは私たちの前で言つてほしかつたのです。先生に教えてもらえるのを喜んでゐる私たちのことを私たちになぜ言つて下さらなかつたのですか、悪いことは言つて下さい

「ニュース」

高等学校が療養所に出来るか？

東京全生園に於ける全癩患協の会議に熊本の療養所よりこの事が提案された。全生園につくつて他からは希望者が全生園に留学するとよい・・・と。

最終回、ツードン、満るい、ツ、スリーに於いて

正岡先生を三振にうち倒したしゅくんのH・G投手！（高校一年）

県人会野球試合三重対広島に於いて

卓球大会（園内）に少年舎より十一名出場

六月三日 礼拝堂に於いて

入梅!! 六月十一日

新入舎の友だち・六月二日左の四人の友だちが少年舎へきた。

H・A（白兎寮へ） H・T（平安）

H・T（七報） H・T（八報）

消防団々旗祭演劇発表、六月十五日

全生学園より学園文芸誌「よぶこ鳥」がとどけられた。

・各舎に廻らんしたらよく読みましょう

少年舎小遊園地いよいよ出来る

あまりおもしろいので夢中になつて自習時間も忘れているものがあるが、時間は正しく守りましょう。

六畳に三人住むようになつた少年舎！

新しい友だちが四人も一度にふえたので男舎では六畳に三人住むことになつてきた。

学園このごろ (S・H記者)

気候もよほどの組もどの組も今や勉強に一しようけんめい。生徒会では、火曜日は服そうけんさをすることに申しました・・・がけんさがきびしいので仲々せいせきよろしい。だが火曜日だけきちんとしていてもだめ 不意にけんさするか・・・中には先生もしてみよ、と言ひ出す者もあつてこわ

いことこわいこと。
 学校のげんかん前に、正門かいだんをつくつてもらえると云うので、中学生農業の時間にそのじゅんびなどはりきつてい
 ること。

小学一年二年生、八報寮食堂でべんきようでは先生も気分が
 出ないでしょう。

第四限はいつも高校生が授業にくるので教室が足らず、教室
 のとりあいでもめることもめること、中三は舎に帰つて自由
 研究と云うことになるが、舎に帰るとやつぱりだめ。

ピンポン熱さかんで、小五教室はひ害が大きいのでおこるこ
 と、後かたづけしない者があるので小五生ぶりぶり。

腰かけがだんだん少くなつてきたと思えば、物置小やにこわ
 れた腰かけが一ぱいだ。

中三理科時間をのぞいたら、カミソリのはで蛙の解剖をして
 いた。

小学生教室の黒板が全部こわれているので、先生かきにくい
 のでぼやいている。

遊場が出来てよろこぶことよろこぶこと、だが授業におくれ
 て叱られる者ぞくぞく。

三四一 裳掛中学校第二分校夏期休暇中の一時帰省

(愛生園蔵「第二号 学事関係書類」昭和33年)

昭和三十三年七月二十四日

裳掛中学校長島第二分校

裳掛中学校長殿

夏休中一時帰省決定者調報告

左記の者は八月六日から三週間一時帰省の許可がありました
 ので報告します。

八月六日より三週間 一時帰省決定者調 長島第二分校

外出先 学年 氏名 備考

大阪府枚方市大字 □ □ 兄K・S方 一年 K・M 祖母の病氣見舞

兵庫県加古川市 □ □ 兄U・Y方 一年 U・K 世間態から

大阪府大阪市 □ □ 母K・Y方 一年 (KN・T) "

京都府乙訓郡 □ □ 母S・T方 二年 (S・T) 祖母の病氣見舞、世間態から

三重県津市 □ □ 母H・H方 三年 (HM・I) 祖母の病氣見舞

兵庫県西宮市 □ □ 三年 (MM・MN) 世間態から

岡山市船着町五二岡山事務所 一年 Y・Y 兄岡山迄面接に
 来る、一日帰省

昭和三十三年夏休み中一時帰省希望者

学年 氏名 帰省先及び帰省事情

中一 U・K 兵庫県加古川市□□ U・Y方

母・兄・祖母が家に居るが、夏に親類の者が家に集まるので、本人が休み中に帰省していないと都合が悪い、母から帰ってきて欲しいと

祖母が病気で本人にあいたいといっている、

神戸の親戚の所に行っていることになっているので、夏休みには帰らないと都合が悪い

中三 M・I 三重県津市□□町□□ 母H・H方

祖母が病気の由で、会いに帰りたい
以上学校としては休暇中なので支障なし

中一 K・T 大阪市□□区□□□□ 母K・Y方

本人は体が弱くて親戚の所にあずけられていることになっていて、夏の休みには母のもとに帰らないと都合が悪い

三四二 中学校第二分校と第三分校の交流

(愛生園蔵「第二号 学事関係書類」昭和33年)

申請

中一 K・M 大阪府枚方市大字□□□□ K・S方

昭和三十三年十月二十日

裳掛小中学校長島第二分校

祖母が病気で母親が今看病につききりで仕事にも出られないから、本人が帰省して祖母を看病し、母に仕事へ出てもらおうと思う、Y・

長島愛生園長殿

小中学校分校生の邑久光明園に遠足について

中一 K・A 愛媛県周桑郡□□町□□ 母K・S方

H氏(少年舎々長)が一時帰省の際同伴する由
家が忙しくて面会に来られないので、夏に帰省して欲しいとのこと、本人も帰りたく、姉が迎えにくる筈

邑久光明園分校生と長島愛生園分校生との懇親レクリエーションとして野球と卓球の試合をするため、十月二十二日(水曜)、邑久光明園まで左記小中学生三十六名の懇親遠足を御認可下さるよう申請します。

記

中二 N・T 京都府乙訓郡□□町 母S・T方

邑久光明園に遠足計画

長島愛生園小中学校分校生

小学生 十三名

中学生 二十三名 (足の不自由な者二名を除く)

船便を御願出来れば足の不自由な者も

含んで全員

合計 三十四名^六

但し弁当は少年舎全員四十二名(舎長を含む)

昭和三十三年十月二十二日(水曜)

午前八時半 出発 船は九時出発

午前 卓球試合

午後 野球試合

午後三時半 帰園予定

三四三 小中学校第二分校の大島青松園訪問

(愛生園蔵「第二号 学事関係書類」昭和34年)

昭和三十四年九月九日

裳掛小中学校長島第二分校

長島愛生園長殿

小中学校分校生の近海遊覧について申請

小中学校分校生の今年度の近海遊覧を九月末頃に実施を御願

申し上げます。

追って、生徒達の希望は大島青松園訪問であります。

参加人員

中学生 十八名(男十三名 女五名)

小学生 十一名(男 五名 女六名)

付添 教師^{中学二名} 舎長^{男舎長二名} 女舎長二名 予定

報告

昭和三十四年九月 日

長島愛生園長 氏名 印

裳掛中学校長 宛各通
裳掛小学校長

分校生の大島青松園まで近海遊覧について

当園の分校生の知識をひろめ、あわせて単調な生活に変化を与え療養効果の向上をはかるため、九月三十日(水曜)に香川県大島青松園まで近海遊覧を予定しておりますので、御承知おき願います。

三四四 前在籍中学校復帰手続

(愛生園蔵「第二号 学事関係書類」昭和35年)

申請

〔後筆〕
横田先生了解済、正本に

昭和三十五年一月十六日 は印を捺してもらった」

裳掛中学校長島分校 魚返定夫

裳掛中学校長 薄井安正殿

在学証明書交付について

左記の者、今般退園して以前在学していた京都府乙訓郡□
中学校に復帰することになり、本日本人の父親から在学証明
書を申請してまいりましたので、昭和三十五年一月七日まで
在学していたことの証明書を交付して戴きたく申請いたしま
す。

記

S・T (通称N・T) 昭和十九年四月十一日生

中学三年 昭和三十二年九月二十七日から

昭和三十五年一月七日まで在学

〔以下略〕

三四五 大阪補導所入所手続

(愛生園蔵「第二号 学事関係書類」昭和35年)

伺

昭和三十五年一月二十三日

裳掛中学校長島分校 魚返定夫

裳掛中学校長 薄井安正殿

成績証明書交付について

左記の者から補導所製図科入所のため成績証明書二通の交付
申請がありましたので、別紙成績証明書二通に捺印の上交付
してよろしいか。

記

H・T 昭和十一年九月三日生

昭和二十七年三月二十六日卒業

現住所 大阪市□区□町□ □寮内

三四六 三園分校統合についての要望

(愛生園蔵「第二号 学事関係書類」昭和36年)

分校統合について要望

現状のような小さな学校のままで、何個所かの療養所の分校
生徒を一個所の療養所の分校に集めるだけならば、分校の統
合ではなくて生徒の統合にすぎません。生徒を集めても三十
名足らずで、教職員の数も従来通りの二名ぐらいの複式学級
の小さい学校のままでは、生徒間の刺戟も少なく、教育効果
も充分には上がらないうらみがあります。

そのような統合ならば、受入れる側も折角の期待にそうこと

が出来ず、送り出す側も心配が残るのではないでしようか。統合する以上は、教員数は中学校では三人以上で、単式学級が出来て、教材設備も充分整えられるように、国費予算を増加して、理想的な小中学校分校を設けられるようにしていただきたく要望します。

当分校は、生徒数も学年数もまだ多く、生徒の安定、希望にそうためにも、教育の責任を強く感じています。瀬戸内三園の中学校分校の統合は、当分校に希望いたします。

昭和三十六年十二月十八日

長島愛生園内裳掛中学校長島分校

教諭 魚返定夫[㊦]

長島愛生園長 高島重孝殿

三四七 小中学校分校統合の利点

(愛生園蔵「第二号 学事関係書類」昭和36年)

長島愛生園に小中学校分校統合についての利点

- 一、園内の高校生から刺戟を受けて励みになる。
- 二、島の生活は単調になりがちではあるが、都会の悪に染まることはない。
- 三、島外の一般社会に迷惑をかけることは殆んどない。

四、島は広く、農業・漁業・林業等の実習にも利便があり、海の研究や窯業の研究、その他各種作業の研究にも適しておる。

五、島内には邑久光明園もあつて交歓が出来るので、生活の場は相当に広い。

六、生徒数が多くなれば生徒間の切磋琢磨が出来、また各方の生徒が集まることによって、世界が広くなると共に、競争心が湧くようになる。

七、病院化によって隔離性がなくなるにつれて、社会見学も多く出来るようになれば、ホスピタリズム的異常心理やコムプレクスもなくなる。

八、高校入試の際の試験官旅費の節約になる。

九、小中学校教育費を節約することが出来る。

三四八 卒業生の動向とその所見

(愛生編集部蔵『愛生』第一六巻第五号 昭和37年)

分校卒業生の動向とその所見

加川一郎

最近、一般入所患者も、所内にある分校の教育問題や、少年少女寮の事について、嘗てのようによかましく言わない

ようになった。これは、患者の補助教師が手を引いて、派遣教師だけの学校になつてからである。理由は種々あるが、患者が干渉しない世間並みの分校になり、高校も軌道に乗り、ハンゼン氏病療養所の青少年教育問題は、一応解決していると考えているからであろう。更に、児童生徒数の激減が、その関心を薄くしているとも言える。私も、日々の教育は、地道に続けられているとみている。然し、今後の方向はどうあるべきか、を考えると解決しているとは言えない。殊に重要な事は、児童数の減少が、その関心を薄くしているとすれば、救いのない認識不足だという事である。教育は、子供が一人になつても行われねばならないからである。

私は、或る必要から、分校を卒業した者がどうなつていくか、その動向を調べたが、その事から、次のような事実を知つた。(別表参照) 少年少女患者の、社会復帰率は高いだろうという事は、感じとしても、常識的にも考える事であるが、別表のように、昭和二十五年三月の卒業者は、その後、十二年経過した現在までに、社会復帰した者は、二割弱に過ぎないが、昭和三十一年以後になると、既に復帰した者が、五割以上になり年々、その復帰率は高くなつている事を、数字が明確に示している事である。(三十四年以後の復帰者の数が

少いのは、復帰者が、未だ高校在学中なので含めていないからである。)このように、退所する者が、分校卒業者に多いのは、最近の入所児童は、殆どが、早期に発見された経症者^{〔軽〕}だからであろう。換言すれば、早期発見は治癒退所につながる事を実証している。次に興味のある事は、卒業後も、続けて療養所に在住している者の中で、不自由者としての扱いを受けている者は、全体の八%に過ぎないし、三十三年以後からの卒業生には、既に全くないという事である。これは、早期治療が、如何によい治療効果をもたらすかを実証している。現在の児童生徒も、症状の進行者はないし、今後は、症状進行者は無くなる事を示している。今後の傾向を実証していると言える。この実情から療養所内の学校教育に於ける「特殊性」がなくなつてしまつた事が考えられる。各府県にある結核療養所の「養護学級」と同じ性格のものとなつたのである。否、一般児童と変りない学習生活が行えるという事では、安静を要する結核児童とは比にならないのである。然し、最近入所した或る児童の父兄は、県の結核療養所内の養護学級に入学させ、そこから、この分校への転校手続きを済ませてきた事を、こもこもと話していた。結核の養護学級に入学させるのを問題にしない親が、この分校に入学させるのに、今日

も猶、転校手続きに苦悩しているのである。この考え方を完全に切換えられないのは、未だ、社会一般が、別表のような数字を知らないからでもあろうが、子供達こそ罪な話である。今後の分校には、その特殊性を完全にぬぐい去る事が先決問題だろう。子供自身は何もないのである。今時、劣等観^{〔感〕}を持つてゐる児童はない。持つてゐるのは、小さい設備の乏しい分校で、複式授業を受けてゐる事からくる肩身の狭い気持と、社会生活の経験を持たない学習からくる学力の不安だろう。問題は、この事の方が重要である。

分校の教育に関心を持つ者としては、児童数の減少により学力が低下しないかという事である。所内に学校が設置されたのは、教育の機会均等という精神からであつたが、今日では、軽快退所していく社会人として、役立つ教育^{〔学〕}という事になつたのであるとすれば、従来以上に^{〔学〕}学力が問題になるからである。先に述べたような子供達の不安や劣等感を除き、はげみを倍加させる為にも、ハンゼン氏病児童生徒の教育を、退所後の指導に至るまで、一つのシステムに統一し、能率的に、大きく成果をあげる為にも、各療養所に点在するまま、ごとのような分校を統合する事こそ、今日の課題であろう。そうした措置をとるまでに、事実上は分校が閉鎖してゐる療養

所も出来てゐるのである。更に私の期待は、分校の児童生徒に、積極的な誇りを持たせたい事である。その一つとして、療養所内にあるという条件を生かして、「健康教育」のモデル校にでもなれないだろうかという事である。病気の児童生徒をかかえて突飛な事を考えるようであるが、健康教育とは、集団体操等の、華やかな行事や、訓練だけではなく、日常生活の中に生きた教育こそ重要であり、又、真に健康な体を育てる為の栄養、躰、習慣、知識を、学校教育という「場」で、科学的に着実に身につけさせる事だと思ふからである。医療関係者が傍に居り、その施設があり、又、給食も協同生活の中で行われており、これ程、「健康教育」のモデル校になれる好条件の環境はないからである。方法によつては、特色のある模範的な分校になれるのではないだろうか、それは、子供達に、誇りを持たせ、学力の向上にも役立つ事は疑いないだろう。売名という事ではなく、アピールする事は、積極的な意味に於いて必要なように思う。分校卒業生の退所者数が、我々の予想以上の事実であるのを知る時、こんな期待が、大きく持たれてくるのである。一般入所者の一人でも、「子供の日」を機会に、こんな期待をよせ、こんな事を発言した事が「子供の日」のよい贈物になるように望むものである。

(別表)

分校(中学校) 卒業生の動向調査

37年3月10日現在

卒業年度	卒業生数		社会復帰者			在園者		死亡者	高校入学者 (新良田教室)	
	男	女	男	女	対する割合 卒業生数に	軽作業従事者	不待遇者			
昭和25年度	9人	3人	1人	1人	17%	7人	1人	2人	0人	
昭和26年度	6	1	2	0	28	3	1	1	0	
昭和27年度	8	4	2	1	25	8	1	0	2	
昭和28年度	6	6	3	0	25	6	3	0	2	
昭和29年度	2	3	2	1	60	2	0	0	0	
昭和30年度	4	4	2	1	35	3	1	1	0	
昭和31年度	9	3	5	1	50	5	1	0	4	
昭和32年度	6	3	4	1	55	3	1	0	3	
昭和33年度	7	0	4	0	57	3	0	0	3	
昭和34年度	4	5	1	1	22	7	0	0	4	
昭和35年度	4	3	1	0	14	6	0	0	3	
昭和36年度	6	1	2	0	30	5	0	0	2	
計	107人		36人				58人	9人	4人	23人
卒業生数に 対する割合			34%				54%	8%	4%	22%

34年3月卒業以後には、社会復帰可能者が高校在学中の為、復帰者の割合が少くなっている。

3 裳掛小中学校第三分校

三四九 双葉寮の一日

(楓編集委員会蔵『楓』第四卷第二号 昭和25年)

双葉寮の一日

養育係 安藤孫一

コケツコーと上の鶏舎で元気な鶏の鳴声がある。七時のラ

チオニユースが始まると各室から「起床々々」、と呼ぶ声が窓のガラスに反響する。かくて我等の明朗な双葉寮の生活が開始される。飯取り当番、掃除当番、食堂当番、男子女子それぐに多忙である。男子においても小さな可愛い手で雑布を握つてゐる姿などもいぢらしい。然し可愛い子供に旅させよとの如く、此の試練がやがて成人の暁は大きな喜びとなる事を、身を以て体験した私には確信出来る。不幸にして幼少の折、父を亡くした私は母の手助けとして時折掃除は勿論の事、炊事洗濯等もせざるを得なかつた、お蔭で其の方面には余り不自由なく、妻帯後妻に病気で寝られた時なども困る様な事も無かつた。他から見て赤ん坊のおしめなど洗ふのは一寸おかしいかも知れぬが、自身恥だと思つた事は無い。仕事に男女の区別はない筈である。困つた時は助け合ふ之れがお互の愛情であり義務ではないかと思ふ。実行不実行は別として何んでも知識を得る事は成長する子供達にはもつとも大切な事である。午前十時、子供が教科書を朗読する声が学校の窓よりもれて来る頃はやさしい寮母さんお姉さん方は、子供達の衣類の破損修理に余念がない。手際よく運ばれる針先にも深い慈愛がこもつてゐる。何分にも成長盛りの子供達のこととて、女子は別として男子は着物もよく汚し破損も多く、此

の点寮母さん姉さん方には大変御苦勞な事であるが、之れは一面子供達の生活力の旺盛を示すものであり、療養所の在り方としては最も喜ぶべき状態である。室の中でも、どすんどすと角力を取つてゐるが、子供の好きな私には一向気にならない。

むしろこの元氣「マヤ」が何より嬉しい、限度のゆるす限り放任しておき度い。然しそれが野蛮な、乱暴な、破壊的な傾向への自由習練となる様では、断じていけないが、子供に遊戯が必要なのは、樹木に日光の必要なと同様である。

次に子供達の趣味娛樂であるが、主として野球、科学、読書等である。尤も野球においては、寮兄の名キヤプテンの指導宜敷を得て、未来の藤村、川上、たらんの意気込みである。科学方面においては、貧しき資材で色々な模型を製作してゐるが、何分限界内の事として思ふ様な教材もなく、子供達の科学心に満足を与へてやれないのが残念である。たまに雑誌などの通信販売で購読してゐる様であるがそれも広告と相違した粗悪な書籍であつたり、この点心無き少数の商人の行為によつて、純真なる童心に傷をつける事は甚だ遺憾である。やがて灯ともし頃ともなれば、子供達の奏でるハーモニカのメロデーが、皆の心を優しく慰めて呉れる。電圧が低くて電

灯が暗い為、顔をすり寄せる様にして熱心に本を読んでゐるもの、其の傍では火鉢を囲んで楽しさうに雑談に花が咲いて、双葉寮に取つて最も楽しい団欒のひとつである。砂糖を煮る様な香ひが鼻を突く、多分隣の室で又砂糖をたいて飴を作つてゐるのであらう。少量の配給の砂糖が何時迄続くだらうか考へると可哀相でならない。慰安の少い日常生活ともすれば、大人でも間食が欲しいのである。況して子供達にして見れば、当然の事で此の点も何とか關係各位に願ひして、週二回でも子供達に間食を頂く様にしたい。娛樂設備も、先般ブランコを一台新設して頂き、子供達も非常に喜んで使つてゐるが、出来得れば今後において滑り台、シーソー等も設置して頂き度いと思ふ。元氣一ぱい遊ぶと云ふ事は子供達の全生活であり、其の生活をより良き方向へ導びいて行くのが、現在私に課せられたる務めである。子供は其の本然の性質として何んでも模倣する性質をもつてゐる。従つてかくせよと教へられる事より、常に習慣的に其の人がするのを見てゐて、其の通りをせよと言ふ強い傾向をもつてゐる様思はれる。それを考へる時、無教養なる自分が、果して今後純真なる子供達の指導者として進んで行く事が出来るであらうか、此の点痛切に一抹の不安と、同時に大いなる責任を感じてゐる。

る次第である。

三五〇 統合についての邑久支部見解

(光明自治会蔵「公文書控(邑久支部発)」昭和36年)

小中学校統合について

首標の件につき邑久支部では、既に数年前より統合の必要性を痛感し、その線に添った運営を行つて来ました。現在邑久支部の児童数は中学三年生七名であり、三十七年三月を以て現施設(収容力三十名)を閉鎖する予定であります。

従つて、当園に収容予定の児童があつた場合でも、中学三年以前の児童に対しては、地理的に近似している長島愛生園に収容してもらつている様な実状であります。

簡単ですが、右の如き状況でありますので御報告致します。

三五一 第三分校閉鎖に伴う表彰

(光明自治会蔵「事務連絡控」昭和36年)

事務連絡第七十六号

昭和三十七年三月十四日

光明会々長 望月拓郎 印

医事主任 鹿野幸一郎 殿

第三分校閉鎖に伴う表彰について

一、今回第三分校閉鎖に伴い、永年勤続して子弟の教育に当られました池田先生に対し、卒業式の当日感謝状並びに金一封(二、〇〇〇円)を授与されます様御願ひ致します。

一、補助教師として永年分校に勤務し子弟の教育に協力した自治会々員に対し感謝状並びに金一封を授与されます様申請いたします(五年以上勤務を対象とする)

□ 豊 □ 勤務年限十六年 感謝状並びに金一封

一、〇〇〇円

昭和十四年五—昭和十五年二

昭和二十二年— 現在

横 □ 義 □ 勤務年限八、五年 ” 五〇〇円

昭和二十八年十一— 現在

山 □ 一 □ 勤務年限八年 ” 五〇〇円

昭和二十四年四—三十一年十二

南 □ 千 □ 也 勤務年限七年 ” 五〇〇円

昭和十七年六—昭和二十三年三

以上

三五二 思い出のアルバム

(楓編集委員会蔵『楓』第二五巻第四号 昭和37年)

思い出のアルバム

県 豊子

裳掛中学校第三分校も三十六年度の卒業生を送り出すと、もう在校生がゼロになる。二十余年の歴史をもつ分校も廃校である。一般社会での廃校なれば寂しい事であるが、この社会に限り、まことに結構な事である。病気になった子どもを送って来た親が島を去る時の気持は、きつと文字通り断腸の思いであろう。こんな悲劇はもうたくさんである。

開園当時から卒業生はざつと百四十名ばかりで、そのうち亡くなった者が十六名ばかりいる。病気になった事さえ不幸であるのに、年若くして散った小さな命に對して心からの祈りをささげる。然し、元気に軽退したものが二十名余りある。

私は昭和十三年十二月七日に入園した。翌年五月Kさんと二人で学校へ行ってくれとの依頼を受け、二人は簡単に引受けた。今は亡き神宮園長先生を迎え、自治会役員多数出席され盛大に光明学園の開校式が行なわれた。その式場で紹介さ

れた若い二人は張り切って毎日通った。当時職員は今谷先生が一週間に一度学校へ来てくださった。戦前だったのでむづかしい修身を教えていただいた。授業がすんでから火鉢を囲んでお話を聞くのが唯一の楽しみであった。卒業式の前に二人とも入院してしまったので、簡単に受けた職をあっさりやめてしまった。それから、しばらくして私は社会に憧れて退園した。近所の子供を見るたびに、「双葉寮の子どもは、どうしているだろうか。」と、心は木尾湾をうろついていた。当時子どもが送ってくれた寄せ書は、疲れを充分いやしてくれた。終戦になって病気も悪化して来たので再入園した。学校へまた行ってくれとの依頼を受けたが、そう簡単に受けられなかった。何故なら、戦前の古い頭で、戦後の新しい教育は出来ないからである。けれども断り切れず昭和二十二年二月一日付で就任した。それから今日まで丁度十五年たった。いろいろと数多い思い出の中からハイライトを拾って見よう。

昭和二十二年度

終戦後の混乱のまだ落ち着かぬ頃で教科書もプリントの様なものだった。燃料も不十分で教員室でよく薪をたいて水泡をこしらえたこともあった。

この年まで教師をしておられたNさんは話してくださいました。これまでの最大の悲劇は、下痢が流行した時、わずかの間に学童が四名亡くなった事だそうである。定めし学校も寮も、てんやわんやだったろうと思った。それから、もう一つは、マッカーサーの指令だといって教科書を焼却せよと言われた事で、地図などは、まだ新しくて惜しい気がした、と、いうことであつた。

昭和二十三年度

新制中学校の分教場として認可するには生徒数が足りないので入園者から希望を募って、六十名ばかりの人数を揃え、本校の校長先生を迎えて、卒業式のあとで新制小、中学校の分教場認可の式が行なわれた。卒業式の祝のまんじゅうも、メリケン粉など材料で配給を受け、双葉寮で作ったものだった。形も味も悪いが皆よろこんでいた。

昭和二十四年度

これまでは学芸会を敵老親睦会^[敬]として、お年よりに、孫と一しよに楽しむムードを味わってもらうためキリスト教会堂（現在のMTL会館）でささやかに開いていたのであつたが、この年はじめて会場を光明会館にうつして一般入園者に公開した。その時のプログラムに、劇、可愛い魚屋さん、勘太鳥、

舞踊、花嫁人形、里の秋などがあり、皆ほほえましいものばかりである。舞踊は私の受持ちであつた。講習を受けたのはなく、振付の本があるのでなし、全くの創作であつた。我流というより手足を適当に動かしているにすぎない程度のものであつた。その上、レコードはなし、オルガンの伴奏であつた。今から思えば、よくもステージで発表したものだと思う。それでも客席からは拍手がきこえる。涙ぐましい努力に對するもので実になごやかな学芸会であつた。生徒の作つた川柳二句

猿の面 つけた子どものすまし顔

すすき生え 月も出ている学芸会

現在ならば、グライダーの材料として、セツトで売っているが、当時は工作練習としてヒゴを作って仕上げたグライダーの飛翔大会をグラウンドで行なつた。大へんよく飛ぶのがあり、小踊りして喜んでいた顔がはつきり見えるようである。

昭和二十五年度

終戦後アメリカ軍が進駐して来てから、スケアダンスがマスコミによって紹介され、ダンス熱が高まつた。運動会に養育者、看護婦さんたちと四つのサークルを作って、スケアダンスをした。一般観覧者の手拍子と、オ、スザンナのメロ

デイに合わせて踊ったのも、ついこの間の様な気がする。
この年の学芸会の一部をララ感謝祭の外人客に見てもらったのもうれしい思い出である。

昭和二十六年 度

忘れもしない、数学の時間だった。Y君が、「先生、8じゃない、3ですよ」と言った。私は、どきつとした。読みちがえたのである。自分では若い積りでも、こんな間違いをする様なことでは駄目だと思い、眼鏡をかけることにした。昨今の私なら、なんともないが、あの頃は、まだ、はずかしい気がした。

この学校には修学旅行がない。二十三年頃、長島を一周したのが最初だった。一時間ばかりですむが、島を離れて海上から眺めることは、大きな喜びであった。これを延長して、一日ゆつくり朝から弁当を持って近海遊覧に出かけたのは最高のよろこびであった。長島一周と違って船の上の時間をゆつくり楽しむ事ができた。走っている船から竿をおろすもの、救命具をつけて、はしゃいでいるもの、トランプ遊びに興じている子どもたち、船内には嬉しさがあふれていた。電車やバスで一泊旅行が許されたら、彼等はどんなに喜ぶだろうと、思った事は一度や二度ではなかった。

一番嬉しかった事は、分校専任の派遣教師を迎えたことである。重い肩の荷がおりた。病気を宣告されてからは、壮健の人には弱くなって、正しく向き合う事さえ、さけていたのに、公然と一しよに机がならべられる事は、ほんとに大きな喜びであった。それから今日まで更迭はありましたが、どの先生も皆、私達の傷を見ても、いやな顔もなさらず、忙しい毎日を送ってくださった。特に、最後まで責任と愛情をもって、よく面倒を見てくださった先生には感謝している。

この冬に積雪八センチとなりホーム、ルームの時間に雪合戦をした。私はなるべく、あたらない様に後の方にいた。子どもたちは喜んで放課後も手製のスキーで走りまわり、ウインター、スポーツを満喫していた。

昭和二十七年 度

神社奉納相撲が行なわれ、本年の卒業生が、ズボンの上にしめこみをして相撲をとっていた。あの頃は無邪気なものだった。

一の字型に建っていた双葉寮をコの字型になおすため、学校の講堂は子どもたちの宿舎になった。高学年の授業は恩賜会館やMTL会館で行なわれた。道場の様にしきつめた畳の上で、萩や芒を活けて、ふかしたいもで月見をしたのも忘れ

られない。

当時の裳掛村から平衡交付金を受ける事になり分校の教育備品を毎年買っていた。限られた予算では、消耗品をかうだけが関の山だったので備品を買って貰った事は有がたい事であった。カメラ、ポーターブル・テープコーダー、マシン、謄写版、オルガン等である。お蔭で学校生活のスナップ写真が、私の持っているだけでも二〇〇枚余りになった。ガリ版も原紙を切っては、遠く離れている印刷部に通っていたが、いながらにして刷ることができて、ほんとに助かった。

昭和二十八年年度

新校舎が落成して勉強にも力が入ってきた。青空生徒会の動きも活潑になり、月間の新聞が発行される事になった。各園の分校発行の新聞が交換され、お互の友情が芽生え、視野が大きくなった感じであった。若草（全生）、白樺（草津）、ひまわり（青松）、めだか（恵楓）、青空（光明）、愛生少年、くぬぎ（駿河）、ひばり（松丘）、しんせい、かえで（星塚）など、それぞれ豆記者の活躍がうかがわれた。青空新聞の豆記者も負けない様にはり切っていた。次は新しい養育者にインタビューした時の記事の一部である。

問「学校での私たちを見てどう思いますか」

答「あなた方を見て、村にも〇〇分校というものがあつた事を思い出しました。病気なんて気にせず勉強してもらいたい」

問「食事中の私たちを見てどう思いますか」

答「食事前の黙とうがありますね、その時のあなた方は何を考えているのかしら…….と思いました。」

問「今後しばらくいてくださいますか」

答「まあ、しばらくね」

昭和二十九年年度

新しい教員室が落成した。現在の倉庫が前の教員室であつた。せまくて薄暗くて陰気であつたが、明るい教員室に移つてからは能率があがつた。木の香も高い室に引越しをする時に、こぼれたインキは念入りに拭きとつたものであつた。

卒業生も青空新聞の誌上同窓会欄に、人間生活に反省の必要な事を書いたもの、自らの体験から、子どもを励ました原稿をよせるなど後輩の指導に積極的であつた。この外に新聞をにぎわした二つの記事がある。

A「貞明皇后三回忌法要に池田厚子夫人来園。五月十七日木尾棧橋にお着きになるといので、楽団の人はラッパや、たいこを持って集まつた。船が見えると園歌の吹奏がはじ

まった。厚子夫人がしきりに手を振っていらつしやる。迎える人も迎えられる人もうれしそうな表情だった」

B「気象観測はじまる。私たちは毎日気象観測をしています。

私はよくまちがえるのでよく注意されます。『おい、今日の天気は何か』『昨日の初霜かいてあるかな』など、わいわいさわぎながら記入していく。観測が毎日の楽しみの一つになつて来ました。』

特筆すべき事は、全国療養所の分校教官会議が本園で開かれた事である。出席しない私には雰囲気などわからないが、分校の教育が重要視されてきた事は事実である。

昭和三十年代

九月邑久高等学校新良田教室が開かれ、希望が与えられた。本園からも十五名の者が入学して、も早や数名の者は卒業して帰園している。

県教育庁の先生にホーク、ダンスの指導を受けた。楽しい午後のひとときだったが私には少々むりであった。

十一月に小学校長の広畑先生が急死されて驚いた。青空新聞の記事。

「私たちが夕食をたべているとき、ラジオの放送で小学校の校長先生が亡くなられたことを聞きました。私はうその

様な気がしましたが朝礼の時、先生から『みんなで花束を作ってお供えしましょう』といわれたので本当だと思ひました。いつの式にもあんなに元気で来てくださったのに……。

先生やすらかにおねむりください」 小六生

「ぼくらの校長先生

お正月がくるのに

先生は なぜ

死んでしまわれたのでしょうか」 小三生

然し悲しみも束の間、有道校長先生を迎え、分校も喜びに包まれた。学校新聞にも、易しく、解り易い原稿をよせてくださった。現在は中学校長として最後まで、お世話になっている。

昭和三十一年度

青空新聞の「お知らせ」に「高橋貞子さんより世界少年少女文学全集が二冊寄贈されましたので冬休みの間にしっかりと読んでください」と、ある。度重なる御厚意を感謝し島へお招きして、授業も見ていただいた。このほか大阪歯科医大の学生さんからの寄贈や、岩波文庫三十周年記念に当選して八

十四冊（時価一万円）が恵贈され、今では大きな書棚もいっぱいになった。

軽退ブームが来て健康のあるものは皆退園した。ある軽退者から「先生そちらにいる時はお世話になりました。無事に帰らせてもらいました。父母もよろこんでいます……」との手紙が来た。教師としては責任を感じた。数年たった今日まで、元気で社会人の仲間入りをしている。時々便りがとどく。「夜中に正月のお餅を貰いに行ったこともなつかしい。先生、いよいよ廃校ですね、よくやんちゃしました。長らくお世話になりました」などの文面を見ると、眼頭があつくなる。

昭和三十二年度

八月十日神宮園長先生が昇天された。学校の式には何時もニコニコしてお話しくださった顔が思い出される。一番印象に残っているのは、双葉寮の七夕祭に出席してくださって、夜空に輝く星を共にながめたり、花火線香を見て楽しんだことである。

青空新聞の楽しい記事。「十月十六日もめ友の会の御厚意により学校全員をタコつりにつれて行ってくださった。この日は朝から風もなく絶好の釣り日和にみんなキャッキャツさわぎながら釣った。四時過ぎ棧橋に帰り、数えて見たら

四百四十四匹という大漁だった。こんな楽しかった事は光明園へきてから、はじめてだ……と話しながら帰った。」とある。

昭和三十三年度

分校内ではピンポン大会や、野球試合をしたが、対外的なものではなかった。この年にはじめて愛生分校とピンポン大会を行なった。全員がいきいきとしたプレーを見せてくれた。ピンポンは光明の方が上手であった。

小学校が休校になった。

昭和三十四年度

高校入学生を送って来られた新生園や恵楓園の先生が分校へ立寄られた。遠い園の先生に逢う事ができたのは忘れられない感激であった。

中学生だけになって学芸会も敬老会の席で行なうことになった。教師四人で下手な木曾節を歌ったのも、今はなつかしい思い出である。

昭和三十五年度

中学校長の薄井先生が亡くなられた。未感染児童が本校へ通学できる様に骨を折ってくださった事、大島青松園へ一しよにリクレーションに行った時、船内で親しく私たちに話しかけられ、又帰途牛窓で下船、棧橋に立って、何時までもハ

ンケチを振って、別れを惜しまれていた事、自作の川柳「焼くほどに、食うほどほどに、女房出し」を書き添えた年賀状をいただいた事など、次から次へと思い出される。

家庭科の実習も度々行なわれたが、オム、ライスを作った実習が忘れられない。なかなかむつかしくて思う様にできない。形は悪いが味は同じだと言いなながら皿に盛っている男子、自分のが上手に出来たと言わぬばかりに、見くらべて得意になっている女の子の顔が目に見えかしてくる。

昭和三十六年度

いよいよ最後の年とあつて皆よくがんばった。高校進学希望者も全部よい成績でパスし、即売も出来ると思われる椅子をつくるなどして有終の美を飾った。親のひざもとを離れて病を養う不幸な境遇に同情しながらも、授業中いたずらをする子どもを、黄色い声でよく叱りつけたものである。今考えると、少し位のいたずらはあつてもよい、いや、なければならぬと思う。

私も一時は自信も情熱も失いかけた時もあったが、どうか今日まで補助教師として勤められた事は、第一に科学治療や電気治療で健康を保つ事ができた事である。第二にはヒューマンリズムをわきまえられた教師や養育者の皆さんが気まま

な私を、気長にいたわってくださった事である。第三には自治会や園当局の方々が学校に厚意をよせられ、働きよい職場にしてくださった事である。第四には入園者の皆さんが治療はじめ、何事にも教師なるが故に優先的に便宜を与えてくださった事である。その他、校長先生や、教育委員の方々からやさしいねぎらいや、励ましの言葉を受けた事など数え上げられないほどである。とにかく私は通算十六年という長い間、教職に置かれて来た。その間の勤務評定すれば、五分五分ということになる。指導したのが五分で、指導されたのが五分である。教えられたほうが上まわるかもわからない。この尊い体験は、これからの残り少ない私の人生をより楽しく、より豊かにしてくれると思う。

三五三 裳掛中学校第三分教場の沿革

(光明園蔵「裳掛中・小学校第三分教場」昭和13～37年)

沿革

光明学園の創立は、昭和十三年七月二日にして当時草津より来た大口正口教師により、三名の生徒を教えてゐたが、教室八南館病室、次いで北館病室、恩賜治療室と転々としてゐた。而して式等の時は霊安室にて行ふを常としてゐた。

現在の教室の建設を見たのは十四年^{〔ママ〕}月のことであり、教師は水□秀□、谷□力□郎（軽退）より神□光□、矢□美□夫、南□知□也、村□義□、肥□金□（軽退）を経て、現在□豊□、池□登、山□一□三氏に及んでゐる。

昭和二四、一〇、一〇之を附記

昭和十四年三月二十日 現在の西校舎が建築落成し、小学校在学中入園した約四十名を小学校令に準じて教育を施し、教師としては患者中より経験を有する者を選び、園の職員指導のもとに教育をしていた。

昭和二十年五月五日 裳掛村立裳掛国民学校第三分教場認可。国民学校令により教師は派遣助教一名、患者補助教師二名により十九名の児童を教育した。

昭和二十三年三月二十六日 学制改革により裳掛小学校、裳掛中学校第三分教場として開校式を盛大にあげた（中学校認可）教師は小学校、中学校各一名の指導のもとに患者補助教師三名により授業をした。

昭和二十年^{〔ママ〕}月 日 中学校教師是友包子先生着任（園職員兼務）患者補助教師 □豊□、山□一□氏
昭和二十五年五月八日 小学校専任教師 木下フキ先生着任

昭和二十六年四月十三日 中学校専任教師 池田充先生着任
校名を第三分校と改める

昭和二十八年三月三十一日 現在の東校舎建築落成す

昭和二十八年四月二十八日 第一分校より佐藤典男先生を週一回英語授業のために迎える

昭和二十八年六月三十日 佐藤典男先生病氣にて退かれる

（死亡）

昭和二十八年十月一日 患者補助教師一名増員（横□良□氏）

昭和二十九年四月一日 中学校専任教師一名増員 野口泰輔先生着任

昭和三十一年三月三十一日 患者補助教師一名減員になる

（山□一□氏）

昭和三十四年三月二十六日 小学校児童全部が卒業したので小学校閉鎖、木下フキ先生退職

昭和三十四年五月十七日 野口泰輔先生転任、後任として山下史郎先生着任

昭和三十五年一月八日 今学期より週一回、愛生校舎対光明校舎の教師交換授業を行なう

昭和三十五年三月三十一日 山下史郎先生退職、後任として稲谷祐宣先生着任

昭和三十六年三月三十一日 稲谷祐宣先生退職、後任として
立古知之先生着任（週三日）
昭和三十七年三月二十六日 中学校生徒全員が卒業したので
中学校閉鎖。教師立古知之、池田充 患者補助教師□豊□、
横□義□氏

昭和三七、三、三十一記

〔中略〕

職員 職員の活動、職員会議、現職教育

施設 教室及其の利用、学校図書館、衛生及給食施設、
其他施設及其の利用

其他施設及其の利用

教科指導 地域社会調査、児童実体調査、年間指導計画、
週案、日案、教授法

週案、日案、教授法

児童指導 学級編成 ホームルーム 児童会 クラブ活動
男女共学 職業指導 健康指導 清潔整頓

男女共学 職業指導 健康指導 清潔整頓

レクリエーション

評価方法 学校日記 学習評価法 児童指導記録 出欠記録
健康指導記録

健康指導記録

其他 P T A

施設

教室及其の利用 三教室あるを常々は普通授業に使用し随
時児童の成績展示会場及講堂として使用する。

学校図書館 未だ独立館としての設備はなく職員室の書籍
戸棚を利用して月刊雑誌及副読本、自由研究用図書を選
々乍ら購入している。尚キリスト教会協に大人一般の図
書室があるので、児童は自由に閲覧している。

衛生及給食施設 衛生は此処療養所の性質上、特異ではあ
るが行届いている。給食は本校より現品支給を受けてい
るも共同一大家族生活の為、実施困難なので行はず、一
般食事の一端として加えている

教科指導

地域社会調査 成人社会とは全く独立して学校全体が
一大家族であり、学校即家庭である。双葉寮として寮父
母、兄弟と共々に相睦み生活している。

児童実体調査 一般外部社会であるならば未だ誰彼と甘え
たい盛りを、こうした離れ島に遠く肉親を隔て暮らさね
ばならぬ宿命の侘しい子等であるだけに、一入その内面
生活に姉となり親代りとなって相談に乗ってやりたく思
ふ。

所謂外部社会にある各個々の家庭といふは考えず、又病

気の性質上、実家調査は本人申立そのまゝとして深くは立入らない

年間指導計画Ⅱ従来一般に謂はれる画一教育なるものを改め、個性を延ばし、やがては当園の中堅となる子等であり、又一方卒業↓大人舎↓重病室↓納骨堂と自分等の行く先々を悲観視する子等である。特異な此の寂漠^{〔若干〕}卑屈な心を、明るく勉学に希望を持たせてやりたいと念願する。

週案、日案Ⅱ別に記してはいないが、日々の休暇時間に教師相互に協議研究して行ふ。

教授法Ⅱデモンストレーションを取入れたい。別記する。

児童指導

学級編成Ⅱ小学校一年生より中学校三年生迄を三教室に分割せねばならぬ現状なので、少人数の一学級ではあるが児童の内容は学年的に数あり。複々式学級の止むなきにある。

山田学級（中二年、三年）木下学級（小二年、小六年）

縣学級（小四年、中一年）

ホームルームⅡ学校即家庭（双葉寮）として、教師、寮父母一体融合して之を行ふ。此の点、外部社会に見られぬ円やかさがあると思ふ。

児童会Ⅱ寮に於て父母、教師膝を混えて週二回、之を行ひ自発的な自治及反省を行ふ。

男女共学Ⅱ理想的に相睦み行いつゝある。

職業指導Ⅱ特殊な所だけに将来経済的独立への基礎としてと謂ふでなく、自己の四囲の園生活に役立ち自己自身、職業の尊さを自覚し、知識・技能を身につけ研究工夫することによって内面精神生活を豊かに明るくする糧にと思ふ。

健康指導Ⅱ特異衛生である。プロミンの薬効に一途な希望を寄せて、幼い身を療養に務めている。

清潔整頓Ⅱ毎土曜午後大掃除実施。

レクリエーションⅡ木曜日午後を当てゝ居り、教師指導に又児童自由に行はせる場合もあり、尚園の患者教養慰安の糧として屢々音楽、映画、演劇等の催しがあるので観賞している。

〔後略〕

第三節 岡山県立邑久高等学校

新良田教室

1 新良田教室の設置

三五四 高等学校通信教育の開講

(楓編集委員会蔵『楓』第七巻第一〇号 昭和28年)

高等学校通信教育の開講に際して 森 幹郎

経済、肉体、家庭、環境、境遇その他色々の理由から高等学校の通常の課程に進学、通学できない勤労青年、更にひろくは一般成人に対して「通信によつて」高等学校教育を実施しようとの試みが戦後、機会均等の具体化として、急速に高まつて来た。即ち、「高等学校通信教育」がそれである。そして相当の迂余曲折はあつたものの、当園に治療中の向学心に燃える諸君の熱意と、入園者、就中、山本文化部長、山田先生(分校)らの努力が応えられて、今秋から岡山県立岡山操山高等学校通信教育部により、当園に於ても、「高等学校通信教育」が実施される運びに立到つた。この春五月、この交渉が始められてから四ヵ月ぶりに陽の目を見た訳であるが、操山高校通信教育部光明園支部(仮称)の今後の成長に

寄せる私の希望と期待とは大きい。

開講に際して二、三述べておきたいことがある。これは先ず近く開校予定の国立ライ療養所附設高等学校との関係である。当園に高校通信教育を実施したい、との我々の願ひに対して、或人達は、もう暫く待てばライ療養所にも高校は附設されるのだから、それに入ればいいではないか、と至極尤もらしく反対したのである。併し、凡てのライ療養所が高校を附設する、ということとは、恐らくは当分の間望めないことであらう。即ち、十国立ライ療養所の中、一乃至三園がそれを附設するとか仄聞しているのである。

従つて、その場合、高校を附設しない九乃至七園の高校進学、通学希望者は、一定期間、遊学することにならざるを得ない。之は言うに易く行ふに難い、と予測される。ここで、通信教育を一〇〇%利用したらいいと思う。即ち、通信教育で、国語とか社会とか、その他の単位認定をとり、通信教育では無理かと思われる体操、或いは物理、化学等実験の伴う科目を通常の高校で、即ち、我々の場合、遊学して、受講するのである。こうすれば遊学の期間は相当短縮されるものと思う。

次に病状や一身上の諸理由から、遠く遊学することのでき

ない諸君も決して少くはないであろうから、例え、ライ療養所に高校が附設されたとしても全ライ療養所が附設するに到るまで通信教育の存在価値は高く買わるべきである。又別稿に記した如く、学校教育（義務教育）の低調を見ると、例え、全ライ療養所が高校を附設したとしても、各園（即ち各校）共に、全科目の教師を揃えることは、恐らく不可能であるから、或科目（即ち、専攻教師のおらぬ科目）は通信教育で受講せねばならぬであろう。以上、何れにしても、近くライ療養所に高校が附設されるからと云つて、ライ療養所に於る通信教育の必要性を抹消してしまうことは早計である。

更に、高校の通信教育と私立大学その他で編集、出版している講義録との相違を一言しておこう。即ち、講義録では社会的に通用する資格は全然与えられないが、高校の通信教育は、学校教育法と文部省令によつて一県に一乃至二校ずつ設けられ、県教育委員会が認可するものであるから、検定の教科書を用い教育の内容、程度等も普通の高校と全然変らず、社会的な資格が与えられる。即ち単位認定書が与えられ、その科目は大学入学資格検定試験の際、受験を免除される。将来はライ療養所内にも大学の通信教育部（現在、本邦では六私立大学が之を併設している）学生が生れるであろう。又、

現在では卒業生は出ていないが、高校の通信教育を卒業した者は、通常の高校を卒業した者と全く同資格が与えられる筈である。之は文部省当局が言明している所である。

当園の場合、学習管理その他技術的な操作を考慮して、一応、光明園として一括入学手続をし、又、教科目も本年度は、国語、英語、世界史、一般数学に限り、この中から一人三科目以内を選択させた。

通信教育は学校教育とちがつて、自学自習を旨とするから、その熱意に乏しい者は脱落する外ない。自分の都合のいい時に、自分の都合のいい分量だけ、勉強できるといふ点は非常にいいのだが、一方、いつでも好きなだけ勉強できるのだという安心感からついくその機を失ってしまうことも少くないと思う。そして一度、中断したら、再び手をつけるのがいやになるのは、人の性であろう。つまり、通信教育は不断の努力と忍耐とが必要なのである。

刑務所の服役者、病院の看護婦、工場の工員、結核療養所或いは自宅の結核療養者、等の中には通信教育生もいるが、ライ療養所の場合、しかも集団的に入学する、というような例は、或いは本邦最初のものではなからうか？ このためには神宮園長、長瀬庶務課長、木下庶務係長らが大変に努力し

て下さり、又、県学務庁、県教育委員会の理解も大きかった。第六回生として、操山高校通信教育部に入学した諸君は、もう一度、「自分は勉強するのだ」という自覚を新たにし、固い決意の下に出発せられたい、と、開講に際して一重に願う次第である

(九月四日)

三五五 高等学校三ヶ所設立につき長島支部提案

(愛生園神谷書庫蔵「青少年を就学させる高等学校三ヶ所

設立について」昭和28年)

青年少年を就学させる高等学校三ヶ所設立について

「一、提案要旨」数年前よりの念願であつた所の高等学校の設立については、先般厚生省との審議会を開催した際示された、昭和二十九年度に於いて全国一ヶ所を設立し一学年三十名を以て編成するとの言明があつたので、茲に左の理由を附して、入所加療中の青少年を就学させる高等学校の設立について、全国十ヶ所の国立癩療養所中三ヶ所に高等学校及び寄宿舎を設立し、その運営維持に要する費用を計上する様、厚生省当局に要望する。

「二、提案理由」(高等学校三ヶ所^{〔箇〕}設立) 高等学校に就学する

青少年の就学率が高い事。先般厚生省との審議会を開催した際示された高等学校設立については、全国一ヶ所を設立し、一学年三十名を以て運営するとの配慮があつたが、別表に示す如く、全国各療養所の青少年の数は発病年令期等の事由により^{〔ママ〕}人を数へ、就中前途に希望を見出した青少年患者の向学心は誠に目覚しいものがあり、各療養所によつては高等講義録補修科を設けて、曲りなりにも高等程度の教育を実施してゐる現状であるので、全国一ヶ所では到底志望者に対して応じきれない事。

「二、教育の機会均等をあたへなければならない。」青少年の現在おかれてゐる心情を思う時、身体障害的^{〔疾〕}失患^{〔持〕}を以つ児童は精神的に悲感^{〔観〕}し、又は萎縮し、病者特有の引込みじあんの態度になりがちであるので、遠く離れた地(一ヶ所^{〔箇〕})に留学する事は、一部特定の児童に限定し非常に教育の均等を失う。尚病重きが故に社会復帰が望めず、その一生をライ療養所で過ごさなければならぬであらう不幸な人達こそ、少しでも多くの事を学び、少しでも知徳を得て精神的安住^{〔神〕}の地を求め得られる方途を講じる事は、療養所を自主的に高め文化向

上の為め、必要欠くべからざるものである。教育の門戸を解放して多くの希望にそへるべく、機会均等を是非計らなければならない。

「三、青少年の患者の多くは社会復帰を希望してゐる。」新治療薬の出現、整形手術の進歩によつて、青年少年患者の多くの部分を占める軽症者は、社会復帰の希望に燃えております。然し乍ら、現下の経済状態と激烈な生存競争に伍して行く為には、所内の教育制度並に職業補導の教育確立を^{〔属〕}図つて、せめて高等学校程度の学歴を有し、社会復起^{〔属〕}への素地を与へることが絶対必要である。

「四、地理的条件を備へる事」就学児童数の分布又は各療養所の地理的、交通及び病者特有の条件を考慮して、左に掲げる様に、地域別に最少限に^{〔小〕}三ヶ所は是非必要である。尚各設立地域別に各療養所の所在地の郡内又はその附近に本校となる適当な学校が所在してゐるので、教授の派遣等の好条件が備つてゐる。

東部五園に一校

松丘 東北 多摩^{〔磨〕} 駿賀^{〔河〕} 栗生

右に対する入園者数（五ヶ所）計三千八百九拾一名

瀬戸内三園に一校

長島 邑久 大島

右に対する入園者数（三ヶ所）計三千式百六拾式名

九州二園に一校

菊池 星塚

右に対する入園者数（二ヶ所）計式千六百拾四名

高等学校設立具体案について

一、入所加療中の青少年を就学せしめるために高等学校を設立し、教育基本法、学校教育法に依る所の教育施設を設置しなければならぬ。

一、高等教育施設は全国を三地域に分轄し、三ヶ所の高等学校を設立して、公立高等学校の分校として本校より教員を派遣して教育を行う。

一、昭和二十九年に於いては普通科のみ設置し、全国三ヶ所に置く。

一、校舎に附属した寄宿舎並に医療施設を設け、生徒の治療を併せて行う

昭和二十九年一ヶ所当設立具体案

校舎 一、普通教室（四十名分）

三教室各十六坪 四間×四間

二、特別教室（百式拾名分）

理科学教室 一、二十坪—四間×五間

音楽美術教室 一、 ” ” ”

家庭工作教室 一、二十坪 四間×五間

計 三教室

三、職員室 八名

一室 十六坪 四間—四間

四、図書室

一室 八坪 四間—二間

五、附属室及び倉庫

小使室並に当直室を含む

一二坪 四間—三間

六、運動場 二四〇坪—一人当二坪

七、講堂 六〇坪

寄宿舎

(一)、室 六〇坪 (二)、舎監室 二坪半（二室分）

(三)、炊事室及び食堂 二十坪

生徒

入学方法

生徒数 一学年—四〇名 三学年編成を以て一二〇名

新制中学校卒業又は之と同等の脳力を有する者を入学

入学選抜方法

させる。但し年令には制限をしない。

一学年当四十名に限り志望者を応募し、定員を超過した

場合の選抜は当該県の教育委員会の入学方法に準ずる。

教員及び諸人員

一、定員 生徒五十人対し三人（八名）

理数科二人 国文科一人 外国語科一人

社会科二人 音楽科一人 美工科一人

家庭科一人 計 八名^{〔九〕}

二、資格

教員は県教育委員会より認定したる有資者

三、給料及諸給与

国庫に於いて負担し、教育委員会で定めた額とする。

四、小使または雑役夫 二人

予算

一、青少年が教育を受ける為の奨学資金を給付しなければならぬ。

一人宛 六〇〇円

二、教育に関する施設費並に運営費は、すべて全額国庫負担

教科内容

一、教科書は本校が使用するものを用ひる。

一、教育重点としては、社会復起〔婦〕を基盤として職業課程を重要視する。

一、病者の特殊性を考慮して医化学的研究を推進する。

〔欄外〕
一五対五

反 栗生 敬愛 光明 青森

各園実態調査表〔略〕

三五六 高等学校設立に関する報告

〔愛生自治会蔵「全患協支部報綴」昭和30年〕

昭和三十年五月三日

長島愛生園支部長 藤島 一山

高校設立委員長 佐々木清一

全患協本部殿

一、高等学校設立に関する報告の件

表記の件に関し、本部並に各支部より屢々其の後の状況について問合せをいただいで居りますので、左記の通り現況をお知らせ致しますから、各支部にも左の要旨御連絡御願ひします。

本問題に関しては、当支部と致しましても全国友園の御期待に添う可、全力を尽して参りましたが、いろいろな都合で意の如くはかばしい進捗をみていないことを誠に遺憾に存じますとともに申訳なく存じて居ります。

三月末か四月早々行われる予定であつた、中央に於ける最終打合せが次々延期され、その間当支部としては屢々設立委員会を開催、園当局とも、懇談を重ね努力して参りました処、漸く去る三十日本問題に就て打合せのため石原事務官が上京の運びとなり〔ました欠〕（井上庶務課長上京の予定が健康の都合で石原事務官出張）

尚、今回の上京は文部、厚生、大蔵等各関係者の最終打合せになるのではないかと伺つて居ります。

石原事務官の帰園を待つて御報告申上げる予定でありませぬ。此の度の上京で最終的な決定をみて方針が指示されれば、県に關係者を網羅した設立委員会が、設立される予定であり

ますので、県設立委員会の来園を願ひ（県設立委員会の来園については先般来既に要請して居ました処、設置されれば必ず来園するとの確約をいただき了承済みであり）

イ、開校の日時の見通し

ロ、試験方法及科目

ハ、臨時開校問題等の諸問題について懇談要請し、速かに決定をみて病友諸兄の要望に応えるべく予定致し居ります。

其の後の工事の進捗について

去る四月十三日行われる予定であつた地鎮祭は準備の都合との理由で延期され、度々請求して参りましたが、今だ行れて居りませんが、既報の如く入札も完了、四月始より敷地工事に着手して居り、工事は着々進められて居ります。

参考迄に工事現場及敷地附近の写真原版及園内案内図を同封致します。

尚、先般来本部よりも連絡ありました、全日制主張の問題については、各支部の一致した見解であり、強い要望でありますので、当支部は勿論、当委員会としても屢々園当局を通し、亦文書を以て全日制主張の要請、請願を続けて参つたのであります、先般石原分館長よりの報告によりますと定時

制の見通が強いとの話で、その理由をあげますと、次の諸点が主なる理由の様であります。尚、これが今日迄の文部、厚生、県教委、三者の結論とのことであります。

一、定時制を主張する理由

イ、派遣教育であるから、教師派遣の都合もあり無理な授業時間がとれない。

ロ、各地より受験するのであるから地域的な学力差も考慮し、予習復習時間を多くとる様考える。

ハ、療養者であるから生徒の健康管理と治療時間等も考慮に入れねばならない。

二、各療養所の現在の小中学校教育をみると、比格的〔較〕のんびりやつている向が多いから、各方面から見て、高等学校だけを理想的に全日制にしても無理と思う。亦各個人の個性をなるべく伸す意味に於て、趣味教科（音楽、美術、文学等）になるべく多く時間をとりたい（全日制ではそうした科目が週一、二時間しかない）。

大体以上のような報告があり、当方設立委員会は上京の石原事務官とも懇談、再度いろいろの理由をあげて全日制を主張し、中央、県教委に対しても充分われわれの要望を得ていただく様御願すると共に、別紙の如く請願書を各方面に重ね

て発送致しました。

以上の通りでありますので、取敢ず御報告申し上げますから
各支部に対しては貴本部よりよろしく御連絡下さい。

本部各位の御目愛^①を祈ります。

三五七 教員の採用試験

(県立邑久高等学校蔵「開校関係書類綴」昭和30年)

昭和三十年八月十一日

園長〔自署〕 庶務課長^② 係員^③

岡山県邑久高等学校教官採用試験状況について

標記の件について、左記要項により実施されましたから御知
らせ致します

記

出席係官 県学事課 入江人事係長外四名

邑久高校 橋本校長外一名

受験者 十四名

外に当日予め事故通知を受けてゐる受験希望者

六名 後日県にて面接の予定

日程

十一時 指示事項

十一時半 見学

十二時十分 昼食

(願書記入)

一時 考査

一時四十分 面接開始

五時 諸注意後終了

作文「癩患者教育を志して」

以上

三五八 学力検査実施要領

(県立邑久高等学校蔵「開校関係書類綴」昭和30年)

昭和三〇年度岡山県立邑久高等学校定時制課程

学力検査実施要領

一、学力検査時間割

イ、第一時限 国語 数学

一〇：〇〇—一一：〇〇

〇：一五 休憩

ロ、第二時限 社会 理科

一一：一五—一二：一五

註 時間割は予め受験者にわかるよう掲示すること。

二、受検者の座席の配置

イ、着席順は受験番号順とし、あらかじめ机に受験番号表を付しておくこと。

ロ、受検者の座席は、一人につき一机とすること。

三、監督者が留意すべき事項

イ、受検票を所持しているかどうかを確かめること。

ロ、受検票を所持していない者に対しては、受検者名簿によつてその者の氏名、受検番号を確かめて後適切な措置をとること。

ハ、検査開始前五分前に、検査問題を伏せて受検者に配布

し、検査開始の合図があるまで開かせないこと。

ニ、検査問題を検査開始の合図とともに開かせ、まず所名

及び氏名を所定の箇所に記載するよう指示すること。

ホ、検査終了時刻五分前には、その旨を受検者に知らせ、

終了の合図と同時に答案の作成を止めさせること。

ヘ、検査中受検者の質問に対しては、検査問題の内容にふれない限り親切に応答すること。

四、試験終了後の留意事項

イ、答案の処理

一、答案を受検番号順にとりそろえ、科目別に答案用表

紙をつけて綴ること。

二、答案用表紙には府県名、検査場名、科目名、受検者人員、答案総枚数、監督者氏名及び現住所を記載すること。

ロ、答案等の送付

教育委員会は、検査終了後直ちに答案を入学願書及び報告書とともに一括して、岡山県久郡久町（久局区内）岡山県立久高等学校長あて書留速達にて送付すること。

五、監督補助者

イ、監督者は、療養所長に対し一名く二名の監督補助者を依頼する。

ロ、監督者は、監督補助者とともに問題の配布、答案の取まとめ及び消毒を行う。

六、その他

イ、受検票の割印は、各教育委員会において捺印すること。

ロ、各教育委員会は、下記様式の受検者一覧表を作成し、答案とともに高等学校長あて送付すること。

学力検査受検者一覧表〔略〕

三五九 開校式日程次第

(県立邑久高等学校蔵「開校関係書類綴」昭和30年)

岡山県立邑久高等学校定時制課程新良田教室

開校式日程次第

十六日 七・〇〇 起床(前日よりの宿泊者)

七・三〇 朝食 鳥取寮

九・〇〇 岡山発(当日の来賓) 乗用車二台
バス 一台

一〇・〇〇 高校開校式来賓受付 船越受付所

新良田教室視察

一一・〇〇 開校式 愛生会館

終了後 記念撮影 同右正面玄関

一三・〇〇 開校祝賀招宴 会議室

一五・〇〇 来賓記念品授与 船越受付所

一五・三〇 来賓退島

一七・〇〇 宿泊者食事 鳥取寮

総務 横山事務官 山田書記 内田喜子

中山事務官 飯隈書記

招宴会場接待係(会議室)

調理 石川調理士―近藤芳香―三川竹子

接待員 渡辺一枝・石原繁子

福田とみ子・土方ふみ

横山直子

三六〇 他園入所者代表の開校式参列不許可問題

(愛生園蔵「記録」昭和30年)

施行 九月二十九日

長島愛生園発第六二六号 昭和三十年九月二十六日

園長〔自署〕 庶務課長(印) 主任(印)

案

〔欄外〕 送付 国立療養所課長宛 園長

厚生省医務局長宛

開校式人員配置表



来園した患者の状況について報告

今般行はれたらい高等学校の開校式に参加の目的で各所から患者代表が外出して来園したので其の状況を報告します。

記

1、菊池恵楓園・奄美和光園患者来園拒否の経緯

2、菊池恵楓園（三名）来園の "

3、駿河療養所患者（三名） "

4、邑久光明園・大島青松園患者の来園について

5、星塚敬愛園患者の来園について

6、九月十五日夜六園代表者懇談会に於ける各園代表者の挨拶要旨

7、九月十六日朝の懇談会に於ける決論^{〔結〕}

8、九月二十三日患者との懇談会の概要

〔欄外〕

「患者持参の外出許可証明書の写添付さす」

1、菊池恵楓園患者来園拒否の経緯

一、経緯の発端

1、昭和三十年九月十日午後七時三十分熊本局発信左記

電報を受信した。

名宛 藤島一山

本文 奄美二、菊池三、開校式参加の為、十一日六時

三七分岡山着く御手配乞う 菊池

2、当日宿直であった分館長は、右電報を受信したので、

患者代表藤島一山に通知すると共に、園長庶務課長

にこれに対する意見を伺うに次の如く決定した。

イ、厚生省よりの通達の趣旨もあり来園を認めることは

できない。

ロ、岡山駅に職員を派遣して帰園を勧奨する。

二、菊池恵楓園に連絡

午後七時四十分菊池恵楓園に電話連絡するに、庶務課長

は高等学校開校式に患者の参列は許可していないが、或

は一時帰省をしている患者が立寄ることは考えられる

が、貴園に行く事を正式に許可はしていないから、都合

悪ければ帰しても致し方ないと・・・此旨園長に

もよく伝えて置きますとのことであった。

三、処置

1、森事務官は午前六時三十分岡山駅に至り、左の如く

問答し、各々帰所すべく勧奨した。

a、患者代表

イ、菊池恵楓園

荒木 正（自治会副会長） 坂本弘一（評議員）

野仲正憲（執行委員）

ロ、奄美和光園

久野清重（自治会長） 林 緑峯（評議員）

b、右五名は、午前六時三十七分岡山駅へ下車したの
で岡山駅前西空地に於て面談した。主として荒木
正が一行を代表して応答した。

○愛生園へ開校式参列のため来園する如き電報を藤島
一山宛に受信したが、打電したか。

△自分等は打たなかったが、園に居る人が打ったので
あらうと思う。

○開校式参列のために来たのか。

△そうである。

○恵楓園はそれに対して許可したのか。

△正式には許可してくれなかったが、自分等が開校式
に参列の為愛生園へ行くことについては、園長、庶
務課長は暗黙の承認はしてくれている。

○外出証明書は所持しているか。

△持つています（といい別紙写の許可証明書を示す）

○目的、行先が事実と違うではないか。

△証明書としてはこう書かなければ園として都合が悪
いのであらうと思う。実は愛生園へ行くのが目的で
ある。

○外出目的等が事実と異り、又愛生園としては、本省
より高校開校式に入学生以外の患者は来園を許可し
てはならないとの通告を受けているので、君等の意
に添うことはできない。恵楓園に対しても本省より
指示があった筈である。

△それは知らないが、愛生園の藤島さんより招待状が
来ているので来たのである。遠方を態々来たので行
かせてもらいたい、此儘帰る事はできない。

○総代より招待状を出したことについては、園は許可
してない事であり、そんな相談には乗れない。虫明
迄行って話しても、自分が此処で言っている事と結
論的には同じであるから帰った方がよい。

△それは園長が言はれるのか、あなた個人としての考
へか。

○勿論園長のお考へでもあり、園としての方針を君等
に伝へに来たのである。

△とにかく折角此処まで来たのであるから、藤島さん
にでも会って帰りたいからよろしくお願いします。
奄美和光園久野清重に対し

○外出証明書を持つているか。

△持っていますが、敬愛園、恵楓園を視察する為に九州へ来た便に愛生園まで足を延ばそうと思って来ました。

○高校開校式参列のため来たのか。

△それもありますが、主たる目的は各園の設備を視察し、又和光園より他の園へ転園を依頼しようと思つて来た。恵楓園にも二十名位転園させて頂く様に頼んである。

○和光園は、君等が愛生園へ行く事を承知しているか。

△園は知らない。自分らの勝手に来たのである。

(※時間も大分経過し人通りも多くなったので)

○ここでの話は、これ以上する事は人目にもつき困るから、西大寺町平和タクシー前迄来てくれ、そこで話を聞く。併し愛生園へ行く事については承知致し兼ねるから、その様に承知してもらいたい。只態々遠方を君等が来た事については御苦労であつたと思う。

△では、あなたの言はれる処へ行きます。

(※これ迄の所要時間六時四十分より七時二十五分まで)

c、以上にて一応打ち切り、平和タクシー前にて待つこと約十分なるも彼等は現はれず、直接虫明に向け出発した

のではないかと直感したので、庶務課長に連絡すると共に、愛生園へ電話連絡し分館長に虫明に現はれた時の処置を依頼した。

d、岡山事務所にて九時三十分まで彼等五名の来るのを待つも現れない為、虫明に向ひ出発した。帰途水源地区に愛生園に連絡するも彼等は現はれずとの報なるも一応帰庁した(午前十一時)。

四、処置(その二)

1、午後一時二十分、虫明事務所より患者五名岡山よりハイヤーにて現はるとの電話連絡あり。

2、直ちに井上書記を虫明棧橋に出向させた。

3、井上書記より連絡あり、藤島一山(総代)と面談した。この患者の申出があつたので、石原、森両事務官は午後二時森丸にて虫明に至り調査し、次の通り処置した。

五、午後四時総代藤島一山を虫明まで渡し、菊池恵楓園並に奄美和光園患者五名と面談させた上、各々帰園する様申渡し、五時井上書記附添にて岡山市に送致した。

六、午後六時三十分、菊池恵楓園患者総代より本園藤島総代に電話がかゝるも、本園には患者より外線の通話はでき

ないので、分館長が電話にて話合った。

(要旨)

恵楓園代表患者が虫明にて本園に来ることを拒否された事についての理由の問合せであつた。

(回答)

1、厚生省よりの通達の趣旨もあり、来園を認めることはできない。

2、恵楓園の外出証明書に記載せる目的、行先地と異なること。

3、本園としては帰園されるよう勧奨した結果、虫明に於て本園患者代表と面会させた上、岡山迄送つた。

2、菊池恵楓園患者荒木正、坂本弘一、野仲正憲の経緯

1、九月十六日午前八時三十分、入園者N・Hより菊池恵楓園患者三名が十五日夕刻来園せる事を聴く。

2、来園の経路として、十五日午后四時、大島青松園より入学生三名輸送の為来園せる大島丸に便乗し邑久光明園に上陸し、夕刻本園に来る(藤島一山より聴く)。

3、大島丸にて来園せるは、職員四名(野島園長、国分庶務課長、佐藤看護婦長、海老沼氏)、患者(大基、橘)

二名及び高校入学生等、計八名であつた。

4、大島青松園海老沼氏に恵楓園患者について糺すに、大島の患者二名より他には連れて来ていないと言明した。

5、開校式準備に忙殺されている為、式後海老沼氏に再度尋ねるに、実は光明園に面会に行くから便乗を許可してもらい度いと申出あり、やむなく許可し、光明園分館長に引き渡したと言ふ。

6、既に入所している患者に対し退所を命ずるは、いたづらに紛争を大きくするものと考へ、十七日午前十時本園発にて光明園へ送り、大島丸に便乗を依頼し、高松より船にて九州へ帰所すべく取り計った。

7、大島青松園に行つた経緯

本園にて入所を阻止し岡山まで送致したる後、彼等は岡山より宇野線經由高松に行き、青松園に行つたものである。

8、此の件、本園で拒否した恵楓園患者三名が大島に上陸していることを聞いたが、大島青松園に対しては予め本園より電話にて貴園經由でも本園は受入れない旨連絡したにもかゝらず、大島青松園に於て園長、自治

会長、恵楓園代表の三者の話合の上、光明經由同伴する旨約束して長島に來た由を確認した。

3、駿河療養所患者（三名）來園の経緯について〔略〕

4、邑久光明園、大島青松園患者の來園について

1、両園より公文書をもって依頼があつたので、平素レクリエーション等のための交歓を行つてゐる関係もあるので、一応本省係官の承諾を得るため伺つたところ、黙認することであつたが、然し、恵楓園の患者については既に拒つた経緯もあり、又通牒を無視して外出して居る等のこともはつきりしているので、入所は絶対いけないとの言であつたから、大島青松園に電話連絡で此旨通知した。

2、大島青松園患者代表氏名

大基 橘

3、邑久光明園患者代表

山本実（副会長） 飯沼俊三（副議長）

5、星塚敬愛園患者の來園について〔略〕

6、九月十五日夜六園代表者懇談会に於ける各園代表者の挨拶要旨〔略〕

7、九月十六日朝の懇談会に於ける結論〔略〕

8、患者との質疑応答の概要

一、期日 昭和三十年九月二十三日（二三、〇〇 一六、〇〇）

場所 礼拝堂

出席 園側 庶務課長、石原事務官、森事務官、

井上書記

患者側 常務委員、評議員三十名、傍聴者七名

計三十七名

記

患者 先般の開校式前に各友園から來た患者を門前払したことは非人道的な取扱と思つてゐるが……課長の指示であるか。

答 庶務課長の指示である。

患者 今回の他園患者の取扱について、光明園・大島青松園に対して愛生園が何か指示した様に聞かすが、他園への圧迫ではないか。

答 そんな事実はない。

患者 菊池から患者代表宛に來た電報を、総代の承諾なしで照会する等、自治会軽視ではないか。又通信の秘密侵犯に該当しないか。

答 此度のことは、何もそのこと事態通信の秘密を漏洩〔自体〕

したとは解釈していない、発信元に照会したに過ぎない。

患者 病毒伝播の虞がない証明書を所持して他園の患者が本園患者に面会を求めて来た場合拒否されるか、こんな患者は世界中どこへでも行ける筈だ。

答 施設に収容されているものは、例え病毒伝播の虞がないにしても、行先、目的の違った証明書を本園で認める訳に行かない。

正当な手続を経て来れば差支えない。

患者 他園から来た患者に対して強く証明書の提示を求めたようだが、証明書の提示を求めることがらい予防法にあるのか。

答 らい予防法の本文に証明書の提示云々のことは書いていないが、これは職務上やるのが当然のことである。

患者 患者の外出について、今後も同じ様にするのか。もっと人間的に取扱って欲しい。

答 患者の外出制限については、らい予防法第十五条に規定されている通りである。今後の場合、私共としては公務員としての立場から行ったことで、これが

君等から反感をかった。逆に自由に患者を入れて患者諸君に喜ばれている園もあるが、この点は皆の批判に任せたい。すじの通ったことなら何も事更に六ヶ敷しく云うことはないであらう。

外出許可証明書写〔略〕

2 新良田教室の教育

三六一 昭和三十年度高等学校事業報告〔抄〕

（愛生園蔵「岡山県立邑久高等学校新良田教室」昭和31年）
事業報告書

岡山県教育委員会

一、教職員採用ならびに勤務の概要〔略〕

二、入学選抜実施概要

A 第一期生（昭和三十年度）

入学試験日 昭和三十年八月二十五日

合格発表日 昭和三十年九月三日

実施方法 関係都道府県教育委員会に委嘱実施
入学志願者数及び合格者数〔略〕

B 第二期生（昭和三十一年度）

入学試験日 昭和三十一年二月二十九日

合格発表日 昭和三十一年三月二十日

実施方法 関係都道府県教育委員会に委嘱実施

入学志願者数及合格者数〔略〕

三、実施したる教科ならびに時間数

国、甲	五時間（毎週）
解析1	〃（〃）
保健体育	三時間（〃）
英語	五時間（〃）
一般社会	〃（〃）
化学	三時間（〃）
芸能（図画・書道）	〃（〃）
職業（農業・家庭・商業）	〃（〃）

四、生徒の動向一般に関する事項

生徒各自の身体活動、家族関係、友人関係、知的文化的興味、人生観の形成等、人間的発達課程は千差万別であるが、此処八箇月の道程を省りみるに、観察分野が学校生活に限定されるためか、或は又生徒の学習意欲が彼等の生活諸条件を克服したためか、いずれにしても当初予想した程の困難に遭遇することもなく生徒の動向は極めて良好である。

学習活動

長所

- 1 不自由を克服して進んで指導を受け、学習意欲旺盛である。
- 2 学習態度が真面目で真剣である。
- 3 学習活動も積極的になつた者が多くなりつゝある。
- 4 指定した事項は自発的に責任を持つて行う。
- 5 誠意は一応率直に受け入れる。

短所

- 1 人間の在り方やその意義についてのつきつめた思索や反省にふけるものが多い。
- 2 一般に礼儀作法、言葉使いが適当でない。
- 3 実せんが諸事に伴なわない。
- 4 総括的思考に劣る。
- 5 既成概念を固守するものも若干はいる。

生徒活動

生徒指導は、是迄の生活の惰性で当初は可成り困難であつたが、現在では表面上は特記事項もなく軌道にのつてゐる。生徒会活動は、本校の特徴とも云う可きで、他校に類を見ない位質量両面に渡り活発である。

特別教育活動―本校の設立主旨上からも、ホームルーム・ク

ラブ活動は、前記生徒会同様或いはそれ以上の強調点としているが、現在クラブ活動は文化、運動両面に渡り在校生全員が参加、延生徒数一〇四名という現状である。

生徒会々費―月額二十拾円（日曜等に園内の適当な職場に働いて収入を得て会費に充てるように指導している。）

安全教育―美化清掃非常時対策火気予防を自主的に行わしめ効果をあげている。

校外活動―他校の如き不良化の心配は少いが、矢張り療養所内の好ましくない体験もしてきているし、又それらの脱却にも時間がかゝる模様である。

欠席及遅刻―出席率は概して良好で平均九三％位

図書館活動

蔵書約八百冊であるが、休日は五割から六割、平日で二割三割の貸出状況である。

五、経営に関する事項 施設

年次計画に依り着々と整備されて居るが、個々の物には若干の不備な点もある。なお教科運営の関係上計画されている普通教室四の外に補助室一が是非とも必要である。

設備々品

予算が四半期に分散し、又皆無から出発したため各教科共極めて不十分である。特別視聴覚教育等は、学校の特殊性からは是非とも実施すべきであり、これらの設備が早急に整備される必要がある。

教職員

大部分が新任であり、又学校も新設なので、研究会への出席見学或は学校独自の化学的^[科]調査も必要であるが、未だ十分なる予算的裏付がない。

管理指導

1、教員採用

特殊勤務であるため相当難航したが、広く全国に応募者を求め慎重なる身上調査の上、二十六名の応募者の中から教諭四名、講師五名を採用（他に無給講師二名を採用）

2、入学選抜

入学選抜のための学力検査問題は、多かれ少かれ療養所教育を動向づけることが予想され、特に適正妥当を期する必要がある。問題作成委員会を組織し慎重審議の上これを作成した。検査は全国十一カ所の療養所において所在都県教委に委嘱して実施した。第一回は最初の試

みであつたため意外な手違いもあつたが、第二回は事前
に連絡を十分にし、且つ二、三の療養所の実状調査も行
つたため、大した混乱もなく実施すること出来た。

三六二 開校当初の生徒会会議録

(愛生園蔵「高等学校関係書」昭和31年)

昭和三十一年三月七日

石原分館長殿

岡山県立邑久高等学校新良田教室

喜多尾千早^印

三月六日の生徒会に於ける議題、左記の通りに付き、報告致
します

一、議題

1、雑誌発行の件 (N・S 発議)

全員一致賛同せるも経費面に行詰り、企画委員会 (仮
称) 設置議決

2、テニスコート、バレーコート要請の件 (N・S 発議)

希望場所現鶏舎附近

^{〔折衝〕}

生徒会より敬和会に接渉に議決

^{〔欄外朱書〕}

「ため」

^{〔朱書〕}
「学校側より回答する迄待つて貰う事にしてゐる」

3、邦文タイプライター購入 (希望) の件

^{〔折衝〕}

「学校側より園え接渉する様希望に」議決

^{〔欄外朱書〕}

「四月貸す」

4、週番制に切替えの件 (T・H 発議)

本議題は「週番設置の件」と変更

「週番」に就き其の内容 (任務・人員・その他) 不明の
為保留

^{〔朱書〕}

「但し早晩当制度は設置必至と思われるので、学校当局
としては其の任務・内容等を研究し、出来得れば「週番
日誌」の準備も必要と思われる」

5、新入生歓迎試合の件 (K・K 発議)

当議題に関連し歓迎会開催を議決、尚日時・場所その他
につき

1、日時：…出来得る限り早く、全員揃つた翌日乃至翌々
日位

2、場所：…出来得れば戸外

3、其他：…茶菓については生徒会より食糧部え交渉

^{〔朱書〕}

「③の場合、学校側より何分の回答する迄待つて貰う

事にしてゐる」

歓迎試合については（野球・排球等）

日時は体育係にて後日決定、方法については校内行事に止めず一般にも此を報知の上実施する方が望ましい

等決

〔欄外朱書〕
〔横山〕

6、春季遠足の件

青松園訪問（大体決）

生徒会より自治会へ接渉（青松園へも）

学校側より船舶部及び青松園へ交渉

期日：・四月下旬（予定）

〔欄外朱書〕
〔可〕

学校側が分館を通じ交渉に当る事を望む

7、生徒会規約修正印刷の件

当件については既に修正印刷を学校側に於て完了の為自然解消

然解消

8、緊急動議

a、開校記念日設置の件（N・S発議）

全員一致賛同なるも具体案については保留

b、生徒会々印（ゴム判）設備希望の件（K・T発議）

丸印（又は角）及び縦書印

c、女生徒の寄宿舎入舎に関する件（K・H発議）

現女生徒寄宿舎について多角的に不自由を感じている

生徒会より敬和会へ之接渉と決

〔朱書〕
〔学校側より回答する迄保留の事〕

三六三 後援会結成趣意と送金依頼

（愛生園蔵 岡山県立邑久高等学校新良田教室 昭和31年）

拝啓 時下秋冷の候。貴官をはじめ職員の皆様には、邦家のため御健闘下され、御苦勞の多いことと御察し致します。

さて、新良田教室も開校以来一ヶ年を経てあらゆる困難をこく服し、学校教育の目的達成のために邁進致しつゝある現状であります。先般、本園における西部地方らしい学会終了後、かねて学校側が要望致しておりました、岡山県立邑久高等学校新良田教室後援会結成に関し、来園中の療養所長各位と協議致しましたところ、心よく御賛同を忝うし、今後の学校内容充実のため慶賀至極に存する次第であります。

つきましては、別紙会則により愈々十月一日より発足実施致したく存じますから、貴園出身生徒拾弍名に対し一人当三、〇〇〇円の割で昭和三十一年度会費金参万六千円也を御願ひすることになりますので、左記あて送金方よろしく御取

計い願います。

なお、本園では同会費の支出科目は庁費、雑役務費、後援会費にて取り扱いますから念のため申し添えます。 敬具

記

送金先 岡山県邑久郡邑久町岡山県立邑久高等学校

銀行送金の場合

岡山県立邑久郡邑久町中国銀行尾張支店口座

振替口座の場合

岡山五三一四番。岡山県立邑久高等学校

昭和三十一年十月一日

岡山県立邑久高等学校新良田教室後援会

会長 光田健輔 印

長島愛生園長殿

三六四 生徒の一時帰省

(愛生園蔵「高校生徒の一時帰省申出書綴」昭和31年)

5978 一時帰省事情について

出身療養所名 駿河療養所

学年別 一年

氏名 A・T

一、帰省先 静岡県志太郡□町

二、帰省事情(事実を詳細に記入する事)

一、祖父母老衰の為

長い療養の身の為、父母とは面会の機はありましたが、祖父母とは会って話し合うことが出来ません。それと云うのも、年をとっているので面会にもこれず、今日までのびてしまったのです。駿河にいる時は体の調子もあまり良くありませんでしたので、四ヶ年も帰らず治療に励んで来ましたが、なか／＼機会がありませんでした。そうしているうちにこゝ長島へ来てしまったのです。そして学生生活に入ってちょうど夏休み休暇があり、祖父母又兄弟等と会ってゆっくり話して見たりしたいと思い、と思ひまして帰省願を出した訳です。

こんな理由で如何と思ひますが、休暇を利用して祖父母と会う機会を作りたいと思ひます。

^{〔欄外〕}「弟、妹の学校友達に対すること等を話し、注意をかん起した。近所は罹病を承知している

二六、四、一四 駿河入園

父、母、弟(2)、妹(1)、祖父母

症状の点はどうか?眉薄し、理由に必要性を感じない。

(たゞ四ヶ年外出していないことに注目するのみ) 不許可]

5917 一時帰省事情について

出身療養所名 熊本恵楓園

〔学年別〕二年
二学年別

氏名 K・H

一、帰省先 佐賀県小城郡□町□

二、帰省事情 (事実を詳細に記入する事)

僕が病気であることは近所の人・親類・兄弟すら知っていません。僕が突然居なくなったことについては、父母がうまくごまかしたそうで、とにかく都会の学校に行っていることになっていのです。

それでせめて一年に一度位顔を見せておかないと、詮索好きな世間のことです。から不審に思い、家の者に迷惑がかかるでしょう。

家には姉が二人もいることだし、もし僕の病気がことがばれると姉達も不幸な目にあふかも知れません。不幸ほどおそろしいものではありません

父母も僕のことが一番心配だといっていますし、手紙で元氣だといっても父の心配をのぞきそうにありませ

ん。

見るたびに年を取っていく父母にこれ以上心配はさせたくありません。父母の心配をのぞき世間の人の疑惑を招かないようにするには、どうしても帰らなければなりません。

僕としても、こうして親と離れて生活していると親のありがたさがしみじみと分かり、親に会って幸行〔孝〕したくてたまりません。

以上の理由は僕にとって重大な理由なのです。

これをもって帰省許可をお願いします。

〔欄外〕
二二九、四、一三 菊池入園

父、母、弟(2)、姉(2)

父は個人経営の看板屋

必要か。外出事情等詳細に質すを要す

要手続。外出処理。」

三六五 生徒修学旅行実現再度協力依頼

(光明自治会蔵「全患協支部報綴」昭和33年)

全患事発第三一一四号 支部報第五八五号

一九五八年七月二六日

全患協事務局長 末木平重郎 印

各療養所支部長殿

一、 邑久高校新良田教室生徒修学旅行実現に再度

御協力依頼について

首標の件につきましては、さきに支部報第五七八号を以てその実現に入園者側より施設長に呼かけ、施設長よりは本省に働きかけていたゞき、何とか生徒会の熱望に副えるよう御努力方を依頼申上げておきましたが、今回生徒会に於ては修学旅行対策委員会なるものによつて各方面に積極的に呼かけ、その実現を期して運動を進められております。

長島支部よりの報告にもありますように、この件については厚生省療養所課長よりも非常に同情的の発言もあつたとか、これに比較して各施設長の方がむしろ日和見的で、結論が得られなかつたように聞及んでおります。

生徒会にては、今秋に実行を目標に日程その他を作成して各方面に配布して協力方を依頼されたようで、貴支部に対しても送附されていることとは思いますが、念のためその全文の写しを御送りいたしますから、施設長に対して生徒会の意のあるところを充分話し合われ、生徒会の目的が達成されるよう再度御協力を御願ひ申し上げます。

三六六 修学旅行趣意書細目

(光明自治会蔵「全患協支部報綴」昭和33年)

修学旅行趣意書細目

一、 旅行目的

省略(本年四月二十八日発送の項目を参照)

一、 実施要領について

1 予防法に抵触しない範囲内で、充分予防処置を園当局に講じてもらい、修学旅行によつて秩序を乱し、社会の批難を蒙るようなことは慎しむ。

2 旅行者は全員医師の診断を受けるようにし、その指示に従う。旅行期間中は学校側の統卒〔率〕の下に行動する。

3 特別な事情のない限り旅行中は団体行動をとる。

4 旅行期間中は必要な組織を構成し、食事、寝具の運搬、配膳、食器洗い、掃除、後片づけ等一切自分達でやり、宿泊先の迷惑をかけないよう極力留意する(キャンプの積りで……)

5 日用品は各自が携帯する(塵紙、石鹼、タオル、歯刷子、寝巻)

一、 人員

第一期生 二五名（男二名、女三名）
 引卒者^{〔率〕} 四名（推定）教師、職員、看護婦）

（原則として、毎年最終学年全員とする）

一、乗物（汽車）

特別列車の認可を仰ぐ。

バスは旅行先の療養所の車を利用する。

（駿河、全生共に二日間に二回観光用のバスを

要望する）

一、旅行先及び宿泊地

療養所（全生園、駿河療養所）

旅行先のことについては個人別には九州方面（敬愛、

恵楓園）も希望者があり、各学年別の希望とか、受入

側の都合等々、今後に残された研究課題ではありますが、

今回の場合は一応上記二園に希望致します。

一、期日（三十三年秋（十月））

一、期間（九日間）

一、旅行日程

第一日 岡山駅午後11時出発 車中泊
 第二日 駿河 午前 到着 駿河一泊
 第三日 富士五湖方面巡り（バス） " 二泊

第四日 芦の湖、箱根、熱海方面巡り（バス）

" 三泊

第五日 駿河発（全生園到着） 全生一泊

（駿河、全生間の乗物未詳、都合出来れば列車がよい）

第六日 東京都内見学（バス） 全生二泊

第七日 逗子、鎌倉、江の島方面巡り（バス） " 三泊

" 三泊

第八日 全生園出発（帰路） 車中泊

第九日 長島到着

註 1、旅行日程については予定であるので変更

することがある。

2、園内見学や座談会は余暇を利用して臨時
 に行く。

補足

1 旅費について

高島園長が敬和会に洩らした情報によると、本省よりの
 支出は現段階では困難であり、藤楓協会の援助を仰いで
 貰うとの所見を述べられたようです。旅費については、
 私達の手に負えないもので、施設側と全生協を中心とす
 る自治会が打開の方向へ御配慮下さるようお願いしたい

と思います。

2 宿泊と観光に附随する諸経費について

食費とバス運用費も旅費の問題と同様、一番重要なものでありながら私達が直接関与し解決できないので、これも施設側と全患協、自治会の御理解の上に立つ御協力でも無理のない方法を講じて戴くことを望んでおります。瀬戸内三園協議の話題にのぼった消息筋では、費用（又は現物）を宿泊園に持参すること、其の他の方法等についての意見があつたようです。宿泊二園の負担にだけ任せないことが至当であり、出来れば何らかの方法で今後は予算化することが根本的な解決策として残された課題ではないかと予想されます。

3 第一期生から道を拓いておきたい必要上、諸般の困難や障害があつても押し通して、計画性のある旅行対策は次回に譲るとして、今回は便法的に限定してでも実現に努力して戴きたい。

4 修学旅行の名称が、対外的に不都合な反応が予想しうるならば、敢えて名称に拘泥しない。

5 四月二八日発送の書面に対して

新生園、駿河、敬愛園から好意的な御教示の回信を戴き

紙上御礼申し上げます。本趣意書受領後、各園からの情況についての御一報をお待ちしております。

以上

三六七 修学旅行実現方要請に対する邑久支部回答

（光明自治会蔵「公文書控（邑支発）」昭和33年）

邑支発九十七号

昭和三十三年八月十三日

邑久支部長 望月拓郎 印

邑久高校新良田教室

生徒会長殿

冠省 かねてよりその実現促進に協力を求められていました修学旅行の件につき、御通知いたします。

当支部としては、修学旅行実施については異論なく、先般長島支部で開催された三園協議会で協議した線で一日も早く実現することを希望し期待しております。三園協議会終了後早々に施設側と懇談会を開催し、その席上で修学旅行のことを園長と懇談いたしました。園長も吾々の意志を全面的に了解し、協力する旨を明言した次第であります。昨日再度園長と本件に関する情報の交換、見通しについて話合つたのであ

ります。園長の見解を要約すると次の通りです。

即ち、厚生大臣来園の節、岡山より虫明間の大臣乗用車に高島園長と同乗し、他の陳情事項と俱に要請した。大臣としては多分に好意的な言明を得た、従つてこの実現は明るい見通しである。本件を公的に打出す場合に特に留意すべきは、医師の診断により外出の許可を得た者に限つて実施することを明確にすること。強く希望したいことは、旅行は修学旅行の名にふさわしく、高校生としての品位を損うことのない行動をとつて貰いたいこと。今後機会あるたびに、要請する努力は惜しまない。大要以上の如きものであります。

三園協議会でも特に問題点として、受入側の施設の了解を得ることが採りあげられたのであります。今回の場合、多磨・駿河の了解を得ることになる訳ですが、両園の施設長とすれば、本省の出方が問題だと云うところかとも推測されます。換言すると、本省黙認の線が受入施設の長にどのような形で伝達されるかにしぼられているのではないでしようか。当支部としては、三園協議会の決定事項として一応長島支部に交渉の労を一任した格好としていますが、実現促進の熱意は何等変るところなく強く抱いております。取敢えず当支部及び

施設長の見解を御知らせした次第であります。

皆さんの御健康を祈念してあります。 敬具

三六八 修学旅行についての全患協の協力依頼

(愛生自治会蔵「全患協支部報綴」昭和34年)

全患事発第三三一三号 支部報第六三四号

一九五九年一月一六日

全患協事務局長 佐藤忠雄 印

各支部長殿

〔中略〕

二、邑久高校新良田教室生徒の修学旅行の件

右の件については、昨年より各支部に援助方をお願いして参りましたが、この実現方につきまして、長島支部長より次の如き要請が参りましたので、宜しく御配慮下さい。

当長島支部より度々御依頼申し上げて参りました首記の件につきましては、この三月第一回の卒業生を送ることになり
ますが、各支部の御援助にもかかわらず未だに見透〔通〕もたず
停頓状態にあります。この間の事情について御報告申上げるとともに、今後各支部の積極的な御協力を得て、生徒の切実

なる要望であります本問題の速やかな実現を期したいと存じます。

本部におかれては、各支部に対しその実情を訴え協力方を速かに願って頂きたく御依頼致します。

学校が修学旅行を行うことは、学習の課程から極めて常識的なことであつて、その必要性は今更申上げるまでもないこととあります。

当支部としても、在校園として新良田教室堀野主事を通じて橋本邑久高校々長に対してこの実現方を強く要請して参りましたが、橋本校長としてはハンゼン氏病患者である生徒の外出についてはらい予防法上、学校としては予防措置ができないので、愛生園当局が入園者としての取扱で実施することが適当である旨の意見がよせられました。

長島支部としては、愛生園当局を通じて厚生省の許可をとるよう、去年五月の所課長会議の席上、高島愛生園長より邑久高校新良田教室生徒の修学旅行実施に関する件として発議して検討して頂いたのですが、結果として各施設長の賛同がなく、時期尚早であるとのことで将来の研究課題として一しゅうされたのであります。

我々自治会、生徒会、新良田教室職員会としても納得し難

いのであります。

その後当支部としては、全患協を通じて各支部より各施設長に対して賛同して頂くよう要請をお願いしました処、趣旨に賛成であることを知らせて頂いたので、第一回目の旅行先である駿河、多磨両支部に対して、宿泊及び協力をお願いした処、厚生省の正式許可があれば一切を引受けるとの厚意に満ちた回答に接し、愛生園当局を通じて厚生省の意向を打診して頂いた結果、費用を各施設がもち、各施設長が賛意があるなら脈ありとのことであつたので、自治会、生徒会、新良田教室主事と協議した結果、先に行つた自治会よりの働きかけにより各施設長とも趣旨に賛成されておるので、愛生園当局より各施設長に宛て、正式に旅費の負担と協力方の依頼状を庶務部長名で発送してもらうことに決し、昨年九月末文書でお願いした処、六園の施設長よりは、趣旨には賛成であるが、旅費を負担するのであれば反対である返信がありました。

先に述べた通り、本問題はPTAの立場にある施設長の協力なくしては本省の許可は到底得られず、行詰り状態になつたのであります。

その後生徒としても、当支部としてもこのまま止めるべきものでもなく種々協議した処、費用の点に困難があるとすれ

ば、差迫つておる今春第五回生の入学輸送の便を利用して行うことが現実の問題として実現が容易であることになり、現在はこれを目標に努力中であります。高校が開校以来新入生の輸送費は敬愛園と松丘保養園に示達され途中各園より便乗する方法をとつておつたのでありますが、今春よりは卒業生の帰園輸送を行わねばならぬことになります。

そこで今年より岡山より輸送列車を出して卒業生を送り、その列車で新入生を迎える方法をとり、その列車を利用して生徒が旅行すれば費用の面は解決されるわけであります。この場合、卒業生は卒業後となり学校としての行動とはなりませんので、三年生のとき行う必要が生じます。

そこで今年の場合、実施するとすれば四年生（第一回生）と三年生（第二回生）と同時に行うこととなり、同一園では引受け側の負担が困難ですので、これが実施されれば、第一回生は東部（駿河、多磨）第二回生は西部（恵楓、敬愛）となります。尚今後負担の面を考え、東部と西部の交互に行うことになると思います。ところが情報によりますと、厚生省は従来通り新入生を輸送し、その列車を利用して卒業生を帰園させる方シンのよう〔社〕であります。従つて例年より新入生を早めに輸送し、卒業生は四月はじめに帰園すること（卒

業式は三月二十一日の予定です）、それで私達の計画の逆となつてしまいます。当支部としては、愛生園当局を通じ極力これを変更するよう努力中であります。

以上のような計画のもとに推進しておりますので、この点各支部に御連絡を頂き、本計画に賛同下さつて全面的な御協力をお願い致します。

本問題はあくまでも厚生省の正式許可が必要であり、その条件としてはPTAの立場にある各施設長並びに各支部の積極的な協力と賛同がなくては本省が許可致しません。

ある施設長は反対され、愛生園事務部長が発送した文書を本省に提出し、愛生園の行動について、こんな文書を送附して迷惑しておるが如きことをいつている施設長がいるのとです。

各支部におかれては、施設長に対して強く速やかに賛意をうながし、厚生省療養所課長宛に文書で要請して下さいらうにお願致します。

尚、施設長と会見の節、反対の意見等がありましたらお知らせ下さいれば幸甚に存じます。

本件は生徒も真剣に考えており、今後のハンゼン氏病療養所の高校の問題として必ず実現さしてやりたいと考えます。

何卒一層の御協力をお願いします。

以上

三六九 校名「新良田」をめぐる

(愛生編集部蔵『愛生』第一三巻第三号 昭和34年)

校名「新良田」をめぐる

島村静雨

「新良田」^{にいらだ}とは、良い校名だとわたしは思う。良い新田^{しんでん}は将来に豊穡な実りが期待出来る可能性を感じさせる。新良田高校創立当時「校名」はどうするかと関係者から諮問を受けたが、それに対する意見は様々であった。全国的なものだから、全八氏病患者に投票させよう。いや、それでは開校に間に合わない。愛生支部機関で決定すればよい。等々であったが、事實は建設と開校準備に忙殺されてしまつて、当時そうしたゆとりある現状ではなかつたし、わたしは募集する方法に異議ないとしても、何か麗々しい校名が採用されるのには賛成出来ないと考えていた。さりとて長島高校では面白くないし、邑久高校分校も宜敷くない。ふと気付いたのが高校の設置される以前からの字名「新良田」である。これならよいとわたしは思つた。療養所名を用いては卒業生の卒業後に具合が悪いが、これならその心配もなし、新らしい、良い田は希望的

な未来を象徴するにふさわしいと自信を以つてわたしはこれを推し、それぞれの関係者や機関に審り決定された。

高校が建てられる以前の新良田は水田のあつた処で、事実長島の中では一番の穀倉地帯であつて、今の少年少女寮のある望ヶ丘を下ると、すぐ下に養鶏場(戦時中はその海岸地帯に塩田があり、その向うに養牛場があつて)その附近は四季それぞれの蔬菜が青々と列をつくり、朝は名古屋コーチンや白色レグホンの鳴き声に明け、昼間は海岸辺りの松林に乳牛(ホルスタイン)がのんびりと放牧され、草原に寝そべつては、時々屈げに鳴き声をあげていた。そして秋ともなると現在の高校あたりでは、稲が重い穂をたれて黄金の波をうたせていた。が、もはや、あの素朴な風景と、秋の状景を今の新良田にみることは出来ないが、その後に新良田教室は立派に現存し、そこから、今後、別の新らしい豊穡なみのりが約束されている。

三七〇 高校生の再送致

(和歌山県蔵「はんぜん氏病関係綴」昭和35年)

前略

先は御来園の折は、不在にて失礼いたしました。

K君のことですが、西さんのお考えはよく分りました。私としても、愛生園にあります邑久高校分校よりは今までの高校卒が可能なれば、それにこしたことはあるまいと考えておりました。

患者の病状は、十二月来園の折よりは、皮疹の状態等は確かによくなっているようです。皮疹よりの菌も、今度も証明出来ませんでした。色々のことを考えぬいた結果ですが、思いついて、こちらに入園し、二年間邑久高校分校に転校の処置をとることが最も賢明と判断いたしました。その理由は、菌の検出が困難ですので、一見するくらい性湿潤のように見える皮疹は、矢張り結核様斑紋と思はれますが——組織検査が未だですので確定的なことはいえませんが——。

然し、仮りに結核様斑紋としても、レプロミン反応が陰性化していること、皮疹の状態が何んとなく結節型に傾いているということ、これまで再発を繰り返しているということ等から、この際プロミン等を使用して十分治療をし、その間に高校に通うならば、高校卒業後、安心して軽退が可能となると考えられます。このまゝの状態で、園外の高校に通学し、本人が精神的に萎縮してしまい、またらしいの症状が漸増的であるにせよ憎悪の傾向をとることを考えますと、本人にとつ

ては大変な不幸と思われるのです。

御両親にもよくお話し頂いて、御協力を御願いたします。お知らせまで

二月二十五日

高橋俊一郎

西 様

昭和35年3月4日稟 起案 衛生部予防課 西技師⑩

知事⑩ 副知事 衛生部長 不在 予防課長⑩

⑩ 次長 不在 代理⑩

予秘第四号

昭和 年 月 日

県部長名

邑久光明園長宛

患者の再送致について

右について、左記のとおり送致しますから、よろしくお願ひします

記

一、送致年月日 三月十五日

二、患者の住所 西牟婁郡□町□

三、患者の氏名、年令、性別、国籍

K・Y 当十八年 ♂ 日本

四、備考

先に軽快退園し、現在地の高等学校に在学中であるが、病状再発の兆候にあり、目下休学中のもので、先日担当官が貴園参上の節、貴医務課長から一応御相談を受けた患者であります。

五、送致官 和力山県技師 西 榮一

三七一 修学旅行について駿河療養所長への依頼

(愛生園蔵「高等学校関係書」昭和40年 原本横書)

長発第 号

昭和四〇年七月一五日

国立駿河療養所長殿

国立療養所長島愛生園長

高等学校四年生の社会見学について(依頼)

拝啓 向暑の折から益々御清祥のことと存じます。

さて、本園内新良田高校生のうち来春卒業予定の四年生一八名(他引率一名)が錦地方面の社会見学をいたしたいと別紙計画により願出がありました。最近のライ事情等考慮し種々検討した結果、高校生は菌陰性でごく軽症な者がほとんどであり、数年前から卒業生は社会復帰が一般患者に比して

多く、将来の社会復帰等をするうえにおいても意義があるものと思えます。

ついては、はなはだ御迷惑をお掛けいたし恐縮に存じますが、これら高校生の宿泊等について御配慮いただければ幸甚に存じます。貴園の御承諾をいただければ、高校生の社会見学を許可いたしたく存じておりますので、はなはだ勝手なお願いをいたしますが何分の御回答をいただきたく願ひ上げます。

別紙

高校四年生社会見学計画表

1 生徒数 一八名 他に引率一名

2 日程

七月二四日(第一日)

日生発一八・二四分 大阪着二一・一六分

大阪発二三・五〇〃

七月二五日(第二日)

静岡着 九・二四分 登呂遺跡見学

静岡発一一・二四〃 沼津着一二・三一分

沼津発一二・五四〃 駿河着一六・〇〇〃

宿 泊(駿河療養所)

七月二十六日(第三日)

富士五湖めぐり

宿 泊(駿河療養所)

七月二十七日(第四日)

箱根コース見学

御殿場発二一・二二分

帰園

三七二 琉球からの高等学校進学者本土受け入れ

(県立邑久高等学校蔵「7、覚書・その他」昭和40年 原本横書)

教学管第三八八三号

昭和四〇年一月一二日

岡山県立邑久高等学校長殿

岡山県教育委員会教育長 閣下

琉球らい患者高等学校進学者の本土受け入れについて
このことについて、厚生省医務局長から別紙写のとおり依頼がありましたので、教学管第三八八三号^(二九)をもつて別紙のとおり回答しております。

ついては、これ等受け入れについては、できる限りの方途を願います。

教学管第三八八二号

昭和四〇年一月一二日

日本政府南方連絡事務所長殿

岡山県教育委員会教育長

琉球らい患者高等学校進学者本土受け入れと昭和

四〇年度岡山県立邑久高等学校定時制課程入学試

験問題送付及び入学試験実施について

琉球らい患者高等学校^(進学者 欠)本土受け入れについては、昭和三九

年一月一七日付医発第一四九号^(二四九四)をもつて厚生省医務局長か

ら特別に配慮するよう依頼がありましたので、これ等受け入れ方については善処いたしたいと思います。

ついては、琉球からの入学志願者五名に対して試験問題等を下記のとおり同封で送付しますから、昭和四〇年度岡山県立邑久高等学校定時制課程学力検査実施要領により貴所職員を派遣して試験実施について特別の配慮をお願いします。

なお、試験問題入手後直ちに電報でその由を報告し、試験終了直後に岡山市内山下岡山県教育庁学事課長あて書留郵便をもつて答案送付をお願いします。

記

一、入学試験問題

国語、社会、数学、理科 各八部

二、昭和四〇年度学力検査実施要領 四部

三、入学志願者の学力検査受検票 五枚

四、入学志願者一覧表

五、受検者一覧表 二部

六、学力検査答案用紙整理票 一〇枚

三七三 琉球からの高校生の受け入れ要領

(県立邑久高等学校蔵「7、覚書・その他」昭和40年 原本横書)

琉球らい患者の日本への受入れ要領

一、収容手続

(一) 琉球政府は、一〇月末日までに進学希望者の数を日本政府厚生省に、また診療記録その他必要な資料を国立療養所長島愛生園に送付する。

(二) 前記資料の送付を受けた国立療養所長島愛生園長は、岡山県立邑久高等学校校医と協議し、学業に耐え得る症状の患者を選定のうえ、十一月二〇日までに厚生省医務局長に選定経過及び結果を報告する。

(三) 厚生省医務局長は、前記の報告を検討のうえ、岡山県教育委員会が実施する入学試験に合格することを条件

として収容する患者を内定し、十一月末日までに琉球政府及び岡山県教育委員会に通知する。

(四) 琉球政府は、前記通知のあつた患者について、あらかじめ定められた受験願書などを取りまとめ、所定の日までに岡山県教育委員会に提出する。

(五) 入学試験は、琉球において、岡山県教育委員会が琉球政府の協力を得て、岡山県に於ける試験と同時にを行う。

(六) 厚生省医務局長は、試験に合格した者を最終的に収容する患者として決定し、琉球政府に通知する。

二、収容

琉球政府は、収容を決定された患者を、らいの伝染防止に関して支障がないよう、かつ安全に国立療養所長島愛生園に送る。

三、退所

(一) 日本政府厚生省は、患者が療養所から退所帰国する際には、療養中の診療記録を琉球政府に送付する。

(二) 琉球政府は、退所することとなつた患者の引取りに必要な処置をとる。

四、医療及び教育

国立療養所長島愛生園に於ける医療は、国立らい療養所の

診療方針により行ない、教育は同園内に設置された岡山県立邑久高等学校新良田教室において実施する。

五、費用

- (一) 日本政府厚生省は、国立療養所長島愛生園における患者の医療費、日用品費及び教育費を負担する。
- (二) 琉球政府は、患者の入退所に必要な旅費を負担する。ただし、入所及び退所に要する旅費は、日本政府総理府が別途琉球政府に供与するものとする。

三七四 沖縄出身大学進学者の国費留学生扱い

(県立邑久高等学校蔵「7、覚書・その他」昭和43年 原本横書)

昭和四三年七月四日

琉球政府文教局高等学校課長殿

岡山県立邑久高等学校長戸井純男

新良田教室

国費留学生募集についてご依頼

このことにつきまして、同封しました本校学校要覧の通り、本校は沖縄より日琉政府協定により二二名の癩生徒を受入れ、昼間定時制課程の教育を実施して居ります。卒業生の半数以上は卒業時に病気快復し社会に復帰していますが、その

大部分は就職又は大学進学 of 道を選んで居ります。

つきましては、沖縄出身者の社会復帰者中の大学進学希望者に首記の恩典に浴させていただけたく御願致します。御無理御聞届けいただけらば、首記募集要項一部ご送附方御願ひ申し上げます。

尚、琉球大学等の大学生募集要項等印刷できました節は、これまたよろしく御願ひ申し上げます。

御多忙中誠に恐縮ながらよろしく御願ひ申し上げます。

以上

三七五 ベル制につき全校生徒アンケート

(愛生園神谷書庫蔵「新良田教室」第三号 昭和47年)

〔前略〕

アンケート集計報告

ベル制問題の運動を進めていく上で、一人ひとりの意見を聞く事にした。

※衛生など(感染の心配)で、職員室に生徒は絶対に入れないようになっていたが、そのような事は現在では感染の心配はほとんどないと実証されている。ハ氏病に対する昔ながらの偏見ではないでしょうか。

A 職員室に入れるべきだと思う人(二十一名)

・ベルのあるじたい反感をもちます。中に入る入らないは別
に感じませんが、先生方を呼び出した時、自分自身がみじ
めに感じる。

・この現代においていまだに感染の心配があつて職員室に入
れないなんておかしい。先生方の使用している職員室を生
徒が見た事がないとは不自然なことだ。普通一般の生徒と
して扱つてほしい、だから当然入れるべきだと思う。

・絶対なにがなんでも入れるというより、ある程度は入れる
べきだ。理由は、普通の学校と同じようにしたいから。

・気楽に出入りの出来る職員室でありたい、先生方は昔の事
を思い浮べて考えてみて下さい。先生方の先輩は八氏病を
恐れていました。偏見がありました。現在ベルがあるとい
う事は昔の偏見が今もまだ残つている事になります。

もつと先生方自身考える必用〔要〕があると思う。

・ベル制は明らかに病気を恐れて行なっている処置である
と思う。それは誰にされているか。我々生徒にである。

八氏病が恐しかったら無理に勤めないで、この病気のいな
い所に勤められる事をおすすめします。

・〔普段〕不断は顔を合わせているのに職員室に入れないという事は

ないと思う。書物やその他の物にはもちろん感染しないか
ら。

・感染のパーセントは低いんだから入つてもいいと思う。な
ぜならば、出入りする事によつて生徒側は「教師はこの病
気を心に止めてないんだな」と受けとるだろう(感染で)。
もし教師が感染するから入れないとすればどうだろう。そ
んな心を持った教師と生徒は腹をわつて話しができるだろ
うか、できはしない。

・いくらかそうだと思ふ。昔ながらの因習、偏見を保守的な
立場に立つてしまつて生徒を理解しようとしてない。

現に今では感染の心配がないと実証されているので、先生
方に理解してもらうよう努めようではないか。

ベル制反対!

・教育とは、黒板に書いて教えるだけではない。肌と肌との
触れ合いの中で生まれるのではないかと思う。万が一にも
およばない感染を恐れて其の教育は出来はしない。教育者
とは、科学を教えるべき人であるから、偏見やその他の悪
い見方を改めさせる役目があるのだから、先頭に立たなけ
ればならない。

・今では感染の心配がないのであるから職員室に入つてもい

いと思う。それなのにに入れてくれない。多分八氏病者をならんかの理由でできらっているのではないかと思う。

・ 現在では、感染の心配はほとんどないと実証されていると言う事だから、それなのにベルを置いてあると言うのはあきらかにまちがっている事だと思う。ベルを置いてあるということは、あきらかに偏見を常にもっているということだ。

・ この先生方は何かというとの外の学校と比べるのに、自分等の都合の悪い事には、外に比べない。このベル制問題がそうである。もう少し僕達のことも考えてくれ。

・ ベルというもので先生と生徒の間が、くぎられている感じで、なかなか相談などできない。

・ 先生方からも差別を受けたら勉強する気が起こらない。

・ 「八氏病」を、差別しないでほしい。

・ 職員室に入れるべきだ^{【ママ】}と思うが、入っても何もすることがない。

B 職員室に入れなくてもよいと思う人（三名）

・ 一年生の時は、来てまもなく、職員室に入れないと聞いて、この先生方はこの病気を嫌って、そして先生方を呼ぶ時はベルで呼び出してするなんて、すごくいやだった。でも

今はなれたせいとか、職員室に入らなくて先生を呼ぶことが出来るから便利。別に入らなくてもよい。

・ 確かに昔はライを嫌っていたと思いますが、しかし、現在の先生方は以前と違うように見える。

・ 職員室に入らなくても、話し合いはできると思う。

C どちらでも（入っても入らなくても）よいと思う人（三名）

・ 理由は別にありませんがどちらでもよい。

三七六 新良田教室の将来について

（県立邑久高等学校蔵「新良田教室No.1」昭和48年 原本横書）

岡山県立邑久高等学校新良田教室について

—S 四八・四・二五—

一、昭和三〇年に創設されてから満一八年に近くなり二〇周年の記念行事もちらほら話題にのぼっている。一時、一二人（当時沖繩からの入学生はいなかった）を超えた生徒数も、現在では二〇人を割っている。その内訳は次のようである。

一年	
一	男
〇	女
一	計

多磨全生園	
一	男
二	女
三	計

二年	五	二	七
三年	四	二	六
四年	二	二	四
計	一二	六	一八

宮古南静園	沖繩愛楽園	奄美和光園	菊池恵楓園
一	一	六	一
〇	〇	二	二
一	一	八	三

上表のように、沖縄からの入学者がなくなり生徒の数が急減してきた。今年の入学生は奄美から一人、来年度は熊本奄美から二〜三人ある予定であるが、その後は今のところ予定者は皆無である。

二、生徒について

(一) 最近の社会の高校生と同様、勉学に対して消極的なものが多く、活気に乏しい。昨年度あたりから生徒会に対して積極的な学生生活を強く要求し、職員生徒が一丸となって努力した結果、やや上向きの感じが出て来た。しかし、生徒数が激減し、生徒のレベルも低下した現在、創立当時のような活気ある学校生活は望むべくもない。その意味では、新良田教室の将来をどうするかの問題が早急に考慮されねばなくなっている。

(二) 寮での生活を指導して下さる舎監に、教員の経験のある患者が就任せられて二年になり、非常に効果があがつている。しかし、この方も夜は家に帰られるので、夜

ふかし、朝寝などのよくない習慣も、まだまだ改善されていない。また、社会生活の経験に乏しい生徒たちは、公共品を大切にできず、電灯をつけっぱなし、官給の牛乳をくさらせる等、社会復帰後の生活を危惧させる面もみられる。しかし一面、最近の寮は破損箇所も少なく、清潔で整理整頓もゆきとどいている。

ただ一つ特に大きな問題として残るのは女子寮で、人数が更に減少する一〜二年後には、若い女の子にとつて危険な夜になるおそれがあることで、これの対策もぼつぼつ考えておく必要がある。

生徒は、各人毎月一万一千円の給与金を受けるが、補食・衣料・書物・小遣等のすべてを賄うことは困難である。したがつて、家庭から若干の援助を受けている者もいるが、大部分は貧しい家の出身者で送金が望めず、つづま^{〔ママ〕}しい生活を送っている。しかし、これも来年一月から給与金が大巾に引き上げられるということだから、問題解決の日も近いであろう。

むしろ我々としては、給与金の額が噂される二万三千円に達したとき、二〇才前の青年としては、やや多すぎる金額であるから「どのように使うか」の指導に頭を悩ま

せるのではないかと思つてゐる。

(三) いわゆる「ベル制」について

現在、生徒の職員室への立ち入りは禁止されている。そこで教員を呼び出すのにブザーを用いていた。教員に対する合図は、モールス信号的な合図をきめてあり、その回数だけブザーをならす制度である。

生徒は、職員室への出入りの自由を「要求」し、四年前からこの申し出が強くなつてゐる。

学校としては、有菌者を含む生徒と常時濃厚に接触しており、乳幼時^{〔鬼〕}を家に抱えた教員が大半であるので、家族のために無菌地帯が必要だという立場に立つており、学校の近くに新しく更衣や休憩の可能な場所を建ててもらえば、職員室への出入りは認めてよいという現状である。

この問題について、一昨年度来全職員で四回計十数時間をかけて、互に共通理解できる線に達することができた。

結果は生徒会から

①先生たちの立場はわかるから、職員室への出入りは更衣室ができるまで、これを求めない。

②しかし、私（生徒）たちの心をみじめな思いにさせる

ブザーは、これを撤去してもらいたい。

という申し出となり、学校も

①生徒全体に上のことを周知させること。

②衛生問題にもつと科学的合理的な関心をもち、治療薬の服用を怠らないこと。

を要求して、ブザーの撤去に同意した。

しかし、最終的な解決は、やはり更衣室の新築がなければ不可能であろう。

三、最近の物価高、予算の増額のないこと、生徒数の減少に伴う後援会費の減少等のため、経済的に、学校の存立が限界にまで追いやられた感じが深い。

四、最盛時の人数の1—7以下になつた現在、学園を物理的な荒廃から守るために、病気の生徒に昔の七倍の肉体的負担をしいこませている。特に春から夏にかけては、繁茂する草の猛威に除草剤を使いながらも、なおお手あげの草地である。

五、校舎は、昭和三〇—三三年に建築せられたものだが、海岸に近いため潮風を受けて金属の腐蝕が早く、また水田であつた敷地は湿気が多く、修理をくりかえしながらも老朽が甚だしい。一度抜本的に手を入れる必要があるというこ

とで、一昨年度園の施設管理班のご協力を得て見積りをし、厚生省にその費用をお願いした。その結果、六〇万円予算が高校のために与えられ、防球ネットの更新、講堂の天井の修理、教室の壁へのベニヤ板張り、電灯設備の更新、屋根の塗り替えなどが行われた。しかし、まだ全建物の楯の更新、建物の外壁の塗装、廊下の支柱の塗りかえ、バレーコート排水の改良、更衣室の新設等、多くの問題が残っている。

六、備品も、創立当時に五〇〇万円以上もかけて購入したものであるが、一〇年前と昨年度の二度にわたる指導要領の改訂のため、指導内容にふさわしいものではなくなった。しかし、一昨年度机購入のため特に二〇万円の費用が与えられ、開校以来の生徒机・特別教室の実験机・教卓等を更新することができ、更に昨四七年度は、オーバーヘッドプロジェクターとその映写の購入のため一〇万円が与えられ、悲願の一部がかなえられた。

七、卒業生について

(一) 最近は七〇八割が社会復帰し、縁故就職をする者が多い。

(二) 一部は、技術を身につけるため短大程度の各種学校

を希望する。入学すると本教室での消極的な学習態度とは対照的に猛烈に勉強し、かなり困難な国家試験に合格していく。しかし一部は、希望しながらも経済的な理由で断念することを余儀なくされる。奨学制度がほしいものである。

(三) 一部は大学を希望するが、名の通った大学へストレートに進学することは困難。しかし、一〇二年勉学すれば十分進学可能であり、昨年度の卒業生も一浪で一人が法政大、一人が駒沢大に進学した。

八、この教室を希望する教員が極めて少なく、たとえ本人が転勤する気になつても、その周囲の反対で話が中断するところがしばしばである。今年度も退職した二人の後任のうち一人は、始業式まで決定することができなかった。

九、今後の問題点

(一) 予算の増額が極めて望ましい。いかに生徒数が減少しても、ある金額だけは、学校が生きていくために必要であり、現在はその限界にある。

(二) 生徒数が年々急減していくことが予想されるが、高校教育のレベルを下げるためにも、現在の教員定数の確保が必要である。特に、容易には非常勤講師を得られ

ない事情もある故。

(三) 生徒数が極端に減少すれば、教員の努力にかかわらず教育効果が落ちてくる。この学校をどうすればよいかの決定をお願いしたい。その場合勿論現場の声をよく聞いてもらいたい。

(四) 生徒指導に関して

ア、いわゆる「交流」について

最近、生徒は非常に他校を訪問したがっている。

今までは、本校を訪問してくれる他校の生徒とスポーツの試合をし、話しあいをしてきた。定期的には秋に岡山市内の定時制三校との、不定期には山陽女子高校、和気閑谷高校、備前高校、高松農業高校などとの交流の例がある。しかし生徒は、そういう受け身の交流ではなくて、当校から他校を訪問して一般高校の生徒の生活がどんなものであるかを垣間見たい気持ちを強くもつているようである。(慰問という言葉は、受け入れない)

実際にも、昨年度は東岡山工業高校で行われた部落研の集会と鳥城高校の文化祭とに招かれ貴重な経験を持つことができた。また、毎月一回日曜日に、英

会話の指導を受けているノートルダム清心女子大学のフランセス先生から招待され、六月の授業を同大で受けた。

イ、いわゆる「三無主義」を打破するために

小野教育長のお言葉の中に「単に仲が良いというだけではいけない。お互に厳しく、火花の散るような話し合いや切磋琢磨が必要である」という意味のことがあつたが、現在の生徒と教員との間には遠慮しないでものが言える雰囲気があるので、上の言葉の実践をとおして三無主義の打破を試みている。

〈参考〉いわゆる「ベル制」について

当新良田教室においては生徒が

一、入園者であること

二、病気が伝染病であること

の理由から職員室への出入りを禁じられており、その由来は、今詳細にはわからないが、便宜上、職員に面談の用があるときは、設置の「ブザー」でその旨を知らせ、当該教室員と廊下で用をすませることになっている。

長時間または重要な用談については、面談室または

保健室を利用してお互い向かいあつて話すが、普通の時はいわゆる「立話し」的で、双方共になるべく簡単にまた事務的にすませるようになるのが現状である。「らい」に対する一般社会の偏見に苦しんでいる青年期の不安定な精神状態にある生徒からすれば、上のような状態が教師の世間なみの偏見とおもえ、時に教師不信にまで発展し、遂には設置されている「ブザー」装置を見ることや、それを押すことについても強い抵抗を感じるようになってきた。

また、各母園にはこのような「ブザー」装置はなく、職員室にも出入りができる状態である。このような状態を総合して、新良田教室の生徒は「ベル制」とよんでいる。

いわゆる「ベル制」に対する不満は、一二期生が四年の当時にも生徒会活動の中にとり入れられたこともあり、決して今にはじまつたものではない。また、さらにさかのぼれば一時「ブザー」を廃止した時あつたが、不便のため再び設置されたという経緯もあつたように聞いている。

今回のベル廃止要望は、本年度前期生徒会長（一五

期生）の公約の一つとして一回（七月一四日）話しあいもたれたが、具体的な発展をみず、後期生徒会執行部がそれを継承して二回（二月三〇日、二月五日）話しあいがなされ、その間迂余曲折があり、生徒の中にも意見が統一できず、さし当り「ブザー装置」の撤去という点で意志の統一ができたものである。（これはS四八年三月二日、もと当教室教諭村田氏が総括したものである。） 以上

三七七 教務室の利用について

（県立邑久高等学校蔵「25 規約集（Ⅱ）」昭和48年 原本横書）

教務室の利用について（案） 四八・九・二〇

① 更衣について

- ① 仕事着は浴室の廊下にかけておく。
- ② 通勤着は更衣室のロッカーの中に入れておく。
- ③ 更衣室および浴室の中へは仕事着で入らない。
- ④ 通勤時の荷物、外部持出物は更衣室へ入れておく。

② 食事について

- ① 食堂または教務室のいずれでとつてもよい。
- ② 他人に不潔感をあたえぬように配慮する。

- ③ 生徒の教務室入室について
 - ① 教務室への出入りを許可する。
 - ② 考査発表後から考査終了まで生徒の入室を禁止する。
 - ③ 朝礼時および職員会議中の生徒の入室を禁止する。
 - ④ 出入口での礼儀を励行させる。
- ④ 外来者について
 - ① 応接室を使用するが、教務室を利用してもよい。
- ⑤ 生徒の放送利用について
 - ① 生徒は放送を利用することができる。
 - ② 生徒がそれを利用するときは、担当の先生に申し出て指示をうける。
- ⑥ その他
 - ① 教務室は整理整頓
 - ② 生徒に見せてはならないものについては、充分の配慮をする。
 - ③ 更衣室、浴室、食堂、応接室への生徒の入室を禁止する。
 - ④ 伝染については各自充分の配慮をし、他人に迷惑をかけるようにする。
 - ⑤ 更衣室において、宿泊も可能である。

⑥ 浴室の廊下および食堂の殺菌灯は夜間つけておく。

三七八 初めての修学旅行報告〔抄〕

(県立邑久高等学校蔵「新良田教室No.1」昭和50年 原本横書)

第一回 修学旅行日程

11 / 25	長島——日生——相生——池袋(卒業生出向え)—— ——全生園(自治会、卒業生、小中学校関係者出向え) 全生園自治会主催歓迎会 卒業生主催歓迎夕食会
11 / 26	全生園——皇居東御苑——霞ヶ関ビル—— 浅草観音——NHK放送センター——全生園 少年舎若竹寮にて歓迎夕食会
11 / 27	全生園——鎌倉——江ノ島——箱根—— (鶴岡八幡宮見学) (関所跡、杉並木) ——駿河療養所 駿河自治会歓迎会 全生園バス東京にむけて出発 卒業生、自治会主催歓迎夕食会
11 / 28	駿河——三保の松原——水族館—— (羽衣の松) ——日本平——登呂遺跡——駿河
11 / 29	駿河——山中湖——富士急ハイランド—— (久能山東照宮 ロープウェイ 石垣いちご)

	小学校	中学校					
		1年		2年		3年	
		男	女	男	女	男	女
多磨全生園	在籍者なし	1					
奄美和光園				1			
沖縄愛楽園				1		1	
宮古南静園						1	
計		1		1	1	2	
		1		2		2	

上の表から単純な判断をすれば 本校に生徒が在籍しなくなるのは、七年後ということになります。

また、この生徒達が全部新良田教室に進学するとしても、四年後には学年が欠けはじめる。そのときには、一学年を欠くごとに教員定数が一人ずつ減っていくことになるでしょう。そうすれば今のように「手がゆきとどく」という有利さもなくなり、教員も一人で二課目以上を担任し、専門外の教科の授業を余儀なくされます。

三、本校の現状と問題点

大きな問題二つについて述べます。

(一) 現在の生徒数は一〇人です。このように人数が少ないということは、「若者が集団の中で鍛えられていく」という学校教育にとって、非常に大きなハンデキャップとなっており、「手がゆきとどく」という利点さえも、これをカバーすることはできないと思われれます。また「職に就く」という社会復帰の前段階という立場からも、一般の高校で勉強させるのがよいのではないかと感じております。生徒自身でも、これを希望している者があるようです。そしてこれを阻む要因としては、経済的・学力的・身体的なものが考えられます。

(ア) 経済的な要因の解決策としては、東京や大阪のような大都会に寮を用意し給与金が支給される方策を考えてやり、その土地の定時制高校へ転校する道を開いてやればよいと思います。

(イ) 学力的にレベルが低いという者については、少人数の本教室で基礎学力をつけることができ、社会の定時制高校に通用するようにしてやった時点で転校させるということでは解決されません。

(ウ) 身体的に耐えられない者は、決して無理に出ていく

べきではない。四年間を有効に利用すべきだと思いません。

(工) 大学進学希望者は、新良田教室で勉学を続ける方がよいでしょう。今の外の定時制高校では受験準備に困難を感じると思われるからです。

(二) 寮の管理上の問題点があります。

今女生徒が三人います。二年すれば二人が卒業します。

三年すれば、残りの一人も卒業してしまいます。現在中学の女生徒が進学してきても、遠からず一人で生活をしなければならなくなります。夜、保護者のような役割をする者もない寄宿舎で只一人住むということは、誰が考えても妥当ではありません。

また、男子寄宿舎といえども問題があります。遠く故郷を離れ、肉親と離れて生活している、多感な青少年の心の空白を埋めるものがなければなりません。

これらの問題には、次のように考えています。

(ア) 保護者的な役割をしてくれる人が必要です。しかし、年中舎生と起居を共にしていただけで、しかも指導的役割を果して下さる人を得るということは療養所の高令化がすすんだ現在、大変困難です。今から

五年前までは、何年もの間、舎監的役割を引き受けて下さる人がなかったということからも想像できません。

只一つ考えられることは、生徒の小中学校時代に親代りになって身辺の面倒をみて下さった方が長島に来て寄宿舎に住んでいただけないかということですね。

(イ) 里親制度的なものも考えられます。さしあたり女生徒だけでも引き受けて下さる方があればと思います。が、どうでしょうか。

四、終りに

いずれにしても、新良田教室へ入学してくる生徒が一人もないというときは早晩やって来ます。そうすれば、そのときには廃校か休校かになるでしょう。教員もいなくなり、備品も散逸してしまうでしょう。施設も荒れるにまかされましょう。そのあとで突発的に病気の子供が出てきたときはどうなるのでしょうか。

三八〇 差別・偏見につき生徒アンケート

(愛生園神谷書庫蔵「岡山県民主教育研究大会教材 新良田教室」
昭和55年 原本横書)

差別・偏見についての体験

(生徒・アンケートのまとめ) 五五、五、二一

新良田教室L・H・R

一、世の中には、まだまだ差別・偏見により苦しんでいる人々が沢山います。どんなことを知っていますか。

答 部落差別 人種差別(黒人など) らい患者

公害病患者の扱われ方 身心障害者

これらのものの就職・結婚問題がある 貧乏人

自分自身をかえりみて(差別されている者が)、上記の人々に対して差別感をもっていないかどうか考えてみよう。

二、自分自身、差別を受けた経験を思い出してみよう。

答 A、和光園で、私のノート・教科書を先生がピンセットでページをめくって点検していた。

・職員売店で欲しい品物を買ってくれなかった。

・まだ発病していなかった頃、母が病気という理由で、クラスをかえられた。

B、顔をジロジロ見られた。

C、愛楽園の近くの食堂で、愛楽園の方でしょう、帰ってください”といわれた。

D、あの家は、へんな人(らい病患者)がいるから行くな、といわれた。

岡山に来てからは差別を受けた経験はない、とすべての生徒の回答であった。

三、自分の病気について周囲の人にかくしている理由を考えてみよう。

一般社会に、らいについて理解されおらず、家族含めて差別されるから嫌われて、近所づきあいが悪くなるから

世間体があるから

四、自分の病気について、どの範囲の人に知らされているか。

家族全員 両親と兄弟姉妹の中の兄のみ

家族と親戚の一部 近所の人まで

中学時代の友人とその母まで 叔父さん夫婦まで

中学校担任・校長

五、帰省したとき、近所・友人のところへ遊びに行くか。以前の生徒で療養所の生活が長い者は、友人もいな

かったが、現在では殆んど生徒が、普通に友人とつきあっている。

六、愛生園で生活していることを、近所の人にはどのように説明しているか。

岡山の定時制高校に通学している

岡山で下宿して高校にいつている

岡山の姉の家から高校へ行っている

神戸の姉の家から通学している

(以前の生徒は、つきあいがなく知らせていない者が半数いた。そして、病院入院や病氣治療という説明をしている者もいた。)

七、自分の病氣について、具体的にどのような「ウソ」をついたことがありますか。

・本土の高校の寮生活をしている。(あまりつき合いがないのでウソは少ない。)

・定時制高校であるから、昼間どんな仕事をしているかと尋ねられたとき、「ウソ」をついている。

・岡山で下宿して定時制高校に通っている。(これが多い回答)

・学校の様子についての説明をするとき。

(全くそんな話をしないし、病氣についても何も話さない人もいる)

八、社会に出て多くの友人ができたとき、過去の生活・病氣のことについて、うちあけて話をすると思うか。

・うちあける(だまってくれる信頼のある人に)

(前回 三、三%)

・うちあけない (〃 五八 %)

・その時にならないとわからない (〃 九 %)

九、友人などに「ウソ」をつくということは心苦しいことであるが、現在、それについてどう思うか。

・病氣がわかると嫌われるので差別される心配がし、ウソもしかたがない。

・本当に心苦しい。理解してくれる人には話してもよいと思う。

・やっぱりよくないことだがしかたがない。かくすしかない。

・やっぱりウソをつくことは自分にとって、みじめである。「ウソ」は悪いと思う。

(その他、すべてが「ウソ」もしかたがない、と回答し、以前の調査も同じである。)

十、ハンセン氏病に対する偏見・差別の問題について、いま

までの知識・経験で、最も印象深い問題は何ですか。

・家族の中に、らい患者がでると、その一家が村八分にされて、結婚問題はすべてダメになり、差別される。

・私たちが卒業して社会に出るとき、「ウソ」について出ていかねばならぬこと。

・昔、こわい病気だと云った老人たちがわるい。私たちに「触るな 触るな」と云う人が多い。現代の若者たちはそうでなく、とてもよい。

・昔は、ものすごくきたない病気だといわれていたが、現在はずらないうつらな病気になった。しかし現在、まだまだ理解がなされていない。

・手が曲ると恐れられ、病気がうつると云われたり、実際には経験はないが、社会的に抹殺されそうな病気であることにはちがいない。

・今まで差別の経験がないので何もなし。

十一、「部落差別」について

本校にはいる前に教えられたことがあったか……全員なし
現在の知識をのべてください。

・部落出身ということだけで、世間から仲間はずれにされ

差別されている。

・昔は奴隷のような生活をさせられ現在も偏見・差別がある。

十二、「自ら差別しない」態度とはどんな態度か、討論して下さい。

資料

ロングホームルーム討議資料

「学校を卒業し、社会生活にはいるとき、私たちは

どのような心構えが必要か——とくに病気にたい

する差別偏見にたいして——”

卒業生はもちろんだが、在校生もいまのうちに卒業後の社会生活についての心構えをつくっておく必要がある。以下は、在校生、教員と自治会役員、舎監の方々の意見をまとめたものである。

一、ハンセン氏病問題の現状を認識する。

(一) ハンセン氏病について偏見・差別をつくりだしたものの

昔は、病気が進んだ状況で、体の部分に変形が起り、無惨な、みにくい姿になったところから、「呪われた病気」という観念を自然につくりだした。仏教の「因

果応報」思想と結びついて、悪いことをした報いだと
して教育的にも悪用された。封建制のつよい農漁山村
に多発するところから貧困病ともいわれ、また、同一
家族の中に多発するところから、遺伝病とまちがわれ
た。それまでは、患者は嫌悪とあわれみの対象ではあつ
ても、危険視されることはなかった。現代の偏見・差
別をつくりだしたものは、患者が世間の人々の身边か
ら姿をかくしてしまつた強制的な隔離政策以降であ
り、恐ろしい病気であるという固定観念をつくりあげ
た。「偏見は自然に生まれるものではなく、作られる
ものだ」ということをよく証明している。とくに、中
高年層の人たちは、経験的によく知っているので、差
別と偏見を強く残している。

(二) 一般論として、ハンセン氏病が治る病気となつたこ
と、恐ろしい伝染病でなくなったことは理解されてき
た。とくに、ハンセン氏病とかかわりをもつ職業につ
いているもの、また、関心をもつ人たちには、よく理
解されるようになった。

(三) 一般論としては理解されても、自分との「かかわり」
ができた時には、長い年月しみついているものを拭い

去ることはむずかしい。そして、無関心な人、啓蒙が
不十分なところでは、以前と同じ偏見が強く生きてい
る。

(四) 社会復帰者の数は、昭和二四年から昭和五〇年の間
に三、三、五七名に達しているといわれるが、現実の生
活はきびしく、就職・共同生活・結婚など多くの困難
な問題をかかえている。殆んどすべての人が自分の病
気のことをかくし、園との関係・過去の自分との関係
を断ちたがり、深く静かに社会の中に潜入しようとし
ている。

(五) 啓蒙活動については、十分に行われているとはいえ
ない。全患協組織などの患者自身の組織では、偏見打
破を目標にかかげてはいるが、現実には、善意の人々、
宗教団体との交流という受け身での理解をえる運動と
なっている。マス・コミで取り上げられた場合でも、
復帰者の反応は「ねた子を起すな」と、迷惑がるもの
が多い。この啓蒙活動は行政関係（役所の仕事）がす
すんではいるが、これも十分でなく、この点、将来の
展望としては明るさはないようである。

二、病気と関係ある偏見・差別にどう対処するか。

(一) 偏見・差別は、この病気に限ったことでなく、出生・家柄・学歴・資産・容姿・職業など全般にわたり、とりわけ、部落問題は大きな差別の問題をいまなおかかえている。部落やハンセン氏病についての歴史、また、基本的人権（別資料）について学習し、差別される理由は全くないという信念をもち、胸をはって自信をもって生活すること。

(二) ハンセン氏病についての十分な知識をもち、療養の仕方についても長期の展望をもって計画し、自分の体に自信をもてるように心掛けること。無理をしないで、常に健康に留意すること。定期の診察を受け、医師の指示に従うこと。

(三) 病気であったことを不必要に他人に知らせる必要はない。人は誰でも人に話せぬ問題をかかえて生きている。後めたい気持ちをもつ必要はない。偏見・差別が強いので、みんなは意識過剰になっている。いちいち自分の過去を話して交際する必要はない。しかし、職場などにおいて上司の中で一人だけでも事情を理解できる人を見いだせることは、気分が楽になるし、望ましいことである。困ったときに相談もできる。

(四) 問題が起った時、冷静に対処し、絶望的になったり、やけになったり、その場からすぐ逃げ出すことのないようにする。多くの先輩は一人で考えて失敗している。

学校（新良田教室）、療養所の福祉室、自治会などにならず相談をすることを忘れないこと。

(五) 「ウソ」をつくということはよくないことである。一度「ウソ」をつくると「ウソ」に「ウソ」を重ねてついにバレてしまいます。そして、逃げ、かくれする消極的な態度になりがちです。必要があるときは事実を話して解決に努力して、偏見・差別の社会で生きる権利を主張することが、不利になっても「ウソ」をつくより、より人間的な生き方であり試練を重ねることにより強くなり、自信もできてくる。このような考え方があります。

しかし、この方法には強い意志が必要です。わたしたちは社会で現実に生きていかねばなりません。差別され偏見で見られ社会に受け入れてくれないならば、生きる手段として「ウソ」も許されるべきです。「ウソ」をつぐ必要がある時は、おろおろしないで堂々と胸をはって、言葉をはっきりと、社会にたち向って生きる必要があります。この点をみんなで十分討議しましょう。中途半端

な態度では生きていけません。

(六) 最も困難で重大な問題は、結婚問題であるが、秘密にしたままの結婚は、その生涯にわたって、はかり知れない苦しみとなることを覚悟しなければならぬ。いつか打ち明けることが可能であろうし、また、事前に理解してくれることがより望ましい。(別資料参照)

(七) 自ら、差別・偏見とたたかう姿勢をもつことができようになることが望ましい。そのような団体に参加し、自分一人で孤独にならず、理解ある人々と行動を共にすることは、生きることにより大きく役立つ。

三八一 入学生転園依頼と入学案内

(光明園蔵「転園関係綴」昭和56年 原本横書)

光発第二六六号

施行昭和五六年三月二八日

起案昭和五六年三月二六日 起案者印 ㊟

園長㊟ 副園長㊟ 部長㊟ 看護婦長㊟ 課長㊟

国立療養所長島愛生園長殿

園長

患者の転園について(依頼)

下記の患者が、昭和五六年度岡山県立邑久高等学校新良田教室へ入学予定となりましたので、在学中の転園についてご承認下さいますようお願い申し上げます。
尚、病歴書等関係書類は別途にてお届けいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

氏名 A・K

生年月日 昭和三六年五月三日

転園月日 昭和五六年四月一日

^{〔別筆〕} 入学予定者へ 入学式四／一〇一〇：三〇

入学案内(昭和五六年度)

岡山県立邑久高等学校 定時制課程 普通科 新良田教室

所在地 岡山県邑久郡邑久町虫明六五三九

国立療養所長島愛生園内

七〇一―四五(T E L)〇八六九二―五―〇三二一

(内線二五四)

修業年限 四年(昼間定時制)、教育課程その他詳細について

ては同封の学校要覧をお読みください。

宿舎 学校敷地内にあり、全生徒寄宿制です。

生活

一般の入園者と同様な物品が支給されます。現金は給与金、その他で月額五二、二五〇円支給されます。卒業後に役立てるために、その一部を積立及び定期預金を学校でします。

細目については当園到着後療養所より指示します。

以上

制服

支給されるが、その時期は確定されませんので、それまでは中学当時の服を着用してください。

〔別筆〕
「中学校の生徒指導要録―出身中学校へ請求して、高等学校へ送付してください。」

文具

文具は必要なものを入学時支給します。また年間一、〇〇〇円の希望品を配布しています。教科書も配布します。辞書、参考書は自費購入になっていますが、入学してから必要なものを担当の教員が指定しますので、それを購入してもらいます。

戸籍抄本―できるだけ早目に高等学校へ提出してください。
芸術科の授業―「書道」の予定です。用具はこちらで配布します。

印鑑

必要ですので、必ず持参してください。

家庭科の授業がありますので、手持ちの用具を持参してください。」

病歴書

転出証明書、外国人の場合は登録証明書を必ず持参して到着後、療養所へ提出してください。

三八二 私の青春

(県立邑久高等学校蔵「高等学校関係資料綴」昭和59年)

その他

トレーニングシャツ・トレーニングパンツは体育授業や作業で使用しますので、手持ちのものを持参してください。なければ、こちらへ来てから購入をします。

私の青春

中学校へ
入学許可者の指導要録および戸籍抄本を至急送付するように手配してください。

私の青春
定時制高校とは、一般に働きながら学ぶ勤労学生達に通う高等学校だと理解されています。私の学ぶ邑久高校新良田教室も同じ定時制ですが、一般の定時制高校ではありません。それは、ハンセン病の治療をしながら学ぶことのできる日本でただ一つの高専学校です。

A・K

みなさんはハンセン病を知っているでしょうか。ハンセン病とは、末梢神経の病気で治療をすれば治ります。しかしそのまま放っておくと、体中の神経がおかされる事によってさまざまな障害がでてきます。

私は16歳で発病しました。しかし、すぐに療養所へ入園し治療を受けたおかげで、病状の方はほとんど回復できたのですが、私自身の心が病気に打ち勝つ事ができませんでした。発病によって、将来への夢や希望の全てをなくし絶望した私は、何をする気にもなれず、ただ淡淡と過ぎていく療養生活にたえきれなくなり、ある夜、療養所をぬけだしてしまったのです。病気が回復する一歩手前という所で、全てを投げだしてしまった私が、そんな自分の考えや行動がいかに浅はかで愚かであったかを思い知ったのは、手足にさすような痛みを感じるようになった時でした。自らの手で病気を再発させてしまったどうしようもない後悔に苦しみ、どうにかしなければと思っていたある日、この新良田教室室^{〔ママ〕}の事を知ったのです。

「あつた、こんな私を救ってくれるものがまだあつた。これで一からやり直す事ができる。このチャンスを掴めば、とぎれた夢もいつかどこかでつながるのではないか。」

そう思った私は、新良田教室入学に自分の全てを託し、故郷沖繩をあとにしたのです。発病して四年目に私がやっと見つけた将来へのたった一つの望みでした。

まだ肌寒い春の日、新入生たった一人の入学式でしたけれども意欲に燃えて私の高校生活は始まりました。ふり返れば長く遙かな道程だったと思う反面、つかの間に過ぎていった^{〔ママ〕}三年半だったようにも思います。

二十歳で高校生となった私は、中学を卒業してから五年も of ブランクがあり、意欲に燃えていたとは言え、ついて行けるかどうか、その不安だけで一杯でした。数学の基礎である方程式さえ満足に解けなかった私です。そんな私にとって、毎日の授業は苦痛でしかなく、自分の能力のなさを思い知らされるだけでした。先生に質問されただけで小さくなりうつむいてしまう私は、そんな自分がたまらなくみじめに思えてなりません。そのうえ、病気によっておこる神経痛は悩む私を苦しめます。そんな時でした。宿題に古文の暗誦をだされた私は、それに手もつけないまま授業にでたのです。

「なぜやって来なかった。」と聞かれ「神経痛で苦しかったからです。」と答えた私を「甘えるんじゃない。やろうと思えばできたはずだ。」と、先生は大声で怒鳴り、そのあとは一

言も言わず終了のベルが鳴ると同時に教室から出て行かれました。この時のみじめさと言ったらありませんでした。その夜、私は、たまたま夢中で古文を何度も何度も頭の中でくり返したのです。そして暗誦できるようになった時、やったという嬉しさと、私にもできるんだと言う思いで一杯でした。それからの私は、だんだん変わっていったように思います。わからない事は解ろうと努力し、そしてあれ程苦痛だった授業もいつしか楽しいと思えるようになりました。古文の暗誦が出来た、たったそれだけの事が私に自信を与えてくれたのです。何かにつまづくと、どうせ私は病気だからと考え、それを理由にしていつも逃げていたように思います。学ぶことの大切さとすばらしさを、私はこの時知りました。

そして現在、私は看護学校への進学を望み、それに向けて受験勉強に取り組んでいます。かつての私からは思いもよらない大きな夢です。時には厳しく、時にはやさしく私を指導して下さった先生方、共に助けあい共に励ましあった仲間達、そして私達の病気の回復のために務めて下さる園の方々。そんな人達にささえられて苦しかった神経痛を乗り越え、何度もくじけそうになった高校生活を続ける事ができたからこそ、持つことのできた夢なのだと思います。

今、私の回りは希望の光で輝いています。そして、この世で一番幸せなのは私ではないかと思うのです。なぜなら、ナースの道を歩きたいと言う大きな夢を、病気になった事で見つけられたからです。体が思うように動かない苦しさ、その時の心の痛さやつらさを私は身をもって知りました。その経験をいかし、より大きく成長するために、私はナースの道を歩こうと思います。あれ程苦しんだ神経痛も今ではすっかり良くなり、私の体が健康な体に回復できるのも、そう遠い日ではありません。ただ悲観し泣き明かすしかすべのなかった私が、ハンセン病なんて数ある病気のうちの一つにすぎない。"と考えるようになりました。生きる糧を見失うのは逆境のせいではなく、自分自身の生き方を見つめる姿勢にあるのだと言うことも私は知りました。それも全て新良田教室で学んだからです。新良田教室は私の青春そのものです。卒業まであと半年。ゴールはもうすぐです。私の明日への門出となる卒業式に堂々と胸をはって出席するために、そして私の青春に恥ないように、残りのあと半年の高校生活を一步一步踏みしめて頑張っていきたいと思っています。

三八三 閉校記念式・記念碑除幕式案内状

(県立邑久高等学校蔵「閉校記念式関係綴」昭和62年)

閉校記念式・記念碑除幕式案内状(案)

謹啓 厳寒の候、貴台にはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、月日の経つのは早いもので、岡山県立邑久高等学校定時制課程普通科新良田教室が昭和三十年九月十六日に開校して以来三十二年になりました。

この間、三百有余名の卒業生が巣立って行きましたが、最近では当教室の生徒数も年々減少し、昭和六十二年三月三日に最後の卒業証書授与式(第二十八回)の挙行をもちましてその使命を終え、閉校することになりました。

つきましては、左記により閉校記念式及び記念碑の除幕式を催すことにいたしました。御多忙中まことに恐縮に存じますが、何とぞ御来臨の栄を賜りますよう御案内申し上げます。

敬白

昭和六十二年一月 日

岡山県立邑久高等学校長 小池章郎

国立療養所長島愛生園長 友田政和

殿

記

岡山県立邑久高等学校定時制課程普通科

新良田教室閉校記念式・記念碑除幕式

昭和六十二年三月三日(火)

閉校記念式 岡山県邑久郡邑久町虫明六五三九

新良田教室講堂 午後一時三十分～二時三十分

(受付開始 午後一時)

除幕式 新良田教室校門付近 午後二時三十分～三時

準備の都合がございますので、御手数ですが一月 日まで

に御返信ください。

当日御来園の際、本状を受付にお示しください。

当日左記の臨時の園船を御利用ください。

虫明発十二時三十分 長島発十五時四十五分

三八四 報道関係者の取材への申入書

(愛生自治会蔵「邑久高等学校新良田教室閉校に関する綴」昭和62年)

報道関係者に対する申し入れ書

同窓会として、次の項目について全面的なご協力をお願いしたい。

一、卒業式の取材について

本件については、本年度卒業生の強力な意思により撮影を絶対してもらいたくないとの理由により、学校側並びに同窓会としては、彼の人権を守り、将来のためを考え、その意思を尊重すべく、撮影を絶対遠慮して下さい。

二、閉校記念式及び記念碑除幕式の取材について

取材については、やぶさかではないが、同窓生に関しては、社会復帰をし、公職についている者もあり、正面ないしアップの取り方については支障のある可能性も多分に考えられるので、うつむいていたり、人がくれしている者は絶対に撮影しないで下さい。

三、閉校記念式典及び除幕式終了後の取材についても一層のご配慮をお願いしたい。

四、取材前に同窓生との話し合いの機会を是非つくってもらいたい。

同窓会は、個人の人権及びプライバシーシブルを守る立場から、以上の項目について報道関係者には、特別のご配慮をお願いすべく申し入れます。

邑久高校新良田教室同窓会

各報道関係各位 殿

昭和六十二年三月二日

三八五 昭和六十一年度の教育〔抄〕

（愛生園蔵「県立邑久高等学校新良田教室 閉校式典事業関係綴」
昭和62年 原本横書）

昭和六十一年度

国立療養所高等学校事業報告書

岡山県立邑久高等学校定時制課程普通科 新良田教室

【六】生徒の動向一般に関する事項

（一）学習活動

生徒は、八時四〇分のラジオ体操から活動を始めて、菓の飲用等の治療を終えて学習活動に入る。生徒数はいよいよ第四学年男子生徒一名となり、学校という名に値しない形態となったが、学校全体で何事にも取り組む姿勢で集団教育としての役割を果たしてきた。特に体育・農業・LHR・クラブ活動の学習には、全教員の参加を求めて生徒・教員が一丸となって活動することにより、教育効果を上げるとともに、対話を通して十分な意志の疎通をはかり、ややもすれば沈滞するムードを明るく盛上げてきた。基礎学力の不足する生徒であるため進度にこだわらず、生徒が十分に理解した上で単元を進めることを共通理解として学習を進めた結果、この一年間の成果はすばらしいものが

あった。

(二) 特別教育活動

ロングホームルームは週一時間であるが、より深く内容を理解する目的で、ゆとりの時間と交替で、隔週二時間連続実施とした。一学期はハンセン病について、二・三学期は偏見・差別及び本校の歴史について、教員もまじえた全員で学習した。

ゆとりの時間は週二時間実施してきた。一時間は基礎学力充実のために漢字テストを、他の時間は学校行事と関連させて、その学習会等を実施した。

春の旅行は、倉敷美観地区を見学するとともに、水島製鉄所を見学して現代社会における鉄の役割を学習した。

六月五日〜六日、本校として最後の修学旅行を実施した。行先は宮島と広島市内で、日本の歴史を学ぶとともに、戦争の悲惨な状況を眼の前にして平和を考えさせられた。

二月には、岡山市内定時制三校と交流をして、ハンセン病及び新良田教室の歴史について学習を深め、ハンセン病について啓蒙をした。

クラブ活動は卓球を設定し、全教員も参加して活発に運営がなされ、技術の向上は顕著である。

土曜日の集会には、その月の月訓の反省をして、ややもすれば流れやすい生活を規則正しいものへとしていくた。そして、一ヶ月一回の割で三分間スピーチを実施し人前で話をする訓練もしてきた。

【八】閉校に関する事項

開校以来の卒業生は三〇七名、その内約八割の生徒が社会復帰して、社会のあらゆる分野で活躍している。この間の医学の進歩はめざましく、一期〜七期までは定員(三〇名)を上回る受験者がいたが、その後は減少しつづけ、ついに昭和五九年度からは受験者は〇名となった。

(一) 閉校記念式

三月三日、内外の来賓約二〇〇名臨席のもと、閉校式が挙行され、日本唯一の国立療養所内高等学校は三二年の歴史を閉じることになった。

(二) 記念誌発行

本校三二年の歴史をまとめたが、一部、資料不足のため充分でない部分もある。未だ一般社会の根強い偏見・差別のため、同窓生の顔写真、名簿が記載できない面があり、他校の記念誌と大変趣を異にするものとなった。

(二) 記念碑建立

同窓生の篤志により、校門近くに立派な記念碑を建てる
 ことができた。これにより校舎はなくなっても、思い出の
 地をのこすことができ、心の故里として卒業生の心により
 どころとなった。

三八六 希望碑の讃文

(県立邑久高等学校蔵「昭和六一年度職員会議録」昭和62年)

讚希望碑 希望の碑を讃う

花影香雲春色時 花影香雲、春色の時
 緑松長島有書帷 緑松長島、書帷を有つ
 学園勉励切磋処 学園は勉励、切磋の処
 社会当帰託悦支 社会は当に帰るべく、悦を託するの支えあり
 互敬恩師薫化效 互敬の恩師、薫化の效
 誠心医薬治平宜 誠心の医薬、治平宜し
 功成業了校鬢趾 功成り業了つて校鬢の趾
 齊仰指針希望碑 齊しく仰ぐ指針希望の碑

(S 62・3 後藤亘氏 作)

三八七 閉校の新聞報道

(「毎日新聞」昭和62年3月3日)

うれしい閉校

ハンセン病患者の学灯三二年

長島愛生園内の高校、最後の一人きよう卒業

三〇〇人巣立つ

全国でただ一つのハンセン病患者が学ぶ高校として、患者
 の社会復帰の支えだった岡山県邑久(おく)郡邑久町虫明、
 「長島愛生園」内、岡山県立邑久高校新良田(にいらだ)教
 室(小池章郎校長)で、最後の生徒一人が三日の卒業式で巣
 立ち、同教室は三十二年間の歴史を閉じる。若い患者がいな
 くなったことによる閉校で、闘病生活を送りながら学んだ同
 窓生らは「ハンセン病の終末を示す指標で喜ばしいことだが、
 やはり母校がなくなるのは寂しい」と話し、卒業式と同時に
 行われる閉校記念式には全国から集まってこもごも思い出を
 語り合う。

新良田教室は、全国ハンセン病患者協議会の強い働きかけ
 で厚生省と岡山県、岡山県教委が合意、昭和三十年九月に開
 設された全国で唯一の患者受け入れ高校。四年制の昼間定時
 制普通科(定員百二十人)で、第一回の入試には、返還前の

沖縄の二療養所を除く全国十一の療養所から五十四人が受験して三十人が合格した。

生徒は校内にある寄宿舎住まい。音楽、演劇などのクラブ活動も盛んで、毎年の学校祭や運動会には愛生園の入所者も一緒に楽しんだ。島の対岸にある本校での授業参加や岡山市内の定時制高校との合同文化祭などの交流も積極的に進め社会復帰を目指す生徒にとって貴重な場となった。

一方で、特効薬スルフォン剤などの開発で、患者数が減少、三十八年まで百人を超えていた生徒数はどんどん減った。三日に巣立つ男子生徒（二七）が入学した時は四年一人、三年一人の計三人だったが、六十年からはたった一人に。

これまで教室に学んだ生徒は三百九十七人。三百七人が卒業し、二百二十五人が社会復帰し各地で働いている。

第一期生で今も長島愛生園に入所するAさん（五一）は「園内の受験希望者二十数人が中学校の先生の下で毎日必死に勉強しただけに合格の知らせを受けた時の感激は忘れません。今も生きていく上で自信につながっています」と話している。同級生は永遠の心のきずなとなるよう、中庭に記念碑を建立、三日除幕する。碑には校医を務めた友田政和・長島愛生園長の筆で「希望」と書かれている。

三八八 同窓会だより

（愛生園神谷書庫蔵「新良田同窓会報」第七号 平成元年 原本横書）

新良田同窓会報（第七号）

発行日 一九八九年（平成元年）二月一日

発行者 邑久高校新良田同窓会本部

〒八六一―一 熊本県菊池郡□町□

電話 ○○○―△△△―○○○ □

平成と年号が改まり新しい時代が始まりましたが、同窓会の皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度多磨支部のあとを受け、私共菊池支部同窓会が次回同窓会開催迄下記役員と共に本部をお引き受けすることになりましたので、前任者同様尚一層の温かい御支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

顧みますと、母校新良田教室は、我が国経済成長突入時の昭和三〇年九月十六日に関係各位のご理解とご尽力をいただき開校され、去る六二年三月三日三〇七番目の最後の卒業生を送り出して、その三二年間の有終の歴史を閉じました。この間、五〇年一〇月一日に長島に於いて第一回同窓会、五八年一〇月九日に岡山市ホテルニューオカヤマに於いて第二回同窓会、そして、昨年ソウルオリンピック開催年の六三

年一〇月九日には、東京上野法華クラブに於いて第三回同窓会を九三名の出席者を得て盛会のうちに開催することが出来ました。これも偏に皆様方の本会に対するご理解とご支援の賜と深く感謝を申し上げます。

当本部では第四回同窓会を、来る一九九二年バルセロナオリンピック開催年の平成四年に南国九州の緑豊かな田園文化都市・熊本で開催予定ですので皆様にはお誘い合わせの上多数の出席をお願い致します。

昨年末、多磨支部の森元前会長より繰越金七一、一五三円及び同窓会生徒名簿等を引き継ぎ保管しておりますが、本会運営の糧となります会費の納入方につきましてご理解と御協力を下され甚だ恐縮ですが、会則第一四条二項に基づき年会費一、〇〇〇円を同封の郵便振替用紙をご利用の上、納入下さるようお願い申し上げます。

各支部長さんには会費徴収(年会費の六割を本部に納入し、四割は支部活動費とする)会報配布・近況・消息の報告等のご協力を今後とも引続きよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げますと共に新良田出身OB相互の親睦と交流のネットワークが広がり、本会が益々発展することを祈念致します。

〔後略〕